



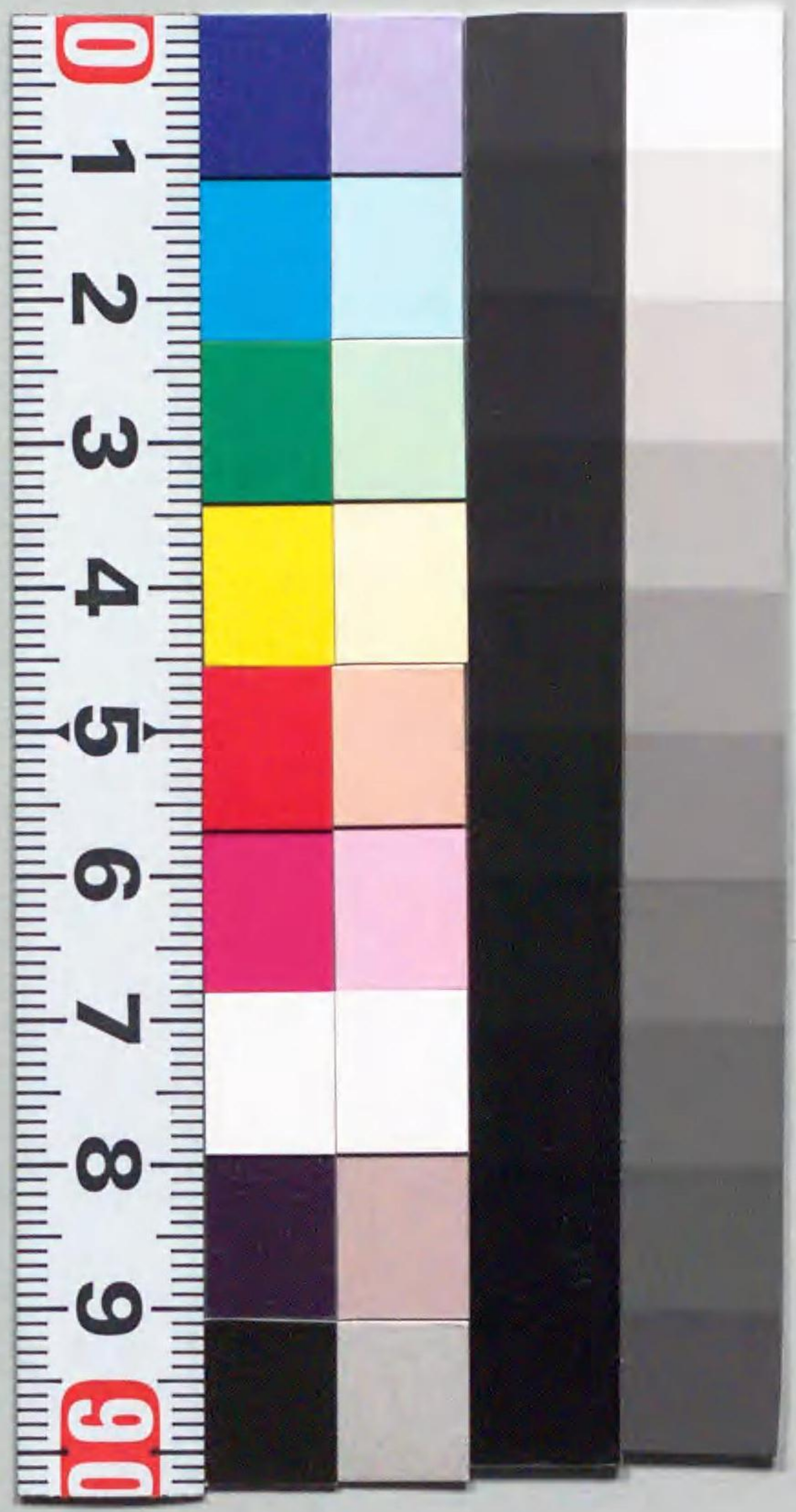
210.08  
Ko5483




00712691

X  
複写

210  
Ko











文學士

矢野太郎編

# 國史叢書

志伎農政賀陀智全

國史研究會藏版





文學士 矢野太郎編

國史叢書

志伎農玖賀陀智全

國史研究會藏版



210.08  
K05483



712691

志伎廻久賀陀智八卷九冊、古來遭厄の君臣凡そ廿六人を傳す。成書の由來略ぼ目序に見えたり。蓋し著者幕末に生れ、夙に皇室の式微を歎じ、尊王開國國威を振起すべきを説き、神皇の道を發揮するを以て畢生の任とす。是を以て身僻陬一小藩農士の家に生れしと雖、陪臣となるを潔とせず、早く國を去りて京師に寓し、自ら神皇の臣と稱す。維新の際諸方勤王に志ある徒、昌に其居に出入し、其説を聽きて憤起する者少からず。幕吏深く之を憎み、遂に捕へて獄に投じ、將に斬らんとす。獄中志士あり、國家の爲深く之を失ふを惜しみ、身を以て救濟し、僅に死を免がる。次で大政復古となるや、國事に就きて屢、建議するところあり、遂に當路の忌諱に觸れ、再び捕へられて岡山藩に預けらる。是前後兩回の幽囚に發憤して敘述せるもの實に此書なり。志伎廻久賀陀智は磯城の探湯にして、武内宿禰の故事にとる。著者の書を著はす、常に「述べて作らざる」を以て其主義とす。故に古人の言説にして己が意を得たるものは務めて之を博採して以て文を行ひ、自説を出だすことを避く、たゞ間、簡單なる批評を加へ是非を辨するのみ。是れ著者深意のある所也。



解題

大正六年八月

ニ

難鳴生

## 例言

- 一、本書は猶ほ未成品にして中には全く草稿中の者あり、従つて卷帙の次第も往々前後せり。今略ぼ年代順に之を排列せり。
- 一、本書原本八卷九冊なれども、今印刷の都合上、卷冊の名を撤せり。
- 一、本書中、崇徳後鳥羽・土御門・順徳四帝の卷は嘗て岩倉右大臣の執奏にて先帝陛下の乙夜の覽に供せるものなり。
- 一、本書原と二十六傳あり、然るに今和氣清麻呂卿・菅原道真公・加藤清正朝臣・大塔宮護良親王の四傳を略す。是れ出版の都合によるものにして他に深意あるに非ず。就中清正朝臣の傳は嚮に乃木將軍の上梓せられたるあるを以て是を省けり。
- 一、本書割註の行數多きものは、印刷上改めて〔註〕の字を加へ、一段下げて本文同様の活字とし、或は括弧を加へて本文中に挿入せり。
- 一、本書、多賀神社宮司木野戸勝隆氏の校訂を経たるものによりて上梓す、また請

例言

一



ひて氏の序文を得たり。茲に深謝す。

國史研究會



目次

自序	頁	淡路天皇	一四四
高良玉垂命	二	小野朝臣篁卿	一五
大日下皇子	一九	紀夏井朝臣	一七三
仁賢天皇顯宗天皇	二六	恒貞親王	一八四
大伴金村大連公	四	西宮左大臣源高明公	一九一
物部守屋大連	五三	崇徳天皇	二〇
蘇我石川麻呂大臣	六六	後鳥羽天皇土御門天皇順徳天皇	二七五
長屋王	九二	於久賀伎	三八六
藤原廣嗣朝臣	一〇一	久我内大臣通基公	三六七
藤原豊成大臣	一二四	中院内大臣通村公	三九三
贈太政大臣正一位橘奈良麻呂卿	二六		

目次

目次終



吾が師、梓弓、矢野玄道大人の著されし書は、神典翼皇典翼を始めて、凡二百部なむありける。そが中に、此の志技能久賀他智は、端書に見えたるが如く、大人の、無き名を負ひて、辛きめ見給へる時に、よみいでられし歌を本にて、畏くも、くなたぶれの爲に移され給ひて、遠き島にさすらひまし、君たちの御傳、慨くも、ねぢけ人の爲にぬれぎぬきせられて、うきせに沈み給ひし臣たちの事蹟を、採り集めて、世に弘めむと、記されしものなり。然るに、先つ年、四柱の天皇の御卷を、岩倉右府の執りもたして、先帝の御許に捧げ奉られ、また加藤清正ぬしの條を、乃木大將の、印本として、知人に頒たれし事はありけれど、かゝる書のありとしも知れる人の、世に少なきは、あかす口をしくなむ。さるを今度、大人の三十年の祭の記念に、まづ此の書を始めて、次々に、神のみてしる美賀保志美也賛藪贅言をも、摺卷として、徧く人に示さむと、太郎ぬしのいそしまるゝは、いとおむかしく、大人の御靈も、嬉しところ、天翔りみそなはすらめ。されど、猶そのかみを思へば、



さみだれのふれるよしのぶ涙には色かはるまで袖ぞぬれける  
とうめきいでらるゝになむ。

伊豫人にて近江に住める

大正六年六月八日

木野戸勝隆記す

# 志伎農玖賀陀智

平朝臣玄道謹述

余はいかなる由の生れにか有りけむ。いとをさなかりしより、身のかよわく、つか  
らしき上に、いさゝかもたる世に寶とすなる物をしも、近き族なるこのて柏なすた  
ぶれに、ことごとくにかどはされ、とさまかくさまさまよひし比、自らかい記せる物を  
さへに、いくたびとなく失ひはてなど、うきせに沈める事、いま手を折りて數へ出で  
ば殆々をよびも傷はるべかめり。かくて慶應元年の夏ばかりにや有りけむ、會津  
なる某が、京のかため仕奉れるをりなりき。そが下に、新撰賊として世に名だたるあ  
らぶるたふれどもものゝて、甚しき暴虐に、京こそりて惱めるをりふし、いかなるお  
よづれをや聞きけむ、とりこめていとからきめ見せつるをりしも、しづが身になぞ

序



へ申すべくもあらぬ、いとく高き尊き神とも神とます、現人神等の御上にさへも、うきせに落ち給へることを思ひつゞけて、つれづれの心やりに、よみいでたるえせ歌のあるに、その御傳へをも、物どもに見あたるまに、かいつけ置きしが、積り積りてかく成れりしを、或人の見出でて、さて止まむまあたらし、いかで世にも弘めて、神とも神とます現人神、また真人だちの尊き恐しき御功德をも顯し奉りて、世の鏡ともなし、且はよき人にもさる例ありげなる神界の故よしをも見せ、又世のうきせに沈む同じどちの心のなぐさとも、さては世にはびこる悪人らが、終の靈の往方をも、かねて知らせて、誠ともせよかしと、あながちにそゝのかすにぞ、事々しけれどかくは物せるになも有りける。

### 高良玉垂命

神の代にな、世まをし、神すらもしきのくがだちせしこともあり

建内宿禰命たしけうちすくねのみことは、古事記には大倭根子日子國玖流ねこひこくにくろ元天皇の御孫として、此天皇の御子「比古布都押之信命娶木國造之祖宇豆比古ちひこふつおしののぶみこむけのくにつくりのすけうまひこ紀國造系譜に、天ノ道根命より第六代宇之妹山いもやま下影日賣したかげひめ生子建内宿禰たけうちすくねとあるを、書紀には、彦太忍信命、是武内宿禰之祖父也」とも、景行天皇三年春二月庚寅朔、紀伊國に幸して群神祇を祭らむと思ほして卜合給ふに、吉くもあらねば、行幸す事は止みて、屋主忍男武雄心命いんぬしおのむすこ一云三武一云三武猪心命いのこをして祭らせ、給ひき。爰に屋主忍男歳雄心命詣まして、阿備柏原に居して神祇を祭り給ひき。仍九年住み坐し、程に、紀直の遠祖菟道彦が女影媛に娶ひて、武内宿禰を生れましきと有りて、孝元天皇の御曾孫彦太忍信命の孫とせり。孰れ正しからむ。此命の奇禍に逢ひ給へる事、譽田うた天皇紀に、九年夏四月武内宿禰を筑紫に遣して、百姓のありかたを監察給ふ時に、宿禰の弟甘美内宿禰兄を廢はむと欲ひて、天皇に讒言さく、武内宿禰常に天下を望ふ情あり。今筑紫に在りて密に謀りて、筑紫を裂きとり、三韓を招きて、己に朝はしめ、遂に天下を有たむを謀りごつと承る」と申す。ここに天皇御使を遣して、武内宿禰を殺らせ給ふ。【玄道云、天書には、帝驚遣使於築州、



召武内と見え、紀氏系圖にも、天皇聞食之、即差遣軍兵於鎮西とのみ見えて、殺らせ給ふことは見えず。これ決めて正傳にぞ有りける。此は別に説へる物もあり、下にも略注ふべし。時に宿禰歎きて、「吾一心なく忠もて仕へ奉れるを、今何の禍ぞも、罪なくて死らむ」と宣へるに、壹伎直眞根子ちふ人有り。その人となり能く武内宿禰の形に似たり。大臣の罪なくて空しく死るを惜しみて、語り申さく、「大臣の忠もて君に事へまつりて既に黒心なき事は、天下共に知れりき。願密にこゝを避りて、天朝に參赴て親ら罪無き由を辨め給へ。さて後に死に給ふとも晩からじかし。時の人毎に僕形大臣に似れりと申せば、今我大臣に代り死て、大臣の丹心を明さむ」と曰しをへて、則ち劔に伏して死にき。

壹伎直眞  
根子の義  
氣

〔註〕此人の語に、大臣の忠心丹心もて大君に仕奉らせる事は、天下の人共に知れりとあるを、よく思ふべし。已に五朝を経て、國家の大臣として仕奉りしを、いかに天皇の速に誅はむとは爲給ふべき。さるをかく事迫りしは、いかにといふに、後の御世に、弓削道鏡賊が、私に和氣卿を道にて失はむとせる如く、彼、甘美内が勅

眞根子の  
社

を採りて兵士を遣して殺さむとせしにぞ有るべき。さては眞根子ぬしの功なくば、大臣は殆々危き事なりけり。古今ともに世に多く、禍物のわざとかゝる逆賊のあなるは、すべなきものゝ、幽界にて深き契りありとぞ聞ゆなる。そは師翁の説はれたる如く、神仙傳に、老子の數名を稱せる由を解きて、所以爾者、按九宮及三五經及元辰經云、人生各有厄會、到其時若易名字、以隨元氣之變、則可以延年度厄、今世有道者亦多如此とある如く、人生に厄ある事知られたり。此事は別に記せる物あり。又神社啓蒙に「壹伎社在筑前國那珂郡壹伎地、所祭之神一座、壹伎直眞根子、

時に大臣此を甚く悲みつゝも、竊に筑紫を避出でて、海路より南海を廻り、紀水門に泊て、からくして天朝に詣で、其罪なき由を辨められしに、天皇則ち大臣と甘美内宿禰とを推問給ふ。こゝに二人各もく堅執して争ひて、是非決めかね給ひき。かれ勅して、神祇に請して探湯せしめ給ふ。かれ二人共に磯城の川濱に出でて、探湯せしに、大臣なも勝ちてける。かれ横刀を執りて、甘美内宿禰を毆什して、遂に殺



略記

さむと爲るを、天皇の勅もて釋ゆるさしめて、紀伊直等が祖に賜ひき。紀氏系圖に、略記を引いて、かの讒言よこしをいひて、「武内望王位、相語新羅高麗百濟等、爲攻都之由申之。天皇聞食之、即差遣軍兵於鎮西、爲令討武内宿禰、武内於鎮西聞此事、歎云、我自元無貳、從奉君之外無他事之處、何無罪可被討哉云々。天皇勅而沸銅湯、祈申神祇可入各手、無咎者於湯中莫損其手云。仍各令入手於湯中之處、甘美内手肉煮落成骨許畢。武内手如入水中不損云。是吾朝湯起請文之始也」とあり。〔此に略記と引けるは、扶桑略記にはあらず。決めて舊き家紀より出しならむ。記傳に、「紀伊直は、大臣の母家也、賜ふとは其家の奴とし給ふなり。此事、實は天皇の九年ならば、味師内宿禰もいと命長かりけむ、景行天皇の御世の末つかたに生れても、此時尙百五十餘歳なるをや」とあり〕記傳に大臣の事を委しく説きて、「建は例の美稱、内は味師内の内と一ひとつにて、共に居地名にて、大和國有智郡これなり。神名帳有智神社、諸陵式有智陵、皇后井上内親王。玄道云、此は吉野川の邊に在りて、吉野陵とも云ひけむ故に、此を吉野皇后とも、日本後紀に申せるなり。此は思ひ惑ふ人のあれば、

吉野皇后

うちのあそ

因ちなみになむ』なども此郡にあり。萬葉一に、内の大野と詠めるも此處なり。兄弟共に此地にぞ居住まれけむ。山城國綴喜郡有智には非じ。高津宮段の大御歌には、此人を宇知能阿曾うちのあそとよませ給へり。書紀神功皇后紀にも然しかあり。阿曾は、阿曾の略なり。續紀慶雲四年の詔詞には、建内宿禰命と詔へり。此人の生は、成務卷に、初天皇與武内宿禰同日生之とあり、年紀合はず。

〔註〕其故は、まづ景行卷三年に、父命紀國に詣て、九年留り坐せる間に生れ給ふとあれば、此人は景行御世の四年より十二年迄の間にぞ生れ給ひけむを、成務天皇は、景行天皇四十六年に立爲太子、年廿四とあれば、廿三年に生れ坐せるなり。然れば此天皇の生れ坐しよは、かの十二年よりは十一年後なるをや。又此天皇太子に立ち坐しよこと、景行卷には、五十一年の事なれば、四十六年とあるを誤として、五十一年に御年廿四として計へれば、廿八年に生れ坐せるなれば、彼十二年より十六年後れたり。又此天皇崩時年一百七歳とあるを以て計れば、景行の十四年に生れ坐せるなれども、其それにてもなほ二年後れたり。如是かくして成務天皇の



武内宿禰  
の誕生地

御年紀も彼是と皆合ばざれば、此人の生の年も、さだかには定め難きことなり。其由なほ下にも云ふべし。されど、彼天皇と同日生とあるは實なるべし。但し仁德天皇の、此人の子の木菟宿禰と同日に生れ坐せるとあると、事の同じきはあやし。若くは、此は彼事の紛れたる傳には非るか。さて今紀伊國名草郡安原郷松原村と云ふに、此人の誕生の地なりとて、古井のあるは、古より言傳へたる眞の處にやあるらむ。

さて此人の事、志賀宮の段に、始めて出で、爲大臣とありて、これ大臣てふかしひのみやかる稱の始なり。訶志比宮、輕島宮を歴て、高津宮の段まで見えたり。書紀には、景行天皇の廿五年より見えて、是年遣武内宿禰、令察北陸及東方諸國之地形且百姓之消息也とあり。是に依るに、かの生の年いよ、決め難し。若し十二年の生とするときは、廿五年には僅に十四歳なり。四年の生としても廿二歳なれば、かゝる大任あらむことは、猶少しおぼつかないけれども、倭建命は十六歳にて熊襲を征ちに遣され給ひしかば、然ることもありけむ。但しさては彼成務天皇の御年立と彌々違へるをや、同五十一年に爲棟梁

之臣と見え、

棟梁之臣

〔註〕棟梁之臣とは、欽明卷に、任那者爾國之棟梁、如折棟梁、誰成屋宇。推古卷に、兩僧弘演佛敎、并爲三寶之棟梁。續紀八に、道藏寔惟法門袖領、釋道棟梁。同廿二日に、臣父及叔者、并爲聖代之棟梁、共作明時之羽翼。と見え、漢籍にも、固よりある字にて、股肱なども云ふと同意なり。さて自ら部下を統帥する意になりて、長など云ふに同じ。故近世俗匠の中の長なる者をも、棟梁と云ふめり。此も然る意を得て書かれたるなれば、訓は字には拘るべからず。臣連八十伴緒之加美と定め給ひきなど、訓むべし。然るを、字に依つて「ネムマチギミ」「ムネトルマチギミ」など訓めるは、古の意言に叶はずひがごとなり。又是れを官名などの如く心得るも誤なり。玄道云、こは角田忠行ぬしが、高橋氏文、萬葉集等に因りて、手置帆負命とふ神名に同じく大於比と訓むべしと説へるに従ふべし。後ながら扶桑略紀に「佛家之棟梁」、また「三寶棟梁」「一宗之棟梁」「法宇棟梁」など見え、朝野群載に「我宗之棟梁」、玉海に「道之棟梁」、顯密之棟梁、吾妻鏡に「藤原俊綱



領掌數千町爲郡内棟梁也、などあり。

成務天皇三年に爲大臣と見えて、其後仁徳天皇の五十年まで見えたり。抑、上代の人の中に、後世まで名高きこと、此大臣に及ぶはなく、世に遍ねく語傳へたり。

信に六御代の朝に仕奉りて、いと忠誠に功績多く、【續紀三、藤原不比等に食封を賜ふ詔に、汝父藤原大臣の仕奉賈流狀乎婆、建内宿禰命の仕奉賈流事止、同事敍止勅而云々】。又天平八年の詔に、昔者輕堺原大宮御宇天皇曾孫建内宿禰、盡事君之忠、致人臣之節、創爲八氏之祖、永遺萬代之基、云々。【命長かりしことは世に比なく、

宿禰の長命

高津宮天皇の大御歌にも、那許曾波、余能那賀能比登、汝こそは世の長の人也。とよませ賜ひ、書紀に「離虛曾波、豫能等保臂等、離虛曾波、區耳能那餓臂等」とあり。世の遠人、國の長人なり。大臣御答歌にも、阿禮許曾波、余乃那賀乃比登、とあり。誠に書紀の年紀に據りて計るに、大凡三百歳に餘り不及の程なりけむか

し。【景行天皇四年より仁徳天皇五十年迄、二百八十九年なり。十二年より計れば、二百八十一年也。さて仁徳の五十年より後、なほ幾年存在しけむ。薨の事は何年とも見えざれば、壽數も定め難し。允恭五年に、此人の墓の事見えたれば、其世に

は既く亡人なりけり。凡て此大臣の事、後世の書どもには、とりく云へる事あれども、並さだかならず。されど一つ二つを云はし。帝王編年記には、仁徳天皇七十

八年庚寅、大臣武内宿禰薨、年未詳。一説云、景行天皇九年己亥生云々。紀朝臣氏文云、武内宿禰大臣者、六代帝爲大臣也、遂不知其死處者、一書云、伐一に撃に平東夷還時、稱身苦由、入於甲斐國也、不知其死處者、一書云、入於美濃國不破山、一

書云、還來大和國葛下郡薨、室破賀墓是也、玄道云、此は約めて引かれつるを、皇典翼と神仙記に付きて見るべし。と云へり。

なほ他書にも、此類に云へる此彼とあり。水鏡には、仁徳五十五年薨、年二百八十と云ひ、公卿補任には、景行九年己卯生、仁徳七十八年薨、年三百十二と云ひ、【玄道云、孝元天皇五世孫也。在官二百四十四年、春秋二百九十五年、但薨所并時日不知之、或曰、仁徳天皇五十五年丁卯薨、と余が見たる本にはあり。日本史に、石清水社司系譜云、三百六十或二百五十五、と云ふ】年は或は二百五十五とも、二百八十とも、二百八十二とも、【玄道云、色葉字類抄に、仁徳天皇五十年丁卯、武内宿禰薨、年二百八十二、仕六代朝、任官二百四十四年、扶桑略記にもかく有りて五十五年薨】二百九



因幡國の  
宇倍神社の  
祭神は武  
内宿禰な  
る事

十五とも、二百六十とも、取々に云ひ、愚管抄には、三百八十餘と云へり、〔玄道云、神  
皇正統録には、七十八年庚寅歲武内大臣薨、景行天皇十六年丙戌歲誕生而以來、是  
に至て三百十餘歲を經而、六代帝御世遇云、王代記には、二百八十歲、仁壽鏡には、  
五十五年薨、年二百八十二、東寺王代記には、年二百八十とし、一には二百九十と  
あり〕又武内傳と云物に、因幡國風土記曰、難波高津宮治天下五十五年春三月、大  
臣武内宿禰御歲三百六十餘歲、當國御下向、於龜金雙履殘、御陰所不知、蓋聞、因幡  
國法美郡宇倍山麓有神祉也、曰宇倍神社、是武内宿禰之靈也。昔武内宿禰平東夷、  
還、入宇倍山之後、不知所終、と云へり。神名式、因幡國法美郡宇倍神社名神大、  
〔註〕玄道云、今稻葉郷宮下村に在りとぞ。仁明天皇紀に、嘉祥元年七月甲申、因  
幡國法美郡無位宇倍神奉授從五位下、即預官社、以國府西有失火、隨風飛至、  
府舍將燔、國司祈請、登時風輟火滅、靈驗明白也、と見ゆ。失火の下に、焰燼な  
どの字脱ちしか。清和天皇紀に、貞觀四年五月十三日庚辰、授因幡國從五位下宇  
倍神正五位上、同年十二月廿二日丙辰、因幡國正五位上宇倍神授從四位下、十年

閏十二月廿一日庚戌、授因幡國從四位下宇倍神從四位上、十二年二月廿六日壬寅、  
授因幡國從四位上宇倍大神正四位下、十五年七月廿八日庚寅、授因幡國正四位  
下宇倍神正四位上、十六年三月十四日癸酉、授因幡國正四位上宇倍神從三位、陽  
成天皇紀に、元慶二年十一月十三日甲辰、授因幡國從三位宇倍神正三位、と見え、  
玉だすきに、家保日記を引きて云はれたる、寄木造營の神異有りしも、此社也。

伴信友が神名帳考に、此社に傳はる書記三卷あり、一は神代より相續の國造の系  
圖也、一は八幡宮の緣起也、一は先代國造任官の論旨也。宮司伊福部系圖に、大己  
貴命より十四代武牟口命たけむくのみことと云ふあり、其時に、陪從纏向日代宮御宇大足彥忍代別  
天皇之皇子日本武尊、與吉備彥命橘入來宿禰等、相共奉征西之勅之行、爾時或人  
自針磨國言、住稻葉夷住山、荒海云者、乖違朝命、當爲征討、于時日本武尊詔  
曰、汝武牟口宿禰退行、伏平耳、吾平（伏）築紫、自背方將廻會、于時奉勅行者、  
荒海里人都々良麻參迎、獻槻弓八枚とありとぞ。珍らしきまゝに擧げつゝ神社  
啓蒙にも、此書のことを云へりき。

宇倍神社  
の記録



また筑後國三井郡高良玉垂命神社、名神、大とあり。世に是も此大臣を祀ると云へり。民部省圖帳殘編とてあるには、高良玉垂宮所祭玉垂命也、天平年祀武内宿禰荒木田襲津彦爲相殿とあり。玄道云、この帳文は、いと疑はし。石清水宮記などにも、かくさまに誤れる物彼是とあり。此等の神社の外にも、此大臣を祭ると云ふ、なほ此後とあり」と説かれたり。さて高良社は、天慶七年筑後國神名帳には、御井郡正一位高良玉垂命神、延曆十四年五月九日、始奉授從五位下、承和七年四月廿一日、奉授從五位上、同八年四月十四日、奉授正五位下、嘉祥元年十一月二日、奉授從四位下、同三年十月七日、奉從四位上、仁壽元年九月廿五日、奉授從三位、天安二年五月十四日、奉正三位、同三年正月廿七日、奉授從二位、貞觀六年七月廿六日、奉授正二位、同十一年三月廿二日、奉從一位、寛平九年十二月三日、奉授正一位、已上勅授位記といひ、また第一王子より第九王子までを委くあげたり。

高良神の託宣

〔註〕色葉字類抄に引ける本朝文集に、神戸道麿が男子、美乃利麿託宣、兒垂髮七歳、未辨善惡、爰共父參上社、良久件兒走廻玉殿十餘匝、即叫聲穿雲託云、我昔

於第十六代譽田天皇御宇、爲晨昏武略之健將、此伐蜂起之敵列、未伏烏合之夷地、其後牽宿習、生家此林、爰國宰依示現林中掃荆棘平石巖、草創佛殿云々とあり。諸神記に、此を天武天皇二年八月八日の託宣とせり。誤字も有りて詳ならぬことあり。

筑後地鑑に、高良山絶頂有明神廟、西面東背、所謂玉垂宮一宮也、一曰琴彈宮、社僧皆台徒、其長稱座主、座主之院名月光、又號三井寺、天正十五年五月、關白秀吉公定九州、陣于高良山云々、恐宮廢亡、寄神田一千石、於今爲免許之地、大祝物部氏、大宮司宗崎氏、并爲累代之祠宮、年中多祭禮、秋九月九日、冬十月十三日、爲大祭、隣國神職皆來會焉。また三瀨郡大善寺にも、高良明神祠有りとぞ。毎年五月七日、有祭禮、振神輿於旅所、傳言、昔大捷三韓凱旋之時、駐船於此所、故號御船山、後人立祠祭之、とあるも妄説ならむとて、昔年自高良山遷此所祭之歟、又與高良山同時立祠歟とも云へり。また百鍊抄に、一條天皇御代、長徳元年正月の比、石清水宮にて、此御神の天下に疫氣のいたく流行るべきを、大宮に天皇の行幸ありて御祈あらば止むべしと告給ふ事あり。此始末は、大道のしるべに委しく云へり。〔社記に、本社内右傍坐、是行教



靈夢

安宗先祖也。貞觀二年六月十五日、行教造神殿。色葉字類抄に、八子武内、劔以上三所在内、又武内一使者、水鏡に「いまに八幡の御傍に、近くいはれ給へるは、此人にいます」と見え、康富記に「五月五日武内社神事、石清水八幡宮末社」とあり。平家物語に、太政入道清盛公が、福原へ都を遷されて後は、平家の人々も夢見もあしう、常は心騒ぎのみして、變化の者ども多かりけり。とて、惟變を語る下に源中納言雅頼卿の許に召使はれける青侍が見たりける夢も、恐ろしかりけり、譬へば大内の神祇官と覺しき所に、束帶正しき上臈のあまたおはしまし、議定の様なる事有りしに、末座なる上臈の平家のかたうど爲給ふと覺しきを、其中より追出さる、彼青侍、夢の中にあれば「いかなる上臈にてまし〜候やらむ」と、或老翁に問奉れば、「嚴島大明神」と答へ給ふ、其上にけ高げなる御宿老の坐しけるが、此日來平家の預かり奉つる節刀をば、今は召返して、伊豆國の流人前右兵衛佐頼朝にたばうする也」とぞ、仰せられければ、其御側に猶宿老の坐しけるが、其後は我孫にもたび候へかし」と、仰せらるゝといふ夢を見て、是を次第に問奉るに、節刀を頼朝に賜ふと仰せられつるは八幡大神、其

後は我後にもたび候へと仰せられつるは春日大明神、かく申す老翁は武内大明神と答へ賜ふ、と覺しくて、夢さめぬ。また不思議なりし事には、清盛公いまだ安藝守たりし時、神拜の次に、靈夢を蒙りて、嚴島大明神より、現に賜はられたりし、銀のひる巻したる小長刀、常に枕を放たず立てられたりしが、或夜俄に失せにけるこそ不思議なれ。平家日頃は、朝家の御固めにて、天下を守護せしかども、今は勅命にも叛きければ、節刀をも召返さるとにや、心細くぞ聞えし。中にも高野におはしける宰相入道成頼、此事どもを傳聞きて、いでは平家の世は漸々末に成りぬるは、嚴島大明神の平家の方人し給ふといふも其理あり。但し大明神は、女神とこそ承れ。八幡大神の、節刀を頼朝に賜ふと仰せられつるも、理なり。春日大明神の、我孫にもたび候へと仰せられけるこそ心得ね。夫も平家亡び、源氏の世盡きなむ後、大織冠の御末、執柄家の君達の、天下の將軍に成り給ふべきかなとぞ宣ひける。浮世を厭ひ、道に入りぬれば、偏に後世菩提の外は、世の營みあるまじき事なれども、善政を聞きては感じ、愁を聞きては歎く、是皆人間の習ひなり。此は盛衰記、保曆間記及異本を校合はせて引きたれば、普通本に違へる所もあり。



鳩は八幡の使者

實や、神託の如く、平氏亡びて、源氏此れに代り、源氏も亡びて、藤原氏人代て將軍と成られ、さて後宗尊親王を任じ賜へることのあらましを、かねて神祇等の示し賜へるに有りけるぞかし。此の他にも、平氏の暴政に天下の人民の塗炭に陥りて、深く苦患めるより、天神・地祇の厭棄はせ賜へりし徴のいと多きを、別に記せれば、今は省きつ。【同書に、中御門成親大納言の近衛大將を競望して、様々の祈をせられ、八幡宮に百人の僧を籠めて、信讀の大般若を七日讀ませられける最中に、高良大明神御前なる橋の木に、男山の方より山鳩三つ飛來りて、喰合ひてぞ死にける。鳩は大神第一の仕者也。宮にかゝる不思議なしとて、檢校匡清奏聞す。神祇官にして御占有り、天下一の騒ぎとトひ申す。但し君の御愼にはあらず、臣下の愼とぞ申しける」ともあり。】さて此御神は、石清水宮の御前事を執持ちて申させ給ふ由、彼縁起などに記せるは、〔註〕末社記に、爲武神糺善惡、仍當宮山下垂跡、可令鎮狼藉之由、奉大神神命給、御體者夫婦並座給木像、又俗體木像、建久年中、執行盛綱奉伺之。異說、高良大明神、一字社二所御座、東高良木像、西住吉大明神之神璽有之。また「神號曰高

北條義時  
の生前武  
内宿禰な  
りとの妄  
説

良玉垂命、以干滿二珠令奉行之、故奉號玉垂。社記云、貞觀二年六月十五日、行教造神殿。諸神記云、本宮下十町許座下院南側。字類抄にも、武内宿禰、八幡宮使者也。八幡離宮遷座記に、日使<sub>四月</sub>者貞觀二年四月男山遷宮儀式也。此祭、細男云、有<sub>二</sub>兩人形、是則武内明神高良明神也。

件の事に思合はずにも、げに然ぞ坐しけむ。されど古今著聞集に、或人の大宮に通夜せる夢に、大神の大臣に命仰せて、北條義時と生れ出でて、天下を救はせ給ふとしも載せるは、北條賊徒に佞諛へる妄人の狂言ぞ。そは彼賊の前生は、同名なる法華持僧の再生なる由、太平記に云へるにあらずや。されば此妖妄は論ふにも足らぬことなりかし。

### 大日下皇子

草香江のきよき入江の花はちすみなきこともてちれる悲しさ

此皇子は、大鷦鷯<sub>おほささぎ</sub>仁<sub>に</sub>天皇の御子にて、御母を日向<sub>ひわが</sub>髪長媛<sub>かみながひめ</sub>と申す。古事記に、亦爲<sub>シテ</sub>大

大日下皇子



日下王之御名代、定大日下部、爲若日下部王之御名代、定若日下部、と有り。

くさかの  
語義

〔註〕傳に云、日下は河内國河内郡にて、今も日下村あり。伊駒山の西方也。地名の義詳ならず。今時暗がり峠と云ふを以て思へば、若くは暗坂と云ふことにもや有らむ。日下と書く由も詳ならず。こは波都世を長谷、佐伎久佐を三枝と書く類にて、山あるべし。按ふに、此地名は暗坂の意にて、其を日下と書くは、日の下れば暗き物なるを以てにや。紀には草香と書かれたり云々。姓氏録の日下部宿禰も此地より出でたり。河内國にも日下連、日下部連などあり。御兄も大后も此地に住み坐せりし故に、御名に負給へる也。又日下之直越道とある下の傳に、倭の平群郡より伊駒山の内方を越えて、河内國に到り、若江郡を経て難波に下る道にして、此道近き故に直越とは云ふ也。神武天皇紀に、乃還更欲東踰膽駒山而入中州とあるも、此道のこと也。次文には、孔舍衛坂とあるを思へば、久佐加とは、久佐惠邪加の略かりたる名にても有らむか。萬葉六に、超草香山、神社忌寸老鷹作歌、難波方潮干乃奈凝委曲見名云々、直超乃此徑爾師互押照哉難波乃海跡名附家良思裳。八

に草香山歌、忍照難波乎過而、打靡草香乃山乎、暮晚爾吾越來者云々、などあり。玄道按ふに、日下を或説に、日さがりと云ふ事を、クサカと略云ふにやとも云へり。此も日下の草香などいふ冠詞に出でしには非ざるか。或説には、古くは草部を早部と書きしかば、一字を割きて日下と二字に成し、かとも云へれど、古事記序に於て姓日下曰久佐珂とあれば、いと古き事にこそ。又此を古に従ひて改めずとあれば、古記に見えしまゝに取りて書かれしこと論なし。又孔舍衛坂の事を論れたれど、一本には孔舍衛とありて、此はた記に据られしとぞ聞ゆる。又日下部と云ふは、此日下の地に居住るより負へる部の號なること、和泉國にも此と同じ名ある事なども、傳に委しく見ゆ。按ふに、和泉國なるは、彼御名代に置き坐せりし地名にこそ。後ながら、木曾義仲が亂に、院方に候ひける近江守仲兼が五十騎ばかりの兵の、主従八騎に打ちなされ、其中に河内の日下黨に加賀房といふ法師武者ありと、平家物語に見え、醍醐雜事記に、壽永二年三月十七日、上醍醐大湯屋釜鑄々師草壁是助ちふ人あり。



また穴穗天皇、爲伊呂弟大長谷王子、而坂本臣等之祖根臣遣大日下王之許、令詔者、汝命之妹若日下王、欲婚大長谷王子、故可貢爾大日下王四拜白之、若疑有如此大命、故不出外以置也。是恐隨大命奉進、然言以白事、其思無禮。即爲其妹之禮物、令持押木之玉纒而貢獻。根臣即盜取其禮物之玉纒、讒大日下王曰、大日下王者、不受勅命曰、己妹乎爲等族之下席而、取橫刀之手上而怒歎、故天皇大怒、殺大日下王、而取持來其王之嫡妻長田大郎女爲皇后、とあるを、日本紀には、元年春二月戊辰朔、天皇爲大泊瀬皇子欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子曰、願得幡梭皇女、欲配大泊瀬皇子。爰大草香皇子對言、僕頃患重病、不得愈、譬如物積船以待潮者、然死天命也、何足惜乎。但以妹幡梭皇女之孤而不能易死耳、今陛下不嫌其醜、將滿符菜之數、是甚之大恩也。何辭命辱、故欲皇丹心、捧私寶名押木珠纒。一云立纒、又云磐木纒【或說に、此は玉冠なりと云へるは、實にさる説なり。神代より冠の有りし事、別に考へたるものあり。】附所使臣根使主而敢奉獻、願物雖輕賤、納爲信契。於是根使主見押木珠纒、感其麗美、以爲己寶、則詐之

押木珠纒  
は玉冠なり

奏天皇曰、大草香皇子者不奉命、乃謂臣曰、其雖同族、豈以吾妹得爲妻耶。既而留纒入己而不獻、於是天皇信根使主之讒言、則大怒之起兵、圍大草香皇子之家而殺之。是時難波吉師日香蚊父子、並仕于大草香皇子、共傷其君无罪而死、則父抱王頭、一本に頭とあり二子各執王足而唱曰、吾君无罪以死、悲乎、我父子三人生事之、死不殉是不臣矣。即自刎死於皇子尸側、軍衆悉流涕。

難波日香  
蚊父子殉死

〔註〕姓氏錄に、因に河内國皇別に、難波忌寸、大彥命之後也。阿倍氏遠祖大彥命、磯城瑞籬宮御宇天皇御世、遣治蝦夷之時、至於兔田墨坂、忽聞嬰兒啼泣、即認覓獲棄嬰兒、大彥命見而大歡、即訪求乳母、得兔田弟媛、便付嬰兒曰、能養長安醇功、於是成人奉送之、大彥命爲子愛育、號曰大得彥宿禰者、異說並存。また難波、難波忌寸同祖、大彥命孫波多武彥命之後也。攝津國の部に、三宅人、波多武日子命之後也。また吉志、難波忌寸同祖、大彥命之後也、とありて、仲哀天皇記に、難波吉師部之祖、伊佐比宿禰ちふ人見え、天武天皇紀に、十年正月、草香部吉志大形、賜姓曰難波連。十二年十月、草壁吉士、賜姓曰連。また十四年六月に、難波連賜姓曰



忌寸。さて天平二十年五月紀に、秦老等一千二百餘烟賜伊美吉姓。天平寶字三年十月、諸姓著君字者、換以公字、伊美吉以忌寸。難波は、仁德天皇紀大御歌に、那爾波、皇極天皇紀に難波郡見え、その起は、神武天皇紀に出でて隠れなし。さて此皇子の罪なくて薨せませるは、更にも申さず、此三人の皇胤に出でて、いと斯く忠に事奉り、殉ひ奉れるが、いと猛くをしき功にて、皆あはれに哀しく覺ゆるまゝに、かく委しく擧げつるになむ有りける。

爰取大草香皇子之妻中蒂姬、納于宮中、因爲妃、復遂喚幡梭皇女配大泊瀬王子。

〔註〕此御つま問の事は、古事記に委しく見ゆ。さて履中天皇紀に、次妃幡梭皇女生中磯皇女、六年立草香幡梭皇女爲皇后とあれど、記傳論に、いと心得ず、之は記に、應神天皇の御子に、幡日之若郎女あれば、若其にやとも思へども、かの幡日之若郎女は、仁德天皇の御子の紛れつる傳也、思ふに、允恭天皇の御子に、橋大郎女ありて、此若日下王も、紀此御卷に、更名橋姫とあれば、若此紛れにて、允恭天皇の御子の橋大郎女には非るか。又かの中蒂姬皇女は、大日下王の妃なれば、

其縁より紛れたるか。かにかくに此若日下王を、履中天皇の后と成し給ふと、書紀にあるは、傳の紛れにて、中蒂姬皇女の御母皇后は、別女王なるべしと説はれ、又澁河春海も、此は混傳ならむと説ひたるが如し。さて此は御妹と有るは誤にて、實は御子にて有りしにやと思はるゝなり。又後ながら、源平盛衰記、平家物語などに、二條後の事を、公卿等の論奏に、我朝には、神武天皇より以來人皇七十餘代に及ぶまで、未だ二代の後に立たせ給ふ例を聞かずと、諸卿一同に申されけり、と有るをも思ひ合せて、此混説なることを知るべし。或説に、中蒂姬命を、更名は、長田大娘皇女とも申せば、へたのへを省きて夕と訓むべし。また佐夜の中山、象の中山、吉備の中山などいふは、長山なるべしとも云へり。

雄略天皇紀に、元年春三月庚戌朔、壬子、立草香幡梭皇女爲皇后。更名は、また十四年夏四月甲午朔、天皇欲設吳人、歷問群臣曰、其共食者誰好乎。群臣僉曰、根使主可。天皇卽命根使主爲共食者。遂於石上高拔原饗吳人。時密遣舍人視察裝飾。舍人復命曰、根使主所著玉纒、太貴最好。又衆人云、前迎使時、又著之。於是天皇欲



稻城

自見、命臣連裝如饗之時、列見殿前。皇后仰天歎歎、啼泣傷哀、天皇問曰、何由泣耶、皇后避牀而對曰、此玉纒者、昔妾兄大草香皇子、奉穴穗天皇勅、進妾於陛下時、爲妾所獻之物也、故致疑於根使主、不覺涕垂哀泣矣。天皇聞驚大怒、深責根使主。根使主對言、死罪死罪、實臣之愆。詔曰、根使主自今以後、子々孫々八十聯綿、莫預群臣之例、乃將斬之。根使主逃匿至於日根、和泉國に日根郡あり。造稻城而待戰。【稻城といふにも數説あり。稻を積置く城を云ふとも、或は稻穂を積みて矢を防ぎ、かつ上代は、稻に向ひて弓矢放つ事を憚りしにやとも云ひ、或は稻稈にて土俵を築きて、稻城と云ひしにやとも云へり。今も伊豫わたりにては、稻を繋ぎたるをイナギといふは、古名の残れるにこそ。】遂爲官軍見殺。天皇命有司、二分子孫、一分爲大草香部民、以封皇后、【記傳に、皇后に封し給ふならば、若草香部民なるべきに、大草香部とあるは、大字誤には非ざるか、但し此時既に大日下王は坐されば、大草香部も共に皇后の有ち給へるにや。また御名代とは、其御名を後世に廣く遺し、傳へ給はむために、其部の民を定め置かるゝなりとて、垂仁天皇紀に、御子伊登志和氣王者、因无

袋持ち

坂本臣

子、而爲子代、定伊登志部、景行天皇紀に、日本武尊、云々、因欲録功名、即定武部、と有るなども、御名代にて、早くの御世より有り來し事なりと、委曲に記されたり。實にさる説なるが、猶そは神代より起れる事、かの熊野大神の、大須佐田・小須佐田を定置かせ給ふにぞ初まれる、師説を見て知るべし。【一分賜茅渟縣主、爲負囊者。【茅渟も和泉國の古名也。古事記に、負袋爲從者。神宮踏歌行事記に、袋持者從者也。】即求難波吉士日香々子孫、賜姓爲大草香部吉士、【清寧天皇紀に、草香部吉士漢彦といふ人あり、此人の後にや有りけむ。吉士を得彦と訓むべしといふ説も有りて、延曆儀式に、竹首吉比古とふを引きて證せれど、いかゞ有らむ。已に吉師部など古記に見ゆれば也。此は韓國に功有りて賜はる姓どもにや。】事平之後、小根使主小根使主、根使主子也。夜臥謂人曰、天皇城不堅、我父城堅、天皇傳聞是語、使人見根使主宅、實如其言、故收殺之。根使主之後爲坂本臣、自是始焉。

【註】この根臣といふは、元武内宿禰命に出で、木角宿禰の子白城宿禰とふ人の後と聞ゆるを、父祖には似もよらず、蝦夷父子と類ひて、甚も佞けたる奸賊にぞ有



りける。姓氏錄に、坂本朝臣、紀朝臣同祖、紀角宿禰男、白城宿禰之後也。天武天皇紀に、十二年、坂本臣賜姓朝臣。光仁天皇紀に、天應元年六月、和泉國和泉郡人坂本臣系鷹等六十四人、賜姓朝臣。和名抄に、河内國古市郡高安郡に坂本郷あり。

### 仁賢天皇 顯宗天皇

つひに照る日のみこさへも世をわびてうらみあかしに年を経につゝ

億計天皇は、後御謚を仁賢天皇と申奉り、御弟弘計天皇は顯宗天皇と申奉りて、共に去來穗別天皇履仲の御孫にて、市邊押磐皇子の御子に坐し、此天皇の王子にて坐し、程に、御父押磐命の大長谷雄略天皇の御爲に、近江國なる久田綿の蚊屋野にて弒られて薨坐し、かば、

〔註〕此御父市邊押磐皇子の御墓の事、伴蒿蹊が説に、今音羽村といふに在り。

土人御墓よ呼び、又御廟野と稱ふ。塋前に蹄關の道あり、牛馬此内に入れば、忽

蚊屋野の遺蹟

ち斃ること今もいちじるし。此皇子は、雄略天皇に害せられ給ひし事は、日本紀、古事記共に見ゆ。初め安康天皇國を傳へむと思しけるを恨み給ひて久田綿蚊屋野に狩せむと陽りて伴ひ出で、射殺し給ふ也。其蚊屋野といふ所、何處とも知らず。蒲生野は此後天智天武の御狩も有りしかば、此野の古名にやと思ふ。東山は、今の音羽村ならむ。昔は凡そ日野のわたり、大山の岬にて山中也。また蒲生野に薄まりて、こぼし塚といふ里有り、是もと害せられ給ひし時、御骨を馬槽に入れて埋むと古事記にいへる所、改葬の時こぼし故、こぼし塚といふを、訛りてこぼしといふならむ。今鬼が窪といふ所あるは、皇子が塚を誤れりとぞ。参考太平記に、要事高丸がこぼし塚とあり。義經記に、田村丸高丸退治の事を引けども、正史に見えざれば、こぼし僻事とおほし。はた此邊より日野わたり迄は、三里計りを隔たれども、大かたに東の山と書かれたるならむといふ。

その禍難を避給はむと、御身を隠して、彼方あなた此方こなたにさすらひ給へりし事、御紀に委しきを古事記に、意富祁王袁祁王二聞此亂而逃去。故到山代刈羽井、食御糧之時、面鯨老



人來奪其糧。爾其二王言不惜糧然。汝者誰人。答曰。我者山代之猪甘也。故逃渡玖須婆之河。至針間國。入其國人名志自牟之家。隱身。役於馬甘牛甘也。と見え、播磨風土記美囊郡下に、於奚袁奚天皇等所以坐於此土者、汝父市邊天皇所殺於近江國摧綿野之時、率日下部連意美而逃來、隱於椎村石室、然後意美自知重罪、乘馬等切斷其筋、逐放之、亦持物杖等盡燒廢也、即經死之。爾二人王等隱於彼此、迷於東西、仍志深村首伊等尾之家所役也。と記せれ、清寧天皇紀に、二年冬十一月依大嘗供奉之料、遣於播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目新室、見市邊押磐皇子子億計、弘計、畏敬兼抱、思奉爲君奉養甚謹、以私供給、便起柴垣年中行事秘抄に因て補ふ。宮、權奉安置、乘驛馳奏。天皇愕然、驚歎良以愴懷。曰。懿哉悅哉。天垂博愛賜以兩兒、是月使小楯持節將左右舍人至赤石奉迎、語在弘計天皇紀。又二年春正月丙辰朔、小楯等奉億計弘計到攝津國、使臣連持節以王青蓋車迎入宮中。【萬葉集に、吾せこが、捧げて、もたるほしがしは、あたかもにるか、青きさぬがさ。また久方の、天ゆく月を、綱にさして、我大君は、きぬがさにせり】夏四月乙酉舊事紀に丑とあり

朔、辛卯日、以億計王爲皇太子、以弘計王爲皇子、と見え、古事記に、此天皇の崩御して後の事とせるは異傳なり。此は決めて紀の方ぞ正しかるべく覺ゆるまに夫に因りてあるなり。そは大正輪鎖座記にも考合はさるゝ事の有ればなり。顯宗天皇紀に云、穴穗天皇二年十月、天父皇市邊押磐天皇及帳内佐伯部仲子一に賣輪とあり。於蚊屋野爲大泊瀬天皇見殺、因埋同穴。於是天皇與億計王聞父見射、恐懼皆逃亡自匿。帳内日下部連使主與其子吾田彥、竊奉天皇與億計王、避難於丹波國余社部、使主遂改名字曰田疾來北野本にあと作り。尙恐見誅、從茲遁入播磨國縮見山石室而自經死。天皇尙不識使主所之、勸兄億計王向播磨國赤石郡俱改字曰丹波一代要記に小後と作り。子、就仕於縮見屯倉首、吾田彥至此不離、固執臣禮、白髮天皇二年冬十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云巡行郡縣、收斂田租也。適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王曰、避亂於斯、年踰數紀、顯名著貴、方屬今宵、億計王惻然歎曰、其自導揚見害、孰與全身免厄也歟。天皇曰、吾是去來穗別天皇之孫、而困事於人、飼牧牛馬、豈若顯名早扶桑略記に依りて補ふ。被害矣。遂



與億計王相抱涕泣、不能自禁、億計王曰、然則非弟誰能激揚大節、可以顯著乎、  
天皇固辭曰、僕不才、豈敢宣揚德業、億計王曰、弟英才賢德、爰無以過、如是相讓再  
三、而果使天皇自許稱述、俱就室外居乎下風、屯倉首命居竈傍左右秉燭時夜深  
酒酣、次第儼訖、屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬  
擯節、退讓以明禮、可謂君子、於是小楯撫絃命秉燭者曰、起儼、於是兄弟相讓、久  
而不起、小楯噴之曰、何為太遲速起儼之、億計王起儼既了、

〔註〕古事記に、「爾山部連小楯任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室  
樂、於是盛樂酒酣、以次第皆儼、故燒火少子二口居竈傍、令儼其少子等、爾其一少  
子曰、汝兄引先儼、其兄亦曰汝弟先儼、如此相讓之時、其會人等咲其相讓之狀、爾  
遂兄儼訖、云々、

天皇次起、自整衣帶、為室壽曰、築立稚室葛根、〔註〕荒木田久老神主云、「築立は、新  
室を城築建てたるをいふ。稚は即ちひと訓むべき也。賞新室云々と上に出でた  
るにて知るべし。萬葉卷十一に、新室乃、壁草刈爾、御座給根云々、と見えたり。葛

根は、延喜大殿祭祝詞に、下津綱根古語番繩之類波府虫乃禍無久とあり。師説に曰  
く、顯宗紀の室賀の御詞、神代紀の大己貴命の宮の事、出雲風土記の楯縫郡の詞等  
を合見るに、上ツ代の殿造りは、上下縦横に千尋の綱もて結固めし也、葛根の根  
は結目をいふといへり。以上歌ども皆神主の解に依る。

築立柱楹者、此家長御心之鎮也。〔註〕柱楹の二字合はせてはしらと訓むべし。和名抄  
云、説文云、柱音注、和名波之良、功程楹也、唐韻云、楹音柱也柱也とあり。長は家主をいふ。  
師はきみと訓まれしかど、萬葉卷五に、五十戸長と書きて、さとをさと訓みし例  
もあれば、家をさと訓むべし。築立つる柱の動き無きをもて心の鎮まりと賀はぎ給  
へり。玄道曰く、此御語は、萬葉集に、「眞木柱太き心は有りしかど、此吾心鎮めか  
ねつも」など詠みて、神代に天御柱を建給へるに依れる深き由ある事にて、委し  
き師説あり。古史傳五嶽考等に就きて見るべし。

取擧棟梁者、此家長御心之林也。〔註〕棟梁の二字合せて、うつばりとよむべし。和  
名抄云、唐韻云、梁音良、和名棟梁也と見えたり。梁の高く繁きもて、心の高く智の



多きを賀ぎ給へり、林は繁き意に取り用ひたり。

取置椽椽者、此家長御心之齊也。〔註〕椽椽の二字合せて太流木と訓むべし。和名抄云、

椽音衰和名太流木、楊氏漢語抄云、波開岐、在椽旁下垂也。兼名苑云、一名椽、

老音一名椽、唐韻云、音人、

流木、太とあり。椽を取並べて、それに蘆葦をむすびつくらる故、心の齊と賀ぎ給へ

取置蘆葦者、此家長御心之平也。〔註〕蘆葦、此云哀都利、之潤反、和名抄云、楊氏漢語抄

云、椽瓦乃衣都利、初限反、日本紀私記云、蘆葦、和名同上、今按唐韻云、葦故官反、とあり。今吾郷

にて、奈故と稱ぶものは是也。彼椽へ横に結びつけて、家ばらを齊ふるが故に心の

平也と賀ぎ給へり。玄道云、此に心の鎮まり心の齊ひ、心の平と宣へるにて、心

を鎮め心を齊へ、心を平ぐる神教の有りし事を悟るべし。さて此を齊へ平かにし、

その榮あるも、皆元此を鎮め固むるよりぞ起るべき事も、御語にて、いと明しか

取結繩葛者、此家長御壽之堅也。〔註〕繩葛の二字つなねとよむべし。則ち上の葛根

也。千尋の椽繩もて結びかためたるを、御いのちの固めと賀ぎ給へり。

取葺草葉者、此家長御富之餘也。〔註〕かやは葺草の名、その葺草の檐下まで葺き餘れ

るを、御富の餘と賀ぎ給へり。玄道云、此は上代の室ほぎの詞を、聊潤刪などし

て宣へるならむと聞えて、古語なるべきを、自らにその次序の立てる也。そは初

に御心の鎮めと宣へるにて、何はあれども、心を鎮め固むるに起りて、さて命も

永く固く、さて世の富を保つべければ、富よりは壽は貴く、壽は心を鎮むる因るべ

き事の量り知られて、いと〜貴き御語にぞ有りける。さるを世人の、心を鎮め

齊へ平ぐる事をも務めずして、徒らに壽また富を願ひ求むるは、梯なくて高きに

登り、近きを経ずして遠きに到らむと求むるの類としも知らざるは、迂闊の甚し

きといふべし。また古文に、かゝる妙なることの有りとだに、師翁をお含きてい稱ふ

人なかりしは、そもいかにぞや。他人の室の財をのみ羨みて、己が寶の元より有

りとしも知らざる徒ともいふべくや。

出雲者新墾〔註〕この出雲は國號にあらず。立ち出づる雲の、やがてはびこる意に



て、新ばりのはりに冠らせたる發語也。萬葉卷十八に、「この見ゆる雲保妣許里  
て、とのぐもり、雨もふらぬか心たらひに」とある保妣許里は、はびこり也。はびこ  
りは、張弘ぐる意なれば、雲にはるといふ言のあるを知るべし。萬葉卷十四に、  
「ひとねろに、いはるものから、あをねろに、いさよふくもの、よそりづまかも」と  
有り。このいはるも、雲張るをいふ。

新墾之十握稻之穗、〔註〕朝墾は、新にはりし田也。阿波國にては、土を掘る事をはると云ふといへり。十束稻とは、

稻穂の長きをいふ。延喜祝詞に、八束穂の茂穂といへる是也。その茂穂の稻も

て醸る酒とたへ給へり。

於淺甕釀酒、〔註〕和名抄云、本朝式云、云、佐長氣、今按辨色立成云、淺甕、和名とあり。

今按ふに、さらは淺良の略語、計は美加の加に同じく、器にて則ち甕をいふなる

べし。釀酒は酒を造れるをいふなり。

美飲喫哉、うまらにをやらふるかや美飲喫哉、此云三子羅羅、爾鳥野羅甫屢柯佞也。〔註〕うまらは、可美也、良は助辭、をやらふは、飲遣

也。飲ををすといふ言は、上に出でたり。やるを延べてやらふ、といふ神逐など

いへる是れ也。かねやは、であらんよといふ意、萬葉卷三の解にいへり。柯佞也

の也は古本になしといへり。ありとも、助語に添へたる字にて、意なきか。さる

例もあり。

吾子等、〔註〕子は男子の通稱也。あごは、吾君といふに同じく、親しみ睦じむ稱な

る事、上に詳しく釋けり。屯倉首を始めて、そこに集へる人々をさして詔へるな

り。

脚日本、發語也、上このかたやまの此傍山、〔註〕傍は假字、下に見ゆる比羅方のかたに同じかるべし。

牡鹿之角、牡鹿、此云三子羅羅、左鳴子加。〔註〕萬葉集中、志加には牡鹿、雄鹿、男鹿など書きて、鹿一字は加

とよむ例なるをもて思ふに、志加は夫鹿なるべし。うつば物語に、かせぎといへるも、鹿夫君也、併按ふべし。され

ば左も鳴も、ともに添言の褒言なり。

舉而君儼者、〔註〕左右の手をささげて儼ひ給ふ様を、さをしかの角をささげたるに

たとへたまへり。ささげは差上げなり。

旨酒餅香市、〔註〕旨酒は發語、餅香は惠區之の意にいひ續けさせ給へるなるべし。



惠區之は、古事記の歌に見えて、笑酒なるべき由、上崇神紀の歌に引證して辨へ置けり。その區之の約めは紀なるを、加に轉じたる也。倭姫、世記に、味酒鈴鹿とあるも、啜酒なるべし。さて餅香は、續日本紀神護景雲二年、權任會賀市司と見え、釋紀に河内國といへり。河内國に、惠賀長野陵あれば、しかにやあらん。されど播磨の國にして、河内國の名所を詔ひ出給はんは古意ならず。是は和名抄に、同國飭磨郡の郷名に、英賀安と見えたる地にはならぬにや。後の歌に、しかもの市とよめるは、この英賀の市なるべし。

不以直買、〔註〕十握稻を、淺甕に醸る酒なれば、市に買へる酒ならずと稱美給へり。手掌摺亮、手掌摺亮、此云二陀〔註〕一本則を對に作りて、たなづこと訓みたり。たなづこといふ言、いかにとも心得がたし。今本に則と書けるや是からん。そこはころといふに近し。池の底を池の、ころとも云。摺亮は、仁德紀に、寥亮をさやかなりと訓みたり。摺と寥と音の通へば、さやかなる意。やらゝは和らくなるべし。さて是の言は、寥亮に小手を打つといふ意にて、下の拍上をいはむ料の序なり。

拍上賜、〔註〕拍上は、宴の古言うたげも、此うちあげの略語也。竹取物語に、此ほど三日うちあげあそぶ、うつば物語、藤原の君の巻に、「七日七夜とよのあかりしてうちあげあそぶ、今津の國池田の賤民、酒飲む事をうちあぐるといふといへり。備前國にても、しか云ふと、或人云へり。萬葉に打上ぐる佐保とつけし發語も、此うちあげあそぶといふ意にて、あを省き、曾と佐と、夫と保と通はしたるなり。吾常世等、〔註〕常世とは、常かはらぬ意、上に吾子等と詔へる人々をさして、今は常世等と賀給へるなり。  
壽畢乃起節歌曰、伊儼武斯廬、寐席也、皮にかゝる發語ぞと師の冠加簸沂比野儼擬、辭考にいはいはれし、むしろは身代也。河副柳也、河邊にみづづゆかば水行者、水行者なびきおきたち儼弼企於己陀智、靡起立也、美と備曾能泥播宇世孺、は常通ふ例なり。其根者不失也。河そひ柳の、高水には靡伏すとも、その水の干る時は起立ちて、その根の流れ失せぬが如く、世の亂によりて暫し伏隠り給ふとも、終には皇胤に大ましませば、時を得て起立ち給はむとの意を比喻して、詠ひ給へる也。玄道云ふ、榮華物語に、御堂殿の事を、「かはそひ柳風ふけば動くすれど根は強し」といふ歌のや



うに、動きなくしておはしますと云ふ歌は、決めて此御歌によれるなり。】

小楯謂之曰、可<sup>おもし</sup>願復聞之。天皇遂作<sup>たつ</sup>殊<sup>ま</sup>舞<sup>ま</sup>。殊舞、古謂<sup>たつ</sup>之立出<sup>たつ</sup>。【釋紀云、養

老私記云、舞狀者、乍<sup>たつ</sup>立<sup>たつ</sup>乍<sup>たつ</sup>居<sup>たつ</sup>而<sup>たつ</sup>儼<sup>たつ</sup>。今東舞是也。】語之曰、倭者彼彼茅原、淺茅原弟

日僕是也。

〔註〕この御言の意、すべて心得がたし。強ひて云は、倭者と詔まし、は、皇胤に

して、大和國にあれまし、御子なればなるべし。彼々は、契仲が説に、舊事紀に曾

々笠縫等祖云々とある曾々に同じく、地名かといへれど、覺束なし。是は延喜式大

殿祭の祝詞に、取<sup>とり</sup>葺<sup>ふ</sup>草<sup>くさ</sup>乃<sup>の</sup>曾<sup>そ</sup>々<sup>そ</sup>伎<sup>ぎ</sup>無<sup>な</sup>久<sup>く</sup>といへる曾々伎にて、茅<sup>ち</sup>或<sup>ま</sup>は菅<sup>すげ</sup>の類のそぎ

立ちたるをいふ言にやあらむ。笠縫に曾々と冠せたるは、菅による言歟、薄といふ名も、そぎたつ故なるべし。淺茅のそぎ

立てるを、兄弟の王の竝立ち給へるに譬へて、曾々茅の弟日僕とは詔ひけむ。さる

は、萬葉卷二に、霰打つあられ松原住吉の、弟日嬢子と見れどあかぬかもとある

も、あられ松原の竝立てるを、兄弟の嬢子の竝立てるにいひよせたる意にやと覺

ゆれば也。肥前風土記に、弟日嬢子といへる女を、歌に「しねはらの弟日女の子を」云々、とよめるも、篠原のそぎ立てるより弟日にいひよせたるにやとおぼゆ。弟日とは、今

の世の言に兄弟をおと、ひとといふは是ぞと、師の考にいはれき。僕<sup>やつ</sup>のらまは助語かへらま、わくらはなどいへるに同じ。謙りて僕とは詔りませるなるべし。

小楯由是深奇異焉、更使唱之。天皇語之曰、石上振之神相<sup>いそのかみふるのかみすぎ</sup>。須<sup>す</sup>疑<sup>ぎ</sup>此<sup>こ</sup>云<sup>ん</sup>。

〔註〕石上は、大和國山邊郡也。振神宮の事は、上つ代の書に數多見ゆるを、石上振

と續けしは、この御言をはじめにて、武烈紀の歌にも、「いそのかみ、ふるをすぎ」と

見えたり。此所の神杉をしも取出でてかく詔りませるは、皇祖父尊履仲天皇の、は

じめ石上神宮に入り御坐しまし、事、彼紀に見えたらば、さるよしにてや、取り

出で給ひけむ。又は父尊を磐坂市邊押齒王と申し、も、磐坂市邊は地名と聞ゆれ

ば、さる地や振の神宮と、同じ石上のうちに有りけむ故かく詔へるか。よく考へ

定むべし。

伐<sup>い</sup>本<sup>もと</sup>截<sup>せつ</sup>末<sup>まつ</sup>、伐本截末、此云三謨登岐、利、須衛於茲婆羅比。〔註〕是れは古語にて、古事記室賀の御詞に、五十隱山

三尾之竹矣、本訶岐刈、末押磨、延喜式大殿祭祝詞に、大峽小峽爾立留木乎、本末乎

山神爾祭氏。大祓詞に、天津菅曾乎、本刈切、末刈斷氏、云々、かゝる類多かり。さて

石上

伐本截末の意



かく詔給へるは、いかなる意にや心得がたし。例の強ひていは、皇祖父尊履仲  
天皇の石上におはしまし、終に仲皇子を亡ぼし給ひ、阿曇連濱子を捉へ給ふに、  
押齒王も預り給ふ事のありしによりて、かくは詔り給へるか。仲皇子を殺し給ふ  
を伐本といひ、阿曇連濱子を捉へ給ふを截末との給へるにはあらざるか。この  
言は猶よく考ふべきなり。

治天下

於市邊宮治天下、〔註〕此紀の末に、吾父先王、雖是天子之子、遭遇連遭不登天  
位、と見えれば、治天下とは詔給ふべきにあらねど、皇胤の尊きを揚稱はんと  
て、かくまでたゞへ給へるか。雄略紀に、天皇恨穴穗天皇曾欲以市邊押磐皇子  
傳國而遙付屬後事、と見えれば、儲君として攝政給ひけん、さるをやがて治天  
下とは詔り給へるにやあらん。

天萬國萬押磐尊、〔萬は上に辨へるが如く、足備はれるをいふ言なれば、天足國足  
といふにおなじ。萬葉卷二に、御壽常敷、天足有、とあり。壽は與とよむべし。天地にたらひて  
秉政給ふといふ意、こゝに尊の字を書かれたるもさる意とて、崇めつるものと見え

たり。〕

異傳

御裔僕是也。〔註〕古事記に、爾遂兄儼訖、次弟將儼時、爲詠曰、物部之我夫子之取佩、  
於大刀之手上、丹畫著其緒者、載赤幡、立赤幡、見者五十隱山三尾之竹矣、本詞  
岐刈、末押摩魚簀、如調八絃琴、所治賜天下、伊邪本和氣天皇之御子、市邊之押齒  
王之奴末爾と見え、即小楯連聞驚而、自床墮轉而、追出其室人等、其二柱王子坐  
左古膝上、泣悲而集人民作假宮、坐置其假宮而、貢上驛使、於是其姨飯豐王聞  
歡而令上於宮、と記され、〔此に二柱のいと弱くませるげに見ゆるは、火たき童  
と申せるよりの紛説にこそ。天皇の崩後にて、御姨の命もて召上げ給へりとする、  
共に異傳なり。〕播磨風土記に、因伊等尾新室之宴而、二王等令秉燭、仍令舉詠  
辭、爾兄弟各相讓、乃弟立詠、其辭曰、多良知志、吉備鐵狹整持、如田打手、手拍子等、  
吾將爲儼、又詠、其辭曰、淡海者、水隔國、倭者青垣垣山、投坐市邊之宮、天皇御足末  
奴津良麻者、即諸人等皆畏走出とあり。

小楯大驚離席、悵然再拜、承事供給、率屬欽伏。於是悉發郡民造宮、不日權奉安置、



顯宗帝の御陵

乃詣京都。求迎二王、白髮天皇聞憲、咨歎曰、朕無子也。可<sub>レ</sub>以爲嗣、與大臣大連定策禁中、仍使播磨國司來目部小楯、持節將左右舍人、至赤石奉迎。白髮天皇三年春正月、天皇隨億計王到攝津國、使臣連、持節以王青蓋車迎入宮中。夏四月立億計王爲皇太子、立天皇爲皇子、かくて白髮大倭根子天皇の崩坐して後に、二柱相譲りまして、天津日嗣を知召さしりしかば、御姨飯豐青姬尊角刺宮に坐して、天下の政を聞召し、を崩坐して後に、袁祁命まづ天津日嗣知召す事となりて、近飛鳥八釣宮に座して、八年天下をしろしめしき。御年は三十八歳とも、四十八歳ともあり。御陵は、古事記に、片岡之石杯岡に在りと見え、日本紀には、仁賢天皇元年冬十月丁未朔己酉、葬弘計天子傍丘磐杯丘陵。諸陵式に、傍丘磐杯丘南陵、近飛鳥八釣宮御宇顯宗天皇、在大和國葛下郡、兆域東西二町、南北三町、陵戸一畑、守戸三畑。大和志に、昔在葛下郡今市村。寶永年間陵崩、遂爲民居、と有るを、記傳に引きて、「いと畏きわざなりけり。或書に、平野村にありと云ひ、又或書に、平野村の北に在り、字片岡山と云ふなど云へるは、武烈天皇の御陵か紛はし、尙よく尋ぬべし」とあり。或云、平野村民居

の上山にあり、字石上といふ、石槨顯れたり、池はなし。昔在今市村、按ふに、今市は平野の南とあれば、南陵といふに能く叶ひたり。又或説に武烈陵の南に雙び字二兒山とよぶ、其地は池村也といふ。

〔註〕因<sub>ちなみ</sub>に云、顯宗天皇の御父の讐なりとて、雄略天皇の御陵を毀たむと爲給へるを、仁賢天皇の諫めて、いさゝか傍の土を取給ひし御所爲を、或人の論ひて、吳胥發昭王墓、鞭其尸、君子甚之。王頒發陳王陵、焚骨取灰飲之、君子義之。蓋君臣之勢有所異焉。今意富祁命之所爲、能處之者也。夫雄略帝雖虐也、辱及死尸、則傷義甚矣。陵已不可毀、怨亦不可已、則穿陵傍之土以報之、可謂得其宜矣と云へり。

さて次に、御兄意富祁命天津日繼知召して、石上廣高宮に坐して、十あまり一年天下を治めさせ給ひき。御年は五十とも、五十一とも諸書に傳へ、委しく皇典裏に出せるを見るべし。御陵は埴生坂本に在りとぞ。扶桑略記に、葬于河内國丹波郡埴生坂本陵、高二丈、方二町。諸陵式に、埴生坂本陵、石上廣高宮御宇仁賢天皇、在河内國丹比郡、兆域東西二町、南北二町、守戸五畑。河内志に、

仁賢天皇 顯宗天皇

仁賢帝の難を報ずる御所爲

仁賢帝の御陵



殖生坂本陵、在丹南郡黑山村管内、陵畔有家二とあり。愚管抄、籙中抄に、「此二代の御時、ことに世治まり、民苦みなし、此は田舎に久しく御坐して、人の憂へなげさを御覽じ知召せる故なり」と見え、御紀にも、しか委しく記されて、かしくも天皇祖神、また神祖たちの大道を、よくもうけつがせ給ひて、後世のさかしためにもひかれ給へる御事と成りませしは、いとめでたく尊き御稜威にこそは、ましけれ。

### 大伴金村大連公

名もしるく伴のうらわに照る月など住の江にいざよひにけむ

此大連公は、大伴佐伯二氏の遠祖天忍日命又御名大久日命の後、道臣命又名日臣命の七世孫、室屋大連公公卿補任に、允恭天皇御世七年、天皇詔大伴室屋大連定藤原部、但初任年未詳、武持大連之子也。また仲哀天皇御世の條に、大連大伴健持連、天忍日命之後、道臣命七世之後也祖父豐日命、父健日命也、とあり。】の二子に、御物宿禰談連あり。そ

の談連は、此大連の父なりき。上代より武き雄々しき道もて、内御護と仕奉られし中にも、室屋大連は、允恭天皇、安康天皇、雄略天皇、清寧天皇、飯豐天皇、賢宗天皇、仁賢天皇、武烈天皇の八御世に仕奉りまし、【扶桑略記に、允恭天皇七年の下に初めて見え坐し、を、試に二十歳計りとして算へても、武烈天皇御代の末まで八十八年を経れば、百七八歳をば保ちましけむかし。】て功績高く、此大連も、仁賢天皇より武烈天皇、繼體天皇、安閑天皇、宣化天皇、欽明天皇の六御代に仕奉りて、二御代の御天津日嗣定め奉れる功臣と坐し、事世の遍く知れるが如し。欽明天皇紀に、元年九月乙亥朔、己卯、五幸難波祝津宮攝津志に、河邊郡祝津宮古蹟在、西難波村、今有八幡小祠古梅一株。大伴大連金村、許勢臣稻持疑ハ勢男人大臣之子と、物部大連尾輿等從焉。天皇問諸臣曰、幾許軍卒伐得新羅、物部大連尾輿等奏曰、少許軍卒不可易征、曩者男大迹天皇六年、百濟遣使表請任那上哆唎、あるしなり下哆唎娑陀牟婁四縣、大伴大連金村、輒依奏請許賜所求。由是新羅怨曠積年、不可輕爾而伐、於是大伴金村居住吉宅、通證に在、稱疾不朝、天皇遣青海夫人勾子、姓氏錄に、青海首稚根津彥命之後也。慰問慰勸。大連怖謝曰、臣所疾者非餘事也。今諸臣等、謂臣滅任



那、故恐怖不朝耳。乃以鞍馬贈使、厚相資敬。青海夫人依實顯奏、詔曰、久竭忠誠、莫恤衆口、遂不爲罪、優寵彌深、とあり。天書にも、己卯行幸難波、庚辰進幸于祝津宮、遣使祠住江神、賜民爵及帛、各有差、初將征新羅、と見えて、新羅國の無禮を罰給はむと思立ちしからに、往昔の故實を温給ひて、住吉大神に祈り申させ給ひ、さて大連等に、徧く謀らせ給へりと聞ゆ。

大連收賄の嫌疑

右の男大迹天皇御世の事は、御紀にも見えて、或有流言曰、大伴大連與哆唎國守穗積臣押山受百濟之賂矣、と見え、或物に、遂致新羅之叛、兵連禍結、孔子曰、張也慾焉得剛非此之謂歟、と答めたる説もあれど、さばかり功貴き大連の、賂に依りてしか行はるべくもあらず。此は決めて故ある事なるべくこそ。試に云は、かの韓國の盡々に、忠誠に臣伏ひて仕奉らばこそあらめ、さらでは、徒に我が御軍士どもを費すのみにて、我に益あることなき由にはあらざるか。此天皇御代の韓政に付きて、いと煩きを見て考ふべし。此は鈴屋翁もしか説かれたり。

さて公卿補任歴代皇紀に、在官四十年とも、天皇元年九月、稱老歸住吉家、天皇三

年薨、と見ゆ。【されど武烈天皇紀に、十一年八月、億計天皇崩云々、とある下に、初めて大連の事見えたれど、記傳に据れば、此は顯宗天皇御代の事にこそ。若此天皇の御代始とせば、五十八年と成り、武烈天皇の元年よりとしても、欽明天皇三年までは四十四年なれば、在官四十年とあるはいかゞあらむ。】

大連の塚墓

入江昌喜が久保のすさびに、攝津志に、大連が古跡、在堺莊高洲濱東とあるを引きて、今も津國の大玉手家、小玉手家と二つありて、南を大手塚といひ、北を小手塚と云ひしが、南方黄土宜きに因り、所の者崩し取り、今北の小手塚のみ残り。吾聞き傳へしは、小手塚は狭手彦が冢と聞けりとて、本文を引きて、此に別業ありしこと明也。大連は狭手彦の父也。さては南に在りし大手塚は、大連の塚にて、北方の小手塚と稱ふは、狭手彦のなるべし。狭手を小手とも書けば、土俗終に彦の字を略きて、剩へ訓を誤り小手塚と云ひしを、今は手塚とさへいふ事になりぬ。小きを小手塚といふに對へて、大なるを大手塚とは云ひしなるべし。又頭註に、一説に、南の大なるは夫大伴御行卿塚、北の小なるは妻紀音那の塚、其貞節を稱へ



て手塚とは訛る也とも云ふともあり。

姓氏錄左京神別天神部に、大伴宿禰云々、佐伯宿禰云々、大伴連、道臣命十世孫佐  
互彦之後也。榎本連同上、神松一作私と造、道臣命八世孫金村大連公之後也。日奉連、縣

同姓とまた右京神別に、佐伯造、天雷神孫天押人命之後也。雷字は魂を大伴大田宿禰云  
聞ゆ。また右京神別に、佐伯造、天雷神孫天押人命之後也。誤るか。大伴大田宿禰云

云、高志壬生連、日臣命七世孫、室屋大連公之後也。額田部宿禰、また額田部暲玉、また山城

國神別に、額田部宿禰云々。大和國神別に、高志連、天押日命十或説に二一世孫、大伴

室屋大連公之後也。仲九子、日臣命九世孫、金村大連の後也。

高志は、和泉國大鳥郡にあり。神名式に、大鳥郡高石神社。たかし續日本紀に、僧正行

基、俗姓高志氏、和泉國人也。また神護二年十二月紀に、和泉國人、外從五位下カ高

志毗登若子麻呂等五十三人、賜姓高志連。○仲は、和名抄に、宇陀郡に那珂郷、吉

野郡にも同郷、忍海郡に中村あり。承和二年三月の紀に、大和國人仲九子連乙成、

同姓眞當等、賜姓仲宿禰。常陸國誌に、九子部佐壯、久慈郡人、能賦倭歌、其所著

一篇、入萬葉集常陸國風倭歌。此國にも那珂郡あり。又三代實錄に、貞觀四年五

月、常陸國久慈郡人九子部妹人、進位三階、以孝於父母也とありと、上田百樹が

説なり。

津國神別に、額田部宿禰、また額田部あり。河内國に、林宿禰、大伴宿禰同祖、室屋

大連公男、御物宿禰之後也、家内連云々。佐伯首、天押日命十一世孫、大伴室屋大連公

之後也。和泉國に、大伴山前連、大伴宿禰同祖、日臣命之後也など見え、清和天皇紀

に、貞觀三年八月、左京人伴大田宿禰常雄、賜伴宿禰姓コノ間略常雄欸、伴大田宿

禰同祖、金村大連公第三男、狹手彦之後也。或説に、大伴は津國也、官船集于茲、仁德

記定墨江津。萬葉四に、大伴の見津とよみ、敏達天皇紀に、大伴の村あり、萬葉集の卷

一に、持統天皇幸難波宮時歌に、大伴の美津とも、大伴の高師の濱とも詠み、住吉の

御津とあるも同地にて、大伴氏の遠祖の、住吉國に住まれしより地名と成れるかと

も云へり。そも此大連はも、聖武天皇紀なる天平廿一年二月詔に、又大伴佐伯宿禰波、

常母云如久、天皇朝守仕奉事、願奈人等爾阿禮波、汝多智祖止母乃云來久、海行波美豆久屍、

山行波草牟須屍、王乃幣爾去死米能杼爾不死止、云來留人等止奈母聞召須、是以、遠天皇御



大伴氏歷  
世の忠勤

室屋の讚

世始<sup>且</sup>、今朕御世爾當<sup>且</sup>内兵止<sup>心</sup>、中<sup>古止波</sup>遣須、故是以、子波祖乃心成<sup>伊</sup>子波爾可在、此心不失<sup>自</sup>明<sup>キキ</sup>淨心以<sup>且</sup>仕奉<sup>止自且</sup>、奈母、男女竝<sup>且</sup>一二治賜夫、と見え、萬葉集なる大伴家持卿の長歌に、大伴能、遠都神祖乃、其名乎婆、大來目<sup>且</sup>登、於比母知<sup>且</sup>、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敵爾許曾死米、可幣里見波勢自等、許等太豆、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敵欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敵流、於夜能子等毛曾、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絶、大君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等乃都加佐曾云々、とある、其遠祖神の教詞に、をさく違はず、上代はさるものにて、此御祖父も、御父、又御子の狭手彦連も、いとく忠誠にいそしく仕奉りましは、比類稀にめでたき事にこそ有りけれ。大日本史に、大伴室屋、託孤寄命、能竭股肱之力、匡弼七帝、屹爲柱石、蓋所謂社稷臣也。金村承乃祖之烈、誅暴撥亂、及武烈崩天位間曠、迎繼體而立之、四海莫敢動搖、其功大矣。と見え、澁川春海も、大連事五朝而无私心、求諸國而立天孫、可謂古今之忠臣也。といひ、或は、大連と、小松重盛公と、楠正成卿を、三忠と稱へるも有りけり。さるめで

たき勤勞高きが、後世に絶えて朝廷に仕へ奉る人の無きは、はた飽かず口惜しく歎かしきに事なむ。

### 物部守屋大連

おしなべてさばへなす世となりにけりいそしき君が雲かくれてゆ

百濟佛像  
經論の貢

磯城嶋金刺宮御宇欽明天皇の御世十三年といふ年の冬十月、西蕃にしつくになる百濟國王聖明といふが、此聖明といふ王は、天皇十五年、新羅國に攻入り、釋迦佛像及經論を貢獻りて其功德を甚じく奏上げしかば、天皇聞召して、御目も定めかねさせ給ひて、群臣等に歴問とらめとはせ給ふ時に、蘇我宿禰稻目即逆賊馬子が父也奏して曰く、西蕃諸國一皆禮之、豊秋日本豈獨背也、と奏し、に、物部大連尾輿・中臣連鎌子同く奏して曰く、我國家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜爲事、方今改拜蕃神、恐致國神之怒。天皇曰、宜付情願人稻目宿禰、試令禮拜。大臣跪受而忻悅、安置小墾田家、勲修出世業爲因、淨捨向原家爲寺、於後國行疫氣、民致天殘、久而愈多、不能治療。物部大連尾輿中臣連鎌子同



奏曰、昔日不須臣計、致斯病死、今不遠而復、必當有慶、宜早投棄、勸求後福。天皇曰、依奏、有司乃以佛像流棄難波堀江、復縱火於伽藍、燒燼更無餘、於是天無風雲、忽災大殿とあり。鎌子連は大織冠鎌足公の五世祖に鎌大夫とて、眞人大さて此大連は、天孫本連の子、黒田大連の父なるよし、系譜に見えたり。紀に據るに、天火明命十三世の孫、物部尾與連【同書に、此連公、磯城嶋金刺宮御宇天皇御世、爲大連、奉齋神宮、弓削連祖、倭古連女子、阿佐姬、次加波流姬、各爲妻、兄生四兒、弟生三兒と見え、公卿補任に、同天皇元年正月爲大連如故、初任年未詳、但十三年大連行事爲大連、行事大連、目之孫荒山連之子也とあり。】の子にて、大市御狩連「物部守屋大連公、亦曰弓削大連、此連公、池邊雙槻宮御宇天皇御世爲大連奉齋神宮と見え、御紀及公卿補任に、元年四月三日天皇即位、爲大連如故、初任未詳、大連尾與之子也と有りて、淳中倉太珠敷後御謚敏達、天皇の御世に、逆賊蘇我馬子は大臣となりしが、父稻目と共に、甚く佛法を信み尊みて、篤く惑ひ、世人をも遍ねく此に面向かしめむとせるに、此大連は、深くその横さまの道なることをうれたみて待ちほせぎ、拂排けむと務められしこと、【日本史にも、佛法漸行于世、大臣蘇我馬子

首崇信之、守屋心不喜之、頗有所規諫と記さる。】天皇十四年紀に是時國行疫病、民死者衆。三月丁巳朔、物部弓削守屋大連、與中臣勝海大夫奏曰、何故不肯用臣言、自考天皇及於陛下、疫疾流行、國民可絶、豈非專由蘇我大臣之興行佛法歟。詔曰灼然、宜斷佛法、【聖德太子傳曆に、天皇謂太子曰、我國之基以神爲主、而今大臣請祭異國之神、爲之如何、とも見えたり。いと道理たる大詔ともなり。】丙戌日守屋大連自詣於寺、踞坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之、并燒佛像與佛殿、既而取所燒餘佛像、令棄難波堀江、

難波堀江

【註】狩谷望之が説に、是與欽明天皇紀所言事甚相似、蓋以一事誤爲二時之事とあり、さも有るべくや。法隆寺古文書に、堀江者豐浦寺佛門東是也、以彼堀江擬難波浦、故得其名也。彼堀江、欽明天皇十年、物部大連尾與滅蘇我大臣稻目佛像之時、流棄難波堀江、而妙安寺前池即彼堀者誤也、【史徴に引ける平氏傳雜勘文抄にも、今云難波堀江者、以豐浦寺東飛鳥川西入江、云難波堀江也。昔以外廣博而相似海浦、故或云豐浦之難波江也。また妙安寺南池是也、池與江其體異也、と云



へり】戒律傳來記に引ける百濟許智部所述年代記に、壬辰年、他田宮御宇淳名倉太瓊天皇即位、同年四月、以蘇我馬子爲大臣、從此年始至于十四年乙巳、即弓削大連燒佛殿并佛像等、取燒餘佛像流棄於難波堀江と云へり。天野信景云、大連が金像を捨てし難波堀江は、大和國飛鳥里に在り名所同じき故に、攝州のをも像を捨てと云傳ふるにや。大和の難波堀江を詠みし歌、玉林抄に見ゆとあり。靈異記に、然物部弓削守屋大連公奏皇后曰、凡佛像不可置國內、猶遍棄退皇后聞之、詔屋栖古連公曰、疾隱此佛像。連公奉詔、使水田直藏乎稻中矣。弓削大連公放火燒道場、探佛像流難波堀江、然徵於屋栖古言、今國家起災者、依隣國客神像置於己國內、可出斯客神像、速急棄流乎豐國也。客神者佛也固辭不出焉。と見え、水鏡にも、三月に、守屋の大臣御門に申さく、先帝の御時より今に至るまで、世中の病いまだ怠らず、蘇我大臣佛法を行ふ故なるべしと申し、かば、佛法を亡なべき由宣旨下りにき。守屋みづから寺に往向ひて、堂をきりたふし、佛像を破り失ひ、火をつけて焼き、尼の衣物を剝ぎ、しもとをもてうちし程に、空に雲なくし

豊國

大塔宮等の  
の祠前に  
尊氏等の  
像を設く  
可し

て大きに雨ふり、風吹き、西田直養曰く、此に豊國をさして大連のいひたりし、いかなる心にか、つくしに流すといふ心にて、その入口の國なればにやと云へるに付いて按ふに、此は豊國法師に託て流棄てむとの意にもや有らむ。○室直清が書牘に、菅野某といふ人の、佛を甚しく誹りて、講堂の床に大掛物をかけ置候。其繪は衣冠正しき貴人と見え申候を一人畫き、其側に沙門に繩をかけ引居る、又釋迦と阿彌陀の像を泥水に投入る體を畫かせ置候。是は定めて守屋大臣にて可有之候」と云へるは、かの西戎にて、宋の岳飛が廟前に、秦檜が像を置て、此を辱しむちふ事にも齊しく、愉快く覺ゆるまゝに書き添へつ。さて大塔宮、又楠・新田の諸卿の祠前にも、妖賊足利高氏、直義が像をも設けて、諸人をして此を鞭罵せしめば、後の亂臣賊子の鑒誡にも成りなむか。

是日無雲風雨、大連被雨衣、訶責馬子與從行法侶、令生毀辱之心、乃遣佐伯造御室、更名於喚馬子所供善信尼等、由是馬子不敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等、付於御室、有司便奪尼等三衣、禁錮楚撻、しりかてちちらう海石榴市亭。



本元興寺緣起といふ物に、他田天皇欲破佛法、即此三月盡日、斫伐剝柱あり、重責大臣及仕佛法人々、佛像・佛殿皆被燒滅、遣佐伯岐彌牟留古造、召三尼等、泣而出往時觀大臣將三尼等都波伎市長屋時、其法衣破滅佛法、爾時櫻井道場者、大后大丈王、口以莫犯我後宮會十告而不令燒支、とあり。此書は古文にて珍しければ引出でつ。さて雨衣は、和名抄に阿萬岐沼とあり。三衣は、通證に、錦繡萬花谷曰、大衣七條五條爲三衣。眞諦雜記曰、袈裟、是外國三衣之名、律有三種、懷色、青黑、木蘭。萬葉集に、海石榴市之、八十衢爾、立平之、結紐乎、解卷惜毛また、むらさきは灰指す物ぞ、海石榴市の、八十のちまたに、相へる兒や誰。略解に、大和、武烈紀、弘計皇子命の、石榴市の歌垣に出給ひしは、清寧天皇の忍海宮のあたりに在るか。後のかげろふの日記などにいふは、初瀬寺に近し。今城上郡金屋村の山に、つば市の地蔵といふ有り。又同村につばい塚といふ冢も有りとぞ。

天皇思建任那、差坂田耳子王通證に、欽明紀、王作郎君、爲使、屬此之時、天皇與大連、卒患於瘡、故不果遣、詔橘豐日皇子曰、不可違背考天皇勅、可勤修乎任那之政也、又發瘡死者充盈於國云々。

瘡は痘瘡  
たりとの  
説

〔註〕通證に、松岡氏曰、此應痘瘡流行、此時世人未知痘瘡之名、故驚以爲異也。聖武紀曰、天下患豌豆瘡、俗云裳瘡、今俗謂之伊毛、蓋忌也。以其多禁忌得名。夫痘者、西戎之疾、瘡瘍之疫、故其名不古見、其症不常在。痘家諸書言、自馬援征交趾始、此屬後漢之初、與佛法東漸相因、而我邦之患此瘡、亦自事西蕃來佛像始、蓋是人所中其氣以傳染之也、詎知是致佛之殃、而非燒佛之罪也、吁、と論へるは、信なる語にて、さばかり佛を信める馬子は更にて、用明天皇も此にをえさせ給へるにて、いとしるきをや。實やこの馬子賊は、雙びなき大逆賊にて、その子孫ともに妖鬼の類に入りし事は、六人部氏も論へる如く、痘瘡を稻目瘡と世にいひ、俗に痘瘡神といふ者の祖と成ると聞えたり。さて此を初めて、麻瘡、肥前がさ、又何くれの疾の、他國よりいと多く渡りいできつ。妖魔の徒も從ひて繁殖ること、委しき師説あり。さて右天平の時に、天下に布行し給へる藥方は、左丞抄に載し、また後世に流行たりし年月の事も、委く同書に見えたり。さて今本文



に云々と省けるは、出定笑語なる師説に論れたる如く、いとまがくしく、聞見に穢るゝ心地させらるればなり。

夏六月、馬子奏曰、臣之疾病、至今未愈、不蒙三寶之力、難可救治。於是詔馬子曰、汝可獨行佛法、宜斷餘人、乃以三尼還付馬子、馬子受而歡悅、嘆未曾有、頂禮三尼、新營精舍、迎入供養。或本云、此は一書の傳なり。物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、俱謀滅佛法、欲燒寺塔并棄佛像、馬子諍而不從。秋八月朔己亥、十五日天皇病彌留崩于大殿。

〔註〕帝王編年記に、崩于譯語田宮、法王帝説に、天皇治天下十四年、乙巳年八月崩。元興寺縁起に國史を引きて、留を甚に作り、さて、或記云、八月崩大殿、起殯宮於廣瀨、葬河内磯長陵、年四十八。天書皇代曆皇年代記、簾中抄なども同じ。扶桑略記、愚管抄には、廿四歳とし、正統記、如是院年代記に、六十一歳と云へり。何れかよけむ。瑤囊抄に、此天皇、また尾輿大連の事を申せる説は、固より妄語にて、いふにも足らず。さて御陵は、古事記に、在河内科長也。一本に、甲辰年四

詠 恨 兩 人 の 怨

月六日崩と細註あり。崇峻天皇紀に、四年夏四月、壬子朔、甲子、葬譯語田天皇於磯長陵、是其妣皇后所葬之陵也。また法王帝説に、陵在河内國志奈口とあり。諸陵式に、河内磯長中尾陵、譯語田宮御宇敏達天皇、在河内國石川郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟。扶桑略記にも、石川郡磯長中尾、高三丈、方二町、河内志に、在葉室村西と云へり。記傳に云ふ、此科長に御陵六あり。此天皇、用明天皇、推古天皇、孝德天皇、又石姬皇后、聖德太子、神名帳に科長神社もあり。是時起殯宮於廣瀨、馬子佩刀而誄。物部弓削守屋大連听然而咲曰、如中獵箭之雀鳥焉。次守屋大連手脚搖震誄。馬子咲曰、可懸鈴矣。

〔註〕歷朝詔詞解に、志乃比己止乃書とあるを解きて、此紀を擧げて、此誄字、累擧其平生實行、爲誄而定其謚、以稱之也。また哀死而述其行之辭也、など註したる。皇國のしのび詞も、其意也として、紀の文を委しく引出でて、上件紀に記されたる様を見れば、其儀式又其詞さまざまの事有りしと覺ゆ、誄其事、其事とある、其詞ども、いかなるさまの事どもなりけむ、其文いとゆかし、能不能とあるを思へば、



其詞を造るも、讀むも、容易からざりし程知られて、いかにめでたくあはれなりけむ。其儀式も詞も、絶えて世に傳はらず、いとくあたらしきこと也。又孝徳紀に、凡人死亡之時、云々、或爲亡人斷髮刺股而誅、如此舊俗一皆悉斷、とあるを見れば、貴人のみならず、古は下ざままでせし事と見えたり」とあり。

由是二臣微生怨恨、三輪君逆。使軍人相距於殯庭、穴穗部皇子欲取天下、發憤稱曰、何故事死王之庭、弗事生王之所也。【此王は、欽明天皇の皇子にて、簾中抄に第十四の御子とあり。】さて橘豊日天明天皇天津日つぎ治看して、池邊宮にて天下治め給ひ、

此天皇、天壽國曼陀羅の銘に、多至波奈等己比乃彌己等坐瀆邊宮治天下といひ、元興寺丈六佛像銘に、多知波奈止與比天皇、在異波禮瀆邊宮、法王帝説に、伊波禮池邊、雙槻宮治天下、橘豊日天皇、また法隆寺藥師像銘には、池邊大宮治天下、天皇とあり。法隆寺文書に、十市案内者云、磐余池邊、列槻宮者、阿倍寺北山尙北、今云長門里處、是其磐余池邊、列槻宮地是也。其東杉本山有之、扶桑略記に、都大和國十市郡雙槻宮、一云、磐余池邊雙槻宮とあり。【記傳に、和名抄に、十市郡池上郷

の地也。萬葉七に、池邊小槻下とあるは、此地か。續紀五に、石村池邊宮御宇聖朝、廿八に、池邊雙槻宮御宇など見ゆ。雙槻とは、此地に大木の槻の二木殖りしに因りて負せたる宮號なるべし。大和志に、此宮今の安部の長門邑と云ふ處也。又石寸山口神社も長門邑に在りて、今稱雙槻神社と云へりなど委しく説はれたり、就きて見るべし。】

馬子を大臣に、此大連を故の如く大連と爲し給ひ、その大歲元年丙午の夏五月に、大連、穴穗部皇子の命を以て、三輪逆君を殺れしかば、馬子惻然頽歎曰、天下之亂不久矣。大連聞而答曰、汝小臣之所不識也。此三輪君逆者、譯語田天皇之所寵愛、悉委内外之事焉。由是炊屋姬皇后與馬子俱發恨於穴穗部皇子也。【此に就て或人のさかじり語せるは、天野信景が阿保道誓が事を妄言せる類にて、いとゆゝしき非説なればことの序に斷り置くになむ。】また二年丁未夏四月乙巳朔、丙午、御新嘗於磐余河上、是日天皇得病、還入於宮、群臣侍焉。天皇詔群臣曰、朕思欲歸三寶、卿等議之。群臣入朝而議、物部守屋大連與中臣勝海連違詔議曰、何背我國神敬他神也。由



來不識若斯事矣。【天書に、時物部守屋中臣勝海諫曰、吾國者神國也、何廢國神而尊外國神耶。】蘇我馬子曰、可隨詔而奉助、誰生異計、於是皇弟皇子、【皇弟皇子者穴穗部皇子、即天皇庶弟。】引豐國法師闕名也入於內裏、物部守屋大連邪睨大怒、〔註〕水鏡に「法師を内裏へ召入れられしかば、太子大に悦び給ひて、蘇我大臣の手を取り、涙を流し、三寶の妙理を人知る事なくて、みだりがはしく用奉らざるに、大臣佛法を信奉る、最々かしこき事也と宣ひし。守屋大きに怒りて腹立てにき。太子人々に宣ふは、守屋因果を知らずして、今亡びなむとす、悲しき事也と宣ひしを、人有りて守屋に告げ聞かせしかば守屋いと怒を爲し」ともあり。新嘗聞食す御祭は、ことにやごとなき御禮なるを、遠天祖の定坐し御例の時に違へるはさる物にて、御病を得しめ給へるは、いかなる由にか有りけむ、かしこ恐けれど、こは決めて佛法さまを、上なきものと、なべてもてはやすを、ふさはしからず、皇神等の思看しての御荒びにや有りけらし。さるを此二人の連等は、天皇祖神の正しき眞の道のまに、議奏されしを、違詔とあるは、師説の如く、何なる書法にか、い

豐國法師

と訝しき事にて、此時より逆臣の勸に因りて、皇大神を本御同殿なりし大内に、賤きかたるの祖たる中子をば入れ初め給ひて、長き世々の亂根と成りしはや。此大連の憤怒られしは、返すぐも皇大神の道を固く守り奉られしにて、かの川柳點に、「神道者守屋重々理だといひ」といふ俚歌を、師翁も引出でられたる如く、眞に道理とも道理たる事なりけり。

是時押坂部史毛尿急來、密語大連曰、今群臣圖卿、復將斷路。大連聞之、即退於阿都、阿都大連之別業所在地名也集聚人焉。中臣勝海連於家集衆、隨助大連、遂作太子彥人皇子像與竹田皇子像、厭之。俄而知事難濟、歸附彥人皇子於水派宮、舍人迹見赤檮伺勝海連自彥人皇子所退、拔刀而殺、

阿都

〔註〕法隆寺文書に、阿都者、是在河州、今彼所之木本、古木共今並立、彼亥方當府都明神、御神殿無之。通證に、和名抄に、河内國澁川郡跡部、式、跡部神社、即崇峻紀所謂澁川家也。今稱下太子、また彥人大兄、敏達第一皇子、然前紀无立太子之文、又無守屋弑殺之事、蓋或有闕悞也。僧虎關所書、守屋咀用明帝、亦謬勝海

物部守屋大連

盜



事歟と云へり。玄道按ふに、此は舒明天皇の御父にませば、史に忌憚らせ給ふにも有るべく、太子とは後の御世に尊びて稱へ奉り坐しゝにもや有りけむ。押磐皇子の事をも考合せ奉るべし。通證に、萬葉集に跡見庄、神武紀鳥見山中、舊事紀鳥見物部、和名抄添下郡鳥見、また櫛子以知比と云へり。此二人のいそしき大連等を、此奴が手に終られしは、いと口をしく、いみじきまがものになむ。

大連從阿都家使物部八坂大市造小坂漆部造兄、謂馬子曰、吾聞群臣謀我、我故退焉。馬子乃使土師八嶋連於大伴毗羅夫連所、具述大連之語、由是毗羅夫連手執弓箭皮楯、〔和名抄に、釋名に曰、狹而長曰步楯、步兵所持也、和名天太天。〕就槻曲家、不離晝夜守護馬子。〔槻曲家者大臣家也。通證に、大市造天孫本紀曰、物部大小市連公、小市直等祖、又姓氏錄大市首、また天孫本紀に、出雲醜大臣之子、三見宿禰命、漆部連祖、和名抄宇陀郡漆部奴利部、神名式、尾張國海部郡漆部神社、また此紀名比羅夫者多、蓋貝名、古事記於比良夫貝、其手見咋合而、法隆寺文書に、比羅夫連、播磨國大寺本願主也、其事見證月上人觀音驗記ともあり。〕

かくて癸丑九日、橘豐日天皇大殿に崩じ給ふ。〔正統記に、御年四十一、皇年代略記には六十九歳と云へり。記に、御陵在石寸掖上、後遷科長中陵。紀に、秋七月甲戌朔甲午廿一日葬于磐余池上陵。推古天皇元年に改葬し給ふ由見ゆ。法王帝説に、丁未年四月崩、秋七月奉葬。或云、河内志奈我中尾陵ともあり。なほ記傳等に因て見るべし。泊瀬部天皇紀に、古事記に、長谷部若雀天皇、坐倉椅柴垣宮、治天下、肆歳と見え、法王帝説に、倉橋宮治天下、長谷部天皇とあり。後御謚を崇峻天皇と申す。〕同五月物部大連軍衆三度驚駭、通證に、无レ故而驚駭、大連陣亡之兆也。大連元欲去餘皇子等而立穴穗部皇子爲天皇、及至於今、望おもひて因遊獵而謀替立、密使人於穴穗部皇子曰、願與皇子將馳獵於淡路、謀泄。〔法隆寺古文書に引ける王代紀に、穴穗部皇子、亦名天香〔山カ〕皇子、用明天皇崩後、五日物部弓削守屋立此皇子爲令即帝位。〕六月甲辰朔、庚戌七蘇我馬子等奉炊屋姬尊詔〔命イ〕佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣真嚙曰、汝等嚴兵速往誅殺穴穗部皇子與宅部皇子。是日夜半、佐伯連丹經手等圍穴穗部皇子宮、於是衛士先登樓上、擊穴穗部皇子肩、皇子落於樓下、走入偏室、衛士等舉燭而誅之。辛亥誅宅部皇



合戰

子、繪天皇子之子、上女王之父也、未詳、善穴穗部皇子、故誅、善穴以下、信友本以為注文、また秋七月、蘇我大臣馬子勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連。泊瀬部皇子、崇峻天皇にます、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、敏達天皇の皇子、春日皇子、同、蘇我馬子、紀臣男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、俱率軍旅、進討大連。大伴連嚙、阿倍臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣、關名、俱率軍兵、從志紀郡、河内、到澁河家、大連親率子弟與奴輩軍、築稻城而戰。通に、舊趾在志紀郡弓削村、於是大連昇衣摺朴枝間、通證に澁川郡在衣摺村、守屋所領、見平氏太子傳、聖德手印紀郡弓削村、於是大連昇衣摺朴枝間、記等、今姓氏衣摺亦出、于此、太子傳曰、登大榎木、今亦存云、臨射、法隆寺文書に、放矢とあり、如雨。其軍強盛、填家溢野、皇子等軍與群臣衆、怯弱恐怖、三廻却還。法隆寺文書に、彼大連部率等、大築稻聚城、於中合戰。其軍強盛、填家溢野、然間皇軍恐怖、却還再二度、或口傳曰、法隆寺顯真得業之相傳、秋七月朔日、早旦、太子并諸皇子、大臣已下、引陣向大連阿都家、然大連軍強盛、官軍却歸。爰太子大臣等、重集軍兵、以同午尅重却寄。日既傾西山、官軍又亂。時賊衆乘勝出己城、追太子。太子指難波向西而走、川勝獨從、後飛矢逃太子。裏書云、彼阿都部の東をおかへりと云ふ。太子彼より退き、返らせ給ひける所、其北方に神妙、椋木あり。今は第二傳木云ふ。いか

法隆寺文書

めしき大木也。同二日、當三第、至卯尅、泊瀬部皇子、竹田皇子、馬子口口等、重召軍兵、令向大連家。其日又官軍雖盡力、不遂而退還。則彼皇軍衆或籠生馬山、或籠信貴嶽。同三日、當三第、太子自登信貴山、命川勝伐取白膠木、令造四天像、其數四十八體、至終其功、太子大臣等臨同山小猿磐石、安置新像、辨備供具、展供養畢、太子告諸皇子並群臣等曰、此等尊像是衛國安民、將護法利生棟梁也。面々此尊像隨身、各其本誓念心人口賜諸軍、鋪首領等云、或傳云、太子先以多聞天像、令安納自頂上結髮上、裏書法隆緣起、七月三日合戰日也。とあるは、殊に委傳なり。是時厩戸皇子束髮於額、ひさこはなむはして古俗年少兒十五六間、束髮於額、十七八間分爲三角子、今亦爲之、【通證に、束髮於額訓瓠花、】狀其形也。古事記景行記曰、小碓命、當此之時、其御髮結於額也。考此紀年十六、萬葉集云、肥人額髮結在、染木綿云々、角子即總角、所謂左右髻也。今天王寺太子像亦如此。而隨軍後、自付度曰、將無見敗、【通證云、安積氏曰、即言敗也、親王用將無字、亦猶阮瞻語意也。晋書將無同、非願難成、乃斫取白膠木、疾作、扶桑略記に刻と作、】四天王像、【通證に、和名抄引辨色立成曰、白膠木、沼天、今按、鐸訓奴利豆、又



訓奴豆、蓋漆手之義、謂其生膠而黏滑、今俗云奴流豆之木、其實則五倍子也。私記に、太政殿下問曰、云々、或答、白膠者甚有靈木也、故修法之壇取此木乳而塗用也。或說黏佛之心入此木、取其有靈又不朽、是華山僧正引諸儀軌之文所說也。四天王、長阿含經に東方は治國、南方は增長、西方は雜語、北方は多聞とありて、實は我古説なる手力男大神を、天上また皇國にても、日大御神の四面の御門に鎮めましけるを、かく申傳へたる由、委しき師説あり。置頂髪、而發誓言、白膠木、此云農利泥、今若使我勝敵、必當奉為護世四天王起立寺塔、蘇我馬子又發誓言、法隆文書に、願とあり。凡諸天王、大神王等、通證に、梵書所言、即天龍等是也。助衛於我、使獲利益、願當奉為諸天與大神王、起立寺塔、流通三寶、誓已嚴種々兵、而進討伐。爰有迹見首赤髯射墮大連於枝一に壇と作り、或人は朴字かといふ。下、而誅大連並其子等、公卿補任に、七月蘇我大臣與三既戶皇孫、由是大連之軍忽然自敗、合軍悉被皂衣、馳獵廣瀨勾原而散。是役大連兒息與眷屬、或有逃匿葦原改姓換名者、或有逃亡不知所向者、時人相謂曰、蘇我大臣之妻、是物部守屋大連之妹也、大臣妄用妻計而殺大連矣。【此女賊は鎌足刀自と云ひし由など、下に師説を擧げて説ふを待つべし。實にそが夫に劣らぬ比なき妖婦にぞ有りける。】

〔註〕諸雜事記に、用明天皇即位二年、丁未年聖德太子、與守屋大臣合戰。其故者、太子修行佛法、我朝欲弘法爪、大臣我朝偏依為神國、欲停止佛法志成欲誅殺太子之命、爾時年十六歲也。爰合戰之日、遂誅殺大臣畢。太子勝於彼戰畢、于時以大錦上小德官前事奏官兼祭主中臣國子大連公差勅使、令祈申於天照坐伊勢皇大神宮、給倍利止云、と見え、法王帝説に、丁未年二六七月、蘇我馬子宿禰大臣、伐物部守屋大連時、大臣軍士不尅而退。故則上宮王舉四王像、建軍士前、誓云、若得亡此大連、奉為四王造寺尊重供養者、軍士得勝取大連也、と見え、太子傳補闕記にも、丁未年七月、物部弓削守屋大連、與宗我大臣緣佛法與不之論、內忘姻親之義、外蔑君臣之道、發睚眦之怨、興志逆之軍、率己黨類、以稻為城、調練軍士、擬襲京城、朝廷震恐、事出カ倉卒。大臣奉勸太子、與整軍士、直進二字法隆寺文書による。難波、自後而襲、以平群臣神手為少將軍、自志紀郡襲於澁川、賊勢二分東西相戰云々。大



連登榎木、與太子軍爲戰甚強、官軍中矢者衆矣。太子在殿、士卒氣衰、軍政秦川勝率軍、奉護太子、見官軍氣衰、馳啓太子、太子立謀、即令川勝採白膠木、刻造四天王像、擊立鋒、太子自率壯士而追賊、賊與太子相去不遠、賊誓放物部府都大神之矢。

〔註〕此神は、香取志に、肥前風土記に、三根郡有神社、名曰物部經津主神云々、令來目皇子征伐新羅、于時皇子奉勅到於筑紫、乃遣物部若宮部立社於此村、鎮祭其神、因曰物部郷とある神の事を、可美真治命ならむ。そは、物部は此神より出づれば也、神名式に壹岐國石田郡物部布都神社と有るも、同神にて、その武徳を、吾が香取神宮に擬へ、奉りて稱へ奉り、物部をもて同異を別てるなるべし。姓氏錄に、物部布都久呂大連といふ人見ゆ、可美真治命十二世の孫也、となほ委く論へるは、然もあるべくや、此記を引かざるは遺憾といふべし。また後に香取本系を閱れば、經津主尊、その御子苗益命、その御子經津主命、其御子武經津主命、其御子忌經津主命と云ふ神も坐し、國作大神の御子にも、若經津主命と申すが、出

雲風土記に見えたり。

〔註〕中太子鎧、太子亦誓放四天王之矢、即中賊首大連胸、倒而墜樹、衆亂、川勝進斬大連之頭、少將軍擊平餘黨、係虜賊首家口、覆奏於玉造之東岸上、太子傳曆には、此時大連登大榎木、誓放物部府都大明神之矢、中太子鎧、太子命舍人跡見赤檮、放四天王之矢、中大連胸、倒墜木、賊衆躁亂、川勝斬大連頸とあり。私記に、衣摺朴枝間、讀衣乃支乃萬太、或私記曰、支奴須利乃、衣乃支乃萬太、案師說、衣摺朴讀衣乃木。

〔註〕通證に、大連墓、在澁川郡太子堂村、傍有鏑矢冢と云ひ、江談抄に、聖德太子御劔銘四字事、丙毛槐林、是切守屋大臣頭也、法隆寺文書にも、河勝が太子より受けて大連を斬りしことをいひて、史徴に引けるには、秦川勝賜師劔、懸入榎木城、切逆臣頭、裏書曰と記せり。件御太刀今在四天王寺寶藏、件太刀無鞘柄、只身許也、其勢二尺五六寸許也。從柄分上六寸許、以黃金鏤入古文四字、其文云、丙毛槐林、江帥卿談之云、彼神妙棕ノ丑寅ノ方六七町許行、其所澁河ト云、其所ニ寺アリ、

聖德太子の劔銘



推古天皇御願也。彼寺辰巳方二三町行テ、野中有岳、上有榎木、此埋守屋墓也、と云へり。老のすさびと云ふ物に、此丙毛は、必づ丙午の誤ならむと云へり。中右記、また官吏記などにしか思合さるゝ事あり。史徴に引ける法隆寺記に、大臣頸切太刀銘、丙毛槐林、郷毛槐林と二柄あるよし云へるは、祐之説の如く非也。此事も、額髮角子の事も、別に記せれば、此には云はず。皂衣、私記に、始著戎衣、更著黑衣耳、案黑衣乎著意如何、師説未詳。通證に、皂黒繒也、勾原、疑是萬葉集所謂百濟原とあり、大連の子孫の逃げて、信濃國なる諏訪の地に往きて留まるとも云傳へたりと、古史傳に見えたり。

さて播磨風土記なる印南郡大國里條に、美保山、山西有原、名曰池之原、原中有池、故曰池之原。原南有作石、形如屋、長二丈、廣一丈、高亦如之、名號曰丈石。傳云、聖德王御世、弓削大連所造之石也、とある、此世に謂ゆる石寶殿にて、何料に造られけむ知らねど、げにも珍しくけしかる物にて、二なき大連の形見には有りけり。さるを世に手間天神の御故事を混傳へたるなどは、こよなき謬也。そは取總

守屋大連の遺物

守屋大連の祠

べて御傳記にも記せり。天孫本紀に、内大紫位物部雄君連公、守屋大連之子、此連公、飛鳥淨御原宮御宇天皇御世、賜氏上内大紫冠位、奉齋神宮、物部目大連女、豐媛爲妻、生二兒、とあり。此連同武天皇紀五年六月に卒られし事見ゆ。【いと命長かりし人と見ゆ。そは假に大連の薨座し、丁未年の産としても、天武天皇五年丙子までは、九十年なれば也。その二子は、忍勝連、弟金弓連、今木連等祖と同書にあり。】さて攝陽群談に、四天王寺院中に、大連と中臣勝海連を祠る社あり。また鎌倉志に、杜戸明神或は守殿に作り、社は、三島明神を祀ると稱ふ。神主物部姓乃守屋氏にて、大連が後也といふ。神社啓蒙に、大酒社と云ふが、播磨國赤穂郡の坂越浦に在りて、大連を祭る。

又飛州志に、守屋宮在灘郷江名子村錦山之麓、來由未詳ともあり。又和漢三才圖會に、參河眞福寺、大連之三男眞福流子當國仁木郷、死後屢有靈異、故建寺ともあるは、信とも思はれず。また大連之妹也とか。天孫本紀に、物部鎌足姫大刀自連公、此連公小治田豐浦宮御宇天皇御世爲參政、奉齋神宮、宗我島大臣爲妻、生

物部守屋大連



豊浦大臣、名曰入鹿、此人鎌束連弟とせり。通證に、考皇極二年紀、則妻計謂以私欲滅宗家也、與馬子弒逆滔天大罪、豈容天誅哉、師説に、馬子が子の蝦夷が、子入鹿に私に紫冠を授けて、大臣の位に擬へたる所に、大臣之祖母、物部弓削大連之妹、故因母財取威於世、とあるを引いて、此婦人兄に何の恨を含みけむ、馬子に譖言したるを聞入れて、皇子等を勧め奉りて、大連を滅して、其領所も何も奪取りきとて、逆賊の亂を委しく論はれて、大連の妹の馬子に嫁きたるは、私通より起れる故に、兄を譖たりけむも知るべからずと論はれたるは、信にさる説なるに付きて案へば、士清が世儒以守屋之排佛、不論其逆、釋氏以馬子之崇佛、回護其罪、皆僻其所好、昧于史傳之所致也、國史、云々、と云へれど、國史もその目錄には見えなれども夫はた正本とも定めがたし。景楨曰、夫當用明之時、穴穂陰謀國家、而守屋黨之、其討固宜也。獨馬子者挾公義而報私怨忿耳、冀三子夷滅而威權專己耳。觀其始阿附穴穂而扶翼之、與後來爲崇峻所忌、則宛可然矣。驕傲自恣、包藏禍機、唯此時爲然、豈特至弒今上立女帝、而方始見其不臣之心哉とあるは、略論ひ得

守屋の妹  
馬子の妻

つる説にて、師翁の、欽明天皇御代に、此賊が父稻目が女二人を幸給ひて、御子あまた生ましめ給ひ、敏達天皇御世に、馬子を大臣と爲賜ひ、用明天皇崇峻天皇推古天皇、共に欽明天皇の御子にて、稻目の女等の産奉れるなれば、當時の御世御世の外戚なりし故に、その權威有りしこと想像るべしとて、姦賊の始終を委しく論はれ、出定笑語にも、日本紀の文に潤飾多き事、また賊徒が事を回護せられし事も論はれたる如くにて、後なる聖武孝謙天皇紀にも、正邪を轉倒して記されしと同じ道理なるを、此は元親王の御裁とも聞えず、後人の閹刪に依る事は、かの藤原長良公の奥書の如くなれば、穴穂皇子の御事にまれ、此大連の始末にまれ、紀の本文のみは信がたければ、かにかくに詳にそれと定めがたき事にぞ有る。そはかゝる君皇を弒し奉り、又夫に黨與せる人をすら、よき狀にのみ記されし一事にても思ひやられたり。大日本史に、稻目之佞佛、守屋之惡佛、若氷炭之相反、而守屋與馬子積不相能、忿狷構難、兵敗孳戮、舊史歸罪於馬子之妻、蓋得其實也。當此時、佛法日熾、如火之燎原、救之不以其術、而欲蹂躪以滅之、庸可得



乎。遂使天下後世懲其所爲、箝口不敢議佛、可謂失計之甚矣。とも、天地之間、莫尊乎我祖宗君父、敬之愛之謂道、而佛教之入我邦、首原其像、以爲無上之尊、次述供養、以爲作善求福之資、眩嚇誑誘、牢籠是務。故奉其教者、唯知有佛而不知有君父、敬愛之方、日以解弛、而敦倫悖道之爲、靡所不至矣。蓋自蘇我稻目藏佛像、經論於其家、馬子惑溺滋甚、事之尤謹。當時佞佛者無過馬子、而忍爲弑逆大事、此其不知有君父之效也。厩戸皇子與馬子朋比、而興隆佛法、不唯不討弑君之賊、反以崇峻之崩爲過去之報、三綱絕而九法斁、崇奉異教之害遂至如此、可勝歎哉。蝦夷入鹿悍戾驕侈云々、朶頤神器而父子相踵伏斧鑕之誅、滄溟居處、竟覆其宗。書曰、天作孽猶可避、自作孽不可避、非此之謂歟。とも論はれたり。なほ此禍源は、師翁の印度藏志に委しく論はれたるを見るべし。

## 擁立論

〔註〕井澤長秀も、大連が立てむとせられし穴穗皇子は皇子也。馬子が立てむといひし推古は皇女也。男女の分をいへば、穴穗王を立てるは順也。推古天皇を立てるは逆也。然るを馬子、女主を立て、厩戸王政に與りまさば、元より己と

善れば、太子の政は馬子が心也。位に即かずして其威を保つ者は己也と謀りて、穴穗王を殺し、守屋を討ち、厩戸王を壻とし、崇峻天皇を弑し、太子と共に國政を擅にす。然るに俗に忠直守屋を逆臣とし、逆賊馬子を善者とす。宋朱熹が語に、佛法唐に入りてより善惡の名差ひたりと有るに倅し。太子かく叔父の讐を忘れて睦ましよかども、馬子が孫入鹿が爲に、子孫を滅され給へり。後世太子傳を作る者、弑逆の譏を覆はむとて、太子夢殿に入りて三世を鑑みますに、天皇の弑せられ給ひしは、前生の報也、この故に太子、天皇に兵相あるを示し給ひしか共、聞き給はずて、害に遇ひ給へりといひ、又親を深くしませる蘇我氏が爲に、子孫を滅されしことを、後人の嘲を忌みて、太子かねて我大聖釋迦の弟子たり、小賢孔子の弟子たらず、子孫を世に遺さじと、元來望むが故也、山背王は害にあはれしかども、天佛と成りしなどと、あやなし紛はしたる者也、ともあり。なほ論はまほしき説はいと多く、餘にうるさければ、さておきつ。委しくは御紀、及通證・皇典翼に就きて見るべし。



平亂之後、於攝津國造四天王寺、分大連奴半與宅、爲大寺奴田莊、以田一萬頃賜迹見首赤檮、蘇我大臣亦依本願於飛鳥地起法興寺。

法王帝說上に引ける文の次に、依此即造難波四天王寺也、聖王生十四年也。補闕記に、即以營爲四天王寺、始立垣基、大臣與太子還宮覆奏、平群臣神手、軍政人秦造川勝等三人、各有等差。後制新位之時、神手敍小德、川勝等敍大仁、四天王寺後遷荒墓村。

〔註〕通證に、又見推古元年紀、此其始基處、一名三津寺、又名難波大寺、又稱法華園、又名敬田院、直養說に、昔は今の森宮の邊に在りし由を云へど、舊記古圖もて考ふるに、今の御城東京橋口にも當るべし。扶桑略記に、天皇元年、四天王寺始移難波荒陵東下と有るを思へば、かの玉造の東岸に、春の此建立ありて、其秋には、今荒陵の地に移されしやう也。然れば玉造のかたは、徒に造立の名のみにて強ひて結構には及ばざりしか。又本願緣起の、以丁未歲始建玉造岸上、癸丑歲壞移荒陵東とある、此丁未は、用明天皇の二年より外に有る事な

ければ、かの太子の大連と軍し給ひし、崇峻天皇二年よりは、三年も前なり。」と論へるが如く、此緣起は後人の僞託に論なければ、稍古き物にて、珍しき説も有れば、下にも引出でつ。

御手印緣起  
起は僞書也

御手印緣起といふ物に、驅攝守屋子孫從類二百七十三人、爲寺永奴婢、沒官所領田園拾捌萬陸阡捌佰玖拾代、定寺永財畢。河内國弓削、鞍作、祖父間、衣摺、蛇草、足代、御立、葦原等捌箇所地、都集拾貳萬捌阡陸佰肆拾代、攝津國於勢、摸江、鴉田、熊凝等散地、都集伍萬捌阡貳佰伍拾代、居宅參箇所、竝資財等、悉計納寺分畢。また、守屋、臣子孫從類、貳佰漆拾貳人、弓削五村居家、男百六十人、女百十二人、ともあり。諸書に引きたる異同あれば、今本書に因なほ法隆寺流記などにも見えたるを、委しく皇典翼に注ふを見るべし。法興寺は、本元興寺緣起に又云、法興寺金堂三間四面、二階口裳階金銅丈六釋迦口口放光、有太子御傳、鞍作鳥造といひ、通證に、在高市郡飛鳥村南、今廢、拾芥抄曰、元興寺、本稱法興寺又飛鳥寺、元正紀、始徙建元興寺于左京六條四坊、萬葉集詠元興寺之里歌、古郷之飛鳥者雖有、青丹吉平城之明日香乎見樂志好裳。法



隆寺文書に、本元興寺四門額面異也。西面元興寺、南門飛鳥之寺、東門品幡、一作北門法興寺云とあり。又本元興寺縁起として引きたるは、文はめでたき古文なれど、さしも要なければ此に記さず。皇典翼に因りて見るべし。此書は古く記

しつる物にて、龍田縁起にも引きたり。大連の傳は、此に盡きたるを、その資人捕鳥部主の事も次に記されて、

物部守屋大連資人資人のこと、軍防令、延喜式に委しく見え、或物に、捕鳥部萬萬名也、姓氏錄に因

世孫、天湯河術命之後也と有りて、垂仁天皇御代に功有りて、鳥取部連といふ姓を賜ひき。將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃、

向茅渟縣有真香邑、仍過婦宅、而遂匿山。朝廷議曰、萬懷逆心、故隱此山中、早須滅

族、可不怠矣、萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓帶劍、獨自出來、有司遣數百衛士圍萬、

萬即驚匿篁藪、以繩繫竹、引動令他惑已所入、衛士等被詐指搖竹馳言、萬在此、

萬即發箭、無一中。衛士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋、向山走去、衛士等即夾河

追射、皆不能中。於是有一衛士、疾馳先萬、而伏河側擬射中膝。萬即拔箭、張弓

發箭、伏地而號曰、萬爲天皇之楯、將効其勇、而不推問、翻致逼迫於此窮矣、可共

語者來、願聞殺虜之際、衛士等競馳射萬、萬便拂捍、飛矢殺三十餘人、仍以持劍三

截其弓、還屈其劍投河水裏、別以刀子刺頸死焉。河内國司以萬死狀牒上朝廷。朝廷下符傳、斬之八段、散梟八國。河内國司即依符旨、臨斬梟時、雷鳴大雨、爰有萬養白犬、俯仰廻吠於其屍側、遂嚙舉頭、收置古冢、橫臥枕側、飢死於前。河内國司尤異其犬、牒上朝廷。朝廷哀不忍聽、下符稱曰、此犬世所希聞、可觀於後、須使萬族作墓而葬、由是萬族雙起墓於有真香邑、葬萬與犬焉。河内國司言、於餌香川原、有被斬人、計將數百、頭身既爛、姓字難知、但以衣色收取其身者、爰有櫻井田部連膽淳所養之犬、嚙續身頭伏側固守、使收已畢、乃起行之とあり。

〔註〕茅渟縣は、和泉國なり。通證に、有真香、今呼阿間河莊、屬和泉國泉南郡、神

名式和泉郡阿理莫神社、在泉南郡久保村。爲天皇楯は、萬葉集防人歌、祁布與利

波、可徹里見奈久氏、意富伎美乃、之許乃美多豆等、伊渥多都和例波」と有るに依

るに、古き世の武士の語辭なること知るべし。また士清が、左傳なる宋南宮萬多

力の事を引きたれど、此主には比ぶべくも有らず。師説に、蘇我賊が、世々頑狂

なる逆事せるを、委しく論ひて、誠に社稷を闕闕ふ逆意を挾める故に、かく皇こ



ろひ奉れるならむかして、此萬主が語を引きて、「此を思合はするに、馬子が時より、既に然る結構したかまへの有りしを、大連の覺りて、其を制つさへて、遠祖の業のまに、天皇の御楯と成り、守護り奉らむと欲はれけむ、故に萬は其心を得て言へる語なるべし。また稻目より入鹿に至るまで、甚く佛を信たのみたるも、然る穢き事を巧める故に、皇朝の正しき神等をば拜み奉らず、外國の異しき神をば拜みけるを、大連の父の尾輿大連の時より、其心を知りて、佛を嚴しく惡みたるにも有るべし。」と有るは、信にさる説にて、此大連等は、國家の盛衰に關係られたる人にておはし、なり。鈴屋翁の「あしくとも此大連いませば、大まが事ははびこらましや」と詠まれて、此大連の滅うせられて後、一旦は天下常夜ゆくなす成りにしを、中臣鎌子大連の、天智天皇を輔奉りて、彼兇賊を平定ひらられし功績は、いともいみじき事なりと、師翁も説はれたりき。通證に、符稱押手者、塗朱墨於手掌、押以爲信、今所謂手印也、券契稱手形、亦此遺名、仁和大嘗會歌、「神代より天のおしての動きなき、印に立てし岩屋山かも。」玄道云、上に云へる御手印記も、三善爲康主拾

源手形の起

遺往生傳にしか引きて、太子手書と云へれど、或説の如く、後人の僞記なる事、相當欽明天皇治天下壬申歲、また、相當敏達天皇治天下丁酉歲など有るにて明なり。又高野山に、弘仁天皇・元弘天皇の御手印ありと、文祿清談に記し、又指筋を記とせる事、戶令また天平古文書などに見えて、此ぞ世に謂ゆる手形ちふ事の元なる。雷鳴大雨、通證に、神代なる大蛇の事を引けり。皇極天皇紀に、足嶋の震死せるを初め、後にも、藤原廣嗣朝臣は更に、源義平・新田義興主等の雷と成りて、恨を報ひられたる例、いと多かり。又義犬の和漢に多かるも、故ある事と聞えて、師説も有りて、別に委しく記しおける物あり。さて通證に、犬訓宇奴、今俗爲罵人辭。和名抄云、惠沼、今俗稱惠乃古路。また、萬墓在泉南郡八田村、狗墓在墓北といひ、蒲生秀實の説に、物部連之禍、據史論之、亦自營私樹黨與蘇我相軋而所致、豈足道也。然幸有資人曰萬、忠於所事、乃與所畜白狗同死難、今以萬之言始見其家不負於王室、視家畜之斃、始知萬之至誠、足以能動天地而感異類。蓋忠臣惻怛之心、不能以榮枯改其節、以死生變其志、其意氣凜々、使人服。

蒲生秀實萬を評す



乎義、此雖以私人賤位、志節堂々、敢以天皇之楯自立矣。嗚呼天理之所以不  
泯滅而存焉、と説へり。さて河内國司言以下の文は、通證に、疑後人所增添  
と云へれど、此は一本なる異傳を擧げられたるにもや有らむ。なほ説はまほし  
きこと多きを、そは皇典翼に云ふを見るべし。

### 蘇我石川麻呂大臣

いしかはにしづく白玉しらすて立つ白波にくだけゝるはや

蘇我倉山田石川麻呂臣は、逆賊馬子が孫、雄正子が子なれども、天智天皇の中大兄命  
と申し奉りし時に、藤原鎌足大臣と共に、また別に逆ひつる蘇我蝦夷入鹿を罪なひ  
給へるに、忠に謀らひて功績ありき。されば孝徳天皇天津日嗣治看して、初めて左右  
大臣を置き給へるに、右大臣と爲て仕へ奉れりしに、大化五年二月戊辰、廿四その弟  
日向の讒に因りて亡せられたり。御紀に、日向字身刺【法王帝説裡書には、日向子臣、字  
无耶志臣とあり。】譚倉山田大臣於皇太子曰、僕之異母兄麻呂伺皇太子遊於海濱

石川麻呂  
孫は馬子の

讒言

山田寺

而將害之、將反其不久、皇太子信之とありて、天皇御使大伴狛連三國麻呂公、穗積  
嚙臣二人を大臣の所に遣して、その虚實を問はせ給ふに、問ひ給へる報は、かへりごと「僕面  
に天皇の御所に陳すべし」と申す。天皇更かの二人をし、其狀を審に看せ給ふに、ま  
た前の如く答へ申す。天皇やがて軍を興して、その宅を圍ませ給はむとす。大臣こ  
こに法師赤狛一本に猪と作、更名は奏。二子を將て倭國の境に逃向ふ。その長子興志は、先つ方よ  
り倭なる山田之家に在りて、寺を營みて在りしに、此れ山田寺にて、法隆寺古文書  
に引ける山田寺縁起に、輔政大臣宗我石川麻呂、字山田大臣曰、我上祖造飛鳥豐浦、  
奉天皇致鎮護國勤久、とある、殘闕にて知り難けれど、大方上祖の所爲に習ひて、  
此寺を造りて天皇の御代を祈奉らむとの事なるべし。今忽に父の逃來つる事を聞  
きて、今來大槻吉野郡に今木村あり、史徴に云ふ。に迎へて、寺に率て入りて、大臣に謂ひけるは、興志自  
ら直に進み來る軍を迎へ拒がむと請ふに、許さず。是夜竊に小墾田宮を焼き奉むと  
す。己巳廿五日、大臣、山田寺大和志に、在十市郡山田村、一名華嚴寺とあり。の僧等、また興志等に陳説ひて曰く、  
人臣と爲る者、安くにぞ君に逆ひ奉らむ、又何と父に孝を失はむ、此伽藍は自身の爲

蘇我石川麻呂大臣

八七



に造れるにあらず、天皇の奉爲おほかために誓ひて作れるなり、我今身刺に譖しとちられて、横に誅さるとも、尙ほ忠を懷きて退りなむ。此寺に來つるは、終時を易からしめむとこそと言ひて、佛殿の戸を開きて誓ひつらく、「願はくは我生々世々に君王を怨み奉らじ」と誓訖へて、自經つなぎて死しき。【公卿補任、歷代皇紀に、在官五年、五十七歳、或立爲太子被誅とあり。】妻子ども殉死する者八人。

何ぞ無罪を訴へ奉らざる

此誓言は更にて、朝廷に背き奉らじ、怨み奉らじとの赤心は、いとあはれに哀しきを、いかで自ら徒歩にも詣上りて、飽くまで身の罪なき由を上祖大臣の如くは、訴へられざりけむと、にげなく口をしきは、宗と佛法さまに酔はれ、且その祖父の陰惡の故にこそと思慮らるれ。法王帝說裏書に、淨土寺云々、癸卯年立金堂云、皇極天皇二年なりと符谷望之說へり、下同じ。戊申大化四年始僧住、己酉年大化五年三月廿五日大臣遇害、玄道云、多武峯路記に、二月廿四日、大臣遭讒死矣とあるは誤れり。癸亥天智天皇二年構塔、癸酉年天武天皇二年十二月十六日建塔心柱云々、丙子同天皇五年四月八日上露盤、戊寅年同天皇七年十二月四日鑄丈六佛像、乙酉年同天皇十四年三月廿五日點佛眼、山田寺是也といひ、多武

峯路記に、安置十一面觀音像、長五尺、長元七年、檢校善妙、當大臣之忌日、始修法華八講、堂塔鐘樓、經藏等跡今猶在之、玉海文治三年二月九日記に、別當僧正被示云、東金堂衆等、不觸衆徒僧綱等、又不申長吏、自由奪取山田寺仁和寺宮領、金銅丈六藥師三尊像、欲安件東金堂云、只今承及此由、加制止之處、已奉引出途中云々者、即可停止之由、早々可被下知旨返答畢、又可尋申宮之由仰了。また十一月記に、仁和寺宮、以長暹被示山田寺佛事、東金堂衆等所爲、不可說事也。なほ十七日、廿三四日條にも見ゆ。

是日、大伴狛連と日向とを將として、衆を領て大臣を追はせ給ふに、黒山に到る時、【和名抄に、河内國丹比郡に黒山郷あり、延喜式に黒山席。】土師連身、采女臣使臣麻呂山田寺より馳來て、大臣は既に男三人、女一人と俱に經死ぬと告ぐ。是に由りて、將軍は丹比坂より歸りき。庚午廿六日、大臣の妻子、また隨身自經ぎて死ぬる者多し。穗積臣嚙、大臣の伴黨田口臣筑紫等を捉縛ふ。是夕に、木臣麻呂、日向嚙、軍もて寺を圍み、物部二田弘私記に不都多造鹽を喚びて、大臣頭を斬らしむ。甲戌卅日、大臣に坐りて田



口臣筑紫耳梨道德高田醜雄額田部湯坐連秦吾寺等凡て十四人戮され、また絞らるる者九人、流さるる者十五人なりき。是月使者を遣して、大臣の資財を收めさせ給ふに、好書の上に皇太子の書と題し、重寶には皇太子の御物と題す。使者還りて其狀を申しかば、皇太子始めて大臣の心の眞き淨き事を知召して、悔い恥かしと思ほして、いたく歎き哀みまじき。即日向臣を筑紫大宰帥に拜し給ふ。世人相謂て隠流にやといふ。通證に、陽進拜而陰退還之也。後世左遷太宰權帥者蓋始于此。皇太子の妃蘇我造媛、父大臣の鹽に斬らると聞きて、心を傷め痛惋ひ、鹽の名を聞く事を惡む故に、近侍る者鹽といふ名を忌みて、堅鹽といふ。造媛遂に傷みつゝ死き。皇太子それ逝と聞召して、また極く哀傷まじき。是に野中川原史滿氏姓錄に、野中彦國尊命之後也。進みて歌を奉れる、その歌に「やまがはに、をしふたつゐて、たぐひよく、たぐへるいもを、たれかいにけむ、また、「もとごとくに、はなはさけども、なにとかも、うつくしいもが、またさきでこぬ」皇太子慨き褒美まして、善はしきかも、悲しきかもと宣り給ひて、御琴を授けて唱はしめて、絹四疋布二十端綿二裏を賜ふとぞ。

太宰權帥  
始に左遷の

ふとぞ。

〔註〕此より遙後ながら、畠山重忠は、良人にて有りしも、北條賊時政が後妻牧方といふが、其婿武藏前司朝雅と畠山重保と喧嘩の事より、讒言せしに依りて、建仁四年六月に、重忠父子どもが殺されしことを、吾妻鏡に記して、關戸大將軍式部丞時房、和田左衛門義盛也云々、二十二日午尅、著於武藏國二俣河、相逢于重忠、重忠去十九日出小倉郡菅屋館、今著此澤也。折節舍弟長野重清在信濃國、弟重宗在奥州、相從輩二男重秀、郎從本田近常、榛澤成清、已下百三十四騎、陣于鶴峯之麓、近常成清云、討手不知幾千萬騎、更難敵、件威勢、早退歸本所、相待討手可遂合戰。重忠云、其儀不可然、忘家忘親者、將軍本意也。而重保被誅之後、不能願本所、去正治之比、景時辭一宮館、出途中伏誅、似惜暫時之命、且又兼似有陰謀企、可恥賢察歎として、挑戰へるに、及申尅、愛甲季隆之所發箭、中重忠之身、年四十季隆即取彼首、獻相州之陣、小次郎重秀、並郎從等自殺。重秀年廿三、廿二日、相州云、重忠弟親類、大略在他所、相從戰場者、僅百餘輩也、然企謀反事已爲虛



誕、若依讒訴逢誅戮歟、大以不便。斬首持來陣頭、見之不忘年來合眼之呢、悲  
淚難禁とあるは、或儒者も論へる如く、此代ごろに取りては、珍しき人にて、かゝ  
る枉事に逢へるは、哀れにて、石川大臣によく似たる心地ぞせらるめる。かくよ  
き性にはあれど、霸略に、重忠嘗爲平氏攻三浦氏、以殺義明、雖非血親、而在父  
爲外父、於己有外祖之尊也、其彊忍不孝雖可惡、而父叔仕在子平氏、則有猶可  
說者焉。及其勢力蹙窮、乃棄父叔於平家、而倍其主以降源氏、則不可復說也。  
夫平氏仁弱、不殺父叔者幸矣。平氏而怒重忠、以父叔戮、則與自殺一間耳、世  
之言曰、爲忠孝者不兩全、君子猶以爲非、而況忠孝兩不全者乎、其餘不足觀也  
已、とある如く、無學の失と云ひながら、いと惜しき事にざりける。

### 長屋王

まがものよよこすによりてかばねすらとさの海べにさすらへし君

左大臣正二位長屋王は、靈異記に、太政大臣長屋親王とせるは誤なり。天武天皇の御孫、高市皇子尊の長子に坐

し【公卿補任に、太政大臣高市親王之子也、高階氏系圖に、御母御名部親王女、御弟  
鈴鹿王、知太政大臣事、參議大藏卿從二位、天平十七九三薨とあり。長屋とは、東大  
寺要録に、大和國長屋庄とある地名にこそ】日並知皇子尊の皇女吉備内親王を娶り  
て妃と爲給へり。御子等の事は下に見ゆ。慶雲の頃に正四位上に敍され、和銅二年に從三位宮内  
卿と爲り給ひ、式部卿に轉じて、封百戸を増し給ふ。靈龜中に正三位に、養老二年大納  
言に任じ、五年に從二位右大臣と爲りて、帶刀資人十人を賜ふ。元明天皇の大御病  
の重らせ給ふ時に、召し入れて後事を託げ給ひ、尋で稻十萬束粟四百斛を賜ふ。神  
龜元年に、正二位左大臣に轉り給ふ。【大日本史に、續紀實龜五年十二月、書左大臣從  
一位、蓋贈從一位歟、といへり。】此王の冤罪に陷給ひし事は、扶桑略記に、養老八年  
申子二月四日、右大臣長屋王任左大臣、生年四十一也。また靈異記を引きて、神龜六年己巳、  
二月六日、靈異記に八日、公家於左京元興寺法興寺なり。大和志に、在奈良元興寺町、又  
名奈良飛鳥寺。此寺の事は皇典翼に注へり。修大法  
會供養三寶、勅左大臣正二位長屋親王、而任於供衆僧之司、于時有一沙  
彌、濫就盤供養之處、捧鉢受飯、親王見之、自以牙笏靈異記に、笏を冊と作  
りて、下に以字有り。罰沙彌之



頭、頭破血流、靈異記に、二字を倒にせり。沙彌摩頭捫血、靈異記に而忽不觀、不知所去、靈異記と作る。道俗老少皆恠言凶、道俗以下を、遂一箇日有嫉妬人、靈異記に而忽不觀、不知所去、靈異記と作る。讒奏天皇、仍左大臣遂被誅斂、と見え、靈異記に、見え、靈異記に、道俗以下を、時法會衆道俗、偷噉之言、凶之不善矣。遂之二日、有嫉妬人、讒天皇奏。長屋謀傾社稷、將奪國位、爰天心曠怒、遣軍兵陳之。親王自念、無罪而被囚執、此決定死、爲他刑斂、不如自死、即其子孫令服毒藥而絞死畢、後親王服藥而自害。天皇勅捨彼屍骸於城之外而燒末、散河擲海、唯親王骨流于土左國。時其國百姓多死云、百姓患之而解官言、依親王氣、國內百姓可皆死亡。天皇聞之爲近皇都、置于紀伊國海部郡椒抄、與嶋、とあり。

〔註〕下に擧ぐる續紀の説とは異なり。考證に、南紀名勝志云、海士郡濱中庄椒村西北海中八町有嶋、曰地嶋、距地島西二町許有嶋、曰沖島、東西五町、南北六町餘、夫人墓在、大和國平群郡梨本村、稱雙墓、大日本史に、後拾遺往生傳、王好佛法、製千袈裟施唐名僧、また考往生傳、其殺沙彌蓋下書所爲、而嫉王者釀成讒說也、とあるは、實にさる説にて、實は元明天皇の御事託ありし事ぞ、その禍源と成れるにて、讒賊が其間を伺得て、和同しての事とさしゆ。

聖武天皇紀曰、二月辛未、壬戌朔にて十日なり、補任には五日とす、左京人從七位下漆部造君足、無位中臣宮處連東人等告密、稱左大臣正二位長屋王私學左道、欲傾國家、其夜遣使固守三關、因遣式部卿從三位藤原朝臣宇合〔左〕略記に、衛門佐從五位下佐味朝臣虫麻呂、左衛士佐外從五位下津嶋朝臣家道、右衛士佐外從五位下紀朝臣佐比物等、此人、また雜物とかけらる處もあり。將六衛補任に府字あり、兵圍長屋王宅。壬申、十一日、以太宰大貳正四位上多治比真人縣守、公卿補任曰、左大臣島左大辨正四位上石川朝臣石足、補任に曰、近江朝右大臣大紫蘇我連孫、中納言小華下安麻呂子。彈正尹從四位下大伴宿禰道足、補任曰、大納言大かりに、權爲參議。巳時、遣一品舍人親王、新田部親王、大納言從二位多治比真人池守、中納言正三位藤原朝臣武智麻呂、右中辨正五位下小野朝臣牛養、少納言外從五位下巨勢朝臣宿奈麻呂等、就長屋王宅窮問其罪。癸酉、十二日、令長屋王自盡、其室二品吉備內親王及男從四位下膳夫王。

〔註〕補任に曰く、其室二品吉備內親王、及男四人、同日自縊。また王此日被誅、或自殺、年四十六、また二月十日謀叛被誅、年四十六、在官九年、また其告者並授外從



五位下食封賜卅戶田十町といひ、略記には、一云、自念無罪被囚、必爲他刑、不  
 如自害、卽服毒藥、忽以頓死、生年四十六、とあり。勝隆按に懷風藻には萬葉集にも、  
 年五十四とあり。神龜六年己巳、左大臣長屋王賜死、云々、本朝編年錄に曰く、長屋王嘗造千袈裟、附  
 船施中國名僧、且綉偈於衣編曰、山川異域、風月同天、寄諸佛子、共結來緣、又秋  
 日於寶宅宴新羅客、作詩曰、高旻開遠照、遙嶺靄浮煙、有愛金蘭賞、無疲風月  
 筵、桂山餘景下、菊浦落霞鮮、莫謂滄波隔、長爲弊思延、又云、懷風藻に  
 壯思篇とあり。此時文人賦  
 詩者多、玄道按ふに、千袈裟の事は、鑿真東征傳に見え、秋日云々詩は、懷風藻に  
 見えたり。

無位桑田王、葛木王、鉤取王等、同亦自經。〔繪イ〕乃悉捉家内人等、禁著於左右衛士、兵衛等  
 府。甲戌、十三日遣使葬長屋王吉備内親王屍於生馬山、〔大和志に、生馬山在平群郡生  
 駒谷西、半跨河州、また雙墓在同郡梨本村、一稱長墓、左大臣正二位長屋王、一稱  
 宇司墓、二品吉備内親王、といへり。靈異記の説は異にて、上に出だせしが如し。さ  
 て八所御靈中の吉備靈とあるも、此内親王といふ説もあり。〕仍勅曰、吉備内親王者

無罪、宜准例送葬。唯停鼓吹、其家令帳内等、竝從放免、長屋王者依犯伏誅、雖准  
 罪人、莫醜其葬矣。長屋王天武天皇之孫、高市親王之子。〔補任曰、親王朱鳥四年七  
 月五日、任太政大臣、年三十七、十年七月十三日薨、年四十二、或四十三、在官七年。〕  
 吉備内親王、日竝知皇子尊之皇女也。丙子、十五日勅曰、左大臣正二位長屋王、忍戾昏凶、  
 觸途則著、盡匿窮紆、頓陷疎網、刈夷奸黨、除滅賊惡、宜國司莫令有衆。仍以  
 二月十二日、依常施行。戊寅、十七日外略記には勅、從五位下上毛野朝臣宿奈麻呂等七人、  
 坐與長屋主交通、竝處略記に配  
 字あり。流。自餘九十人悉從原免。己卯、十八日遣參議二字略記に  
 據りて補ふ。田十町、漆部駒長從七位下、竝  
 左大辨正四位上石川朝臣石足等、就長屋王弟從四位上鈴鹿王宅、宣勅曰、長屋王昆  
 弟姊妹、子孫及妾等合緣坐者、不問男女、咸皆赦除。是日百官大祓。壬午、廿一日曲  
 赦左右京大辟罪已下、竝免緣長屋王事徵發百姓雜徭、又告人漆部造君足、中臣宮處  
 連東人、竝授外從五位下、賜略記に食  
 字あり。封二十戶また水字  
 あり。田十町、漆部駒長從七位下、竝  
 賜物有差、略記に子時百姓多天、世  
 言依誅長屋大臣也。丁亥、廿六日長屋王弟姊妹竝男女等見存者、預給祿之  
 例、さて同十年秋七月、丁卯朔にて、  
 十日なり。丙子の條に云、左兵庫少屬從八位下大伴宿禰子虫、



子虫主の  
仇を報ゆ

志俊農政賀陀智

九

以刀斫殺右兵庫頭外從五位下中臣宮處連東人、初子虫事長屋王頗蒙恩遇、至是適與東人任於此一に比とあり。寮政事之隙相共圍碁、語及長屋王、憤發而罵、遂引劔斫而殺之、東人即誣告長屋王事之人也と見ゆ。

圍碁の由  
來

〔註〕或説に、持統天皇紀有禁雙六之詔、則碁亦既有之乎。世傳、圍碁吉備公始傳來、公在唐二十年、而天平七年歸朝とも、後土御門天皇時、意雲老人、後陽成天皇時、寂光寺本因坊日海爲天下之巧手、於今本因坊稱天下碁所、近世道策爲古今巧手ともいへり。世に謂ゆる仇討といふこと、眉輪王の後には、此大伴氏ぞ見えける。或人今昔物語のみを引けるは疎漏といふべし。室直清が説に、「古來の武士を見るに、多くは不學にて、文道の僉議に疎けれども、義に當りて一命を軽くし、廉恥の心を失はぬは、武義の致す所なり。されば鎌倉以來、教化は世に行はれざれども、責めて此武義一にて、士風をも維持し、國家も治平なりつるに、近來は、その武義さへ衰へ行く事は、所詮風俗の日に遊惰になる故なり。いと歎はしく思侍り」といへるは、實にさる説なり。又、足利氏の末に寂室といふ僧あり、明に渡

寂室僧侶  
緊要の一  
訣を説く

古武士の  
武道訓

海し、東歸の後、僧侶歸依せしが、其徒に語りて云ふは、吾に緊要の一訣あり、秘密の事なれども、汝に付すべし、汝毎日晨に起きて、先づ手を引きて頭顱を摩で、又目を以て袈裟を顧みて、心に念じ口に言ふべし。吾は是釋迦文佛の法孫なり、譬ひ命を殞すとも、比丘の模範を失はじと、是第一の覺悟なり、といふ。寂室異端の徒ながら、殊勝なる事なり。又近來武士の風の衰弱にあるも、人々多くは武道に心掛薄きが致す所なり。此地に一の古き武士ありしが、子弟に訓へて、汝等已に兩刀を佩きて武士と名乗りぬる上は、朝夕武名を穢さじと思ふべし、爰に一の口傳あり、汝等門外に出づる事あらば、家の闕を躡ぐ時に必ず氣を付けて、再び家に歸らじと覺悟すべし。此覺悟なくば、外にて不慮の事あらむ時に、心おかれてなむとぞ云ひし。寂室が言と道は替はれども、其意趣は同事なり。されば何の道にも心掛深き人は、かくなむ有りける」ともいひて、儒にかゝる人なき事を歎きしを、今もさること深く感かまけ思はるゝ旨ありてなむ。

大日本史に、王賦詩詠歌、當時才士多遊其門。初王獲罪也、子男皆坐死、唯安宿王。

長屋王

九



黄文王、山背王、以藤原不比等外孫得宥死、安宿王天平中歷玄蕃頭治部卿、勝實中爲中務大輔、至正四位下、遷播磨守、兼内匠頭。寶字元年、王及黄文王黨橘奈良麻呂事覺、并妻子流佐渡、黄文王拷掠杖下死。寶龜四年赦、賜姓高階真人。山背王歷右大舍人、頭但馬守、奈良麻呂之變、兄安宿王、黄文王黨之、山背王告之、廢帝褒之、授從三位、賜姓藤原名弟貞。數年兼坤宮大弼、至參議兼禮部卿。〔高階氏系圖には、長屋王の御子桑田王從五位上、その子磯部王從五位上三川守、母甲邊丸女、その子石見王從五位上、母大炊平王女、その子峯緒丹波山城守從四位上右中辨、承和十一賜高階真人姓〕とありて、論贊に、巧言如簧、詩人所以惡譖毀也。長屋王一羅讒口、門家顛覆。舊史多回護、蓋有所諱也と見え、史鑑に、王之薨由漆部等之譖、非實有逆謀、其冤蓋與大津皇子均也。設令聖武昏而不察、有若舍人親王、蓋雪其冤而燭其昏也、我不能無疑於此矣。とある、共にさる説どもにて、いとも怪しくあはれになむ坐しける。

長屋王論評

### 藤原廣嗣朝臣

玉のをはまつらの波にくちながらあかき鏡ぞ千世をてらせる

此朝臣は、參議式部卿正三位馬養卿或は字合とも作り、詞林采葉抄に淡海公孫字合の子也とありの第一子にて、生れながら魁偉異狀ありて、博く典籍を覽、佛教をも明め、武藝に絶れ、兵法を習練し、また天文陰陽の書、管絃歌舞の技まで精微を究め、才能を以て世に稱へられしとぞ。

【松浦縁起に、五異七能ありと稱へり。】聖武天皇の天平十年四月に、從五位下に敘し、式部少輔と拜り、大養德守を兼ね、同十二月に、太宰少貳に遷られ、同十二年の紀に、八月丁未朔、癸未廿九藤原朝臣廣嗣上表、指時政之得失、陳天地之災異、因以除僧正玄昉法師、右衛士督從五位下元要記には、引下道朝臣眞備爲言とありとあり。

〔註〕日本史に、時吉備眞備研數術數、好搜人情、見廣嗣謂人曰、此人必爲世患。僧玄昉爲僧正、居内道場、寵榮日盛、乖沙門業、時人惡之、屢稱說法、近侍藤原皇后、頗有醜聲、聞於外、廣嗣請斥之、帝不納。妻有姿色、廣嗣赴任、留居京師、玄

廣嗣學藝に達す



玄昉廣嗣の妻を姦せんとする

吉備眞備の素性

昉欲姦之、妻告之太宰府、廣嗣大怒、とあり。此は松浦縁起に因りてなるを、梅村載筆に、藤室とは光明后なりといへるは、極て誣説なり。眞備とは眞吉備といふ名なること、鈴屋翁の説の如く、其徴ありて、別に記せり。此人は、師説の如く、元備中國の郡司の子なるを、少時他人の夢を盗みて、諂諛をもて右大臣にまで經上りつる人にて、その心術は論ふにも足らぬこと、大日本史、また藤田彪も論へるが如し。玄昉の妖僧なるは論ふまでもなく、藤原皇后は即ち光明皇后安宿媛にて、藤原氏の宗たる淡海公不比の御女なり。甚く佛法を好みまして、御門を進めてさる法をむねと起行はせ給ひ、甚しく淫亂なる行どもおはし、事は下に見え、世にも遍ねく知れるが如し。

廣嗣討賊の上表文

その表文は、實に時事に切にて、朝臣の深衷を察るに足れ、ば、それが片はおろくつみいでむに、聖人千慮、或有一失、頃小人道長、君子道消、上下情隔、民不安堵、加以昊天告譴、嗟若丁寧、群臣上下未聞極言、臣子之道豈若斯哉。臣家開闢以來、及至今日、鼎食累世、冠蓋相連、恩賞超於呂霍呂尙霍光、榮寵類於伊周伊尹周公、覆載之恩、

死而不朽、豈如荆軻感一旦之恩、爲燕報讎、張良思五世之寵、爲韓滅秦若斯而已、

雖觸龍鱗、不敢不極諫。云々。

〔註〕かく正人君子は退けられ、無道小人のみ進用ひられて、上下否塞の極みに臨みても、諫申す人なきを慨傷みて、臣が家は云々として、實に太祖以來皇大御神の大詔に因りて、累世輔翼の大臣と仕奉り、門葉多く恩澤を厚く蒙りきつること、から國の名ある者どもにも超えつれば、かの道なき國の張良、荆軻が徒の所爲のみにて足れりとするべきかは。故に御門の御怒に觸れて身は亡びぬとも、敢て極諫せむと説がれしにて、いとましく正しき直き懇切なる語にぞ有りける。

頃歲賢臣良將、零落殆盡、百姓死散、里社爲墟、疾疫流行、殆無虛歲、嗟乎興廢之機、係此一時、可不恐哉云々。我聖朝之爲國也、光宅日本、臨長安而并明、包括萬邦、對唐王以爭雄、但唐王恒云、天無兩日、地無二主、無唐則日本、無日本則唐、豈有東帝西帝者乎、遂挾姦心、窺我上國者、歲既多也。葢爾新羅、虎狼爾心、含會稽之恥、畜勾踐之怨、祈禱群望、構禍國家者、日亦久矣。

唐王我上國を窺ふを説く



〔註〕唐王が事も、天智天皇御代に韓國を救濟ひ給ひしかば、王使を奉りしに因りて、諸城また水城を造らせ給へるを以て、申しおこせる事も推測らると、鈴屋翁の論ひの如くなれば、その後もさる姦心を有てること知られ、新羅も神祇の御威光に因りて平伏ひまつりしかど、動もすれば仇なひ奉らむとせし事、後も度々ありて、別に説へる物あり。また對馬貢銀記にも考合すべきことあり。

北狄蝦夷、西戎隼俗、狼性易亂、野心難馴、往古已來、中國有聖則後服、朝堂有變則先叛、其爲俗也。子報父敵、孫酬祖怨、但以畏陛下之威武服聖朝之文教、匿爪牙於毛中、戢羽翼於鱗下、日本史に鱗字蓋訛とあり。縱令朝堂有旰食之急、邊城有烽火之警、豈有忍父祖之宿怨、忘子孫之甘心哉。

〔註〕實に此語の如く、東方に蝦夷、西方に隼人ありて、遠神祖の御軍もて征伐に御勞ありしこと、史典に見えたるを、蝦夷は專と、北方韃靼人の寇ひ奉りし。隼人は韓また漢土の姦賊の後援をして暴逆を振ひしこと、或人の説も己が説もあり。さはいへど、此は漢人も、敵國外患なき時は國常に亡ぶとも、无外憂則必有内患

我國を中  
國と稱す  
ること

といふ如く、皇大神の荒御魂の御心と、武事を忘れしめじとの大御しらひにて、かかる東西二賊をば和めおかせ給ひしにもや有りけむ。また中國、中華、華夏など、古く此にて用ひられしは、皆皇御國を指してなるを、後のたふれず等は、此を太く誤れる事、先師等を始めて、諸人の論へるが如きを、此に唐王また中國とあるなど、よく名分に協ひて、朝臣の學術の正しきこと、かの吉備氏の徒とは霄壤といふべし。されど吉備氏に従ひ物學ばれしこと、松浦縁起に見えしかば、氷藍にも喩へつべし。

弊政を論  
す

頃者賢臣已歿、良將多亡、四隣具聞、八表共識。當今之務、或在字を脱するか。練習五兵、振威四海、先諍後實、災變或視。日本史に、或説文義不通、疑有訛といへり。下も同じ。崇賢選士、撫慰萬邦、割却庸租、簡易庶務、復八柱之已傾、張四維之將絕。然則遠肅近安、民豐國富、太平之基、華戎共欣。康哉之歌、朝野同音。豈可偃武棄備、將士解體、修徐偃之仁義、從蹈蹈字蓋訛楚之詐謀乎。兵法曰、天下雖安、忘戰必危。勿恃彼之不來、恃我有備而待也。然解却兵士、出賣牧馬、抑止射田、若斯事



條、未見其可。

〔註〕まことや、天下後世の大弊事といふべき事どもは、悉くに此御代に始りし事、已に委しく考へおけるを、此九年の頃、朝臣の御父を始めて、四人の兄弟たち、痘瘡を患ひて薨<sup>まか</sup>られてより、御門も彌益に忌憚り給ふ大臣は有る事なく、朝政は亂れにのみ亂れゆきしぞかし。さるためしあること、深く思合さるゝふしのあれば、朝臣の忠心には、げにさぞ有りけむと、千とせの後しも、髪もさか立つこゝちのせられてなむ。

姦臣姦策を弄す

また二姦人の過述をも委またしく論はれし中に、又僧正玄昉、云々、<sup>窺イ</sup>覬覦寶位、熒惑陛下、欺詐后宮、讒間蕃屏之族、令朝廷無維城之固、放逐棟梁之家、令左右絕忠良之臣、屢出酷政、令天下積怨於陛下、舉動大役、令萬民疲弊於興作、偃武棄備、令國家忘戰、愛養死士、不啻萬金之資、所有行事、一同文種滅吳九術、云々。

〔註〕此は専ら玄昉らを論はれたれど、爾後道鏡賊が奸逆の謀も皆此を用ひたり。昔より逆賊が家國を奪はむとするには、必ず此術を用ひし事、倭漢にその例いと

二盜を除かん事を建議す

多し。文種の事は吳越春秋越絕書に見えたり。篤信が説に、胡民傳曰、凡亂臣賊子蓄无君之心者、必先剪其所忌、而後勸其惡。篤信曰、若北條義時之於畠山重忠、朝鮮李氏之於鄭夢周、蓋先剪其所忌也、といへるは、げにさる説なりけり。

臣熟視二盜、契爲比目、雖陛下撫育、恩超同位、而進退周旋猶如餓虎、先知二盜必有<sup>二</sup>大求。若不早除、恐貽噬臍之憂。太公曰、涓水不塞、將成江河、兩葉不去、將用斧柯、夫視日月之光、不爲明目、聽雷霆之動、不爲聰耳。所謂上智者、居高堂之上、知日月之次序、見瓶水之中、知天下之寒暑。臣請賜尙方劍、芟夷二盜、省除苛政、以扶傾運、誅無忌而謝吳王、楚子故事。戮晁錯而賜七國、漢帝上策云々。臣聞、鷓鴣山鳥、猶惜毀巢、況乎我國家宗廟社稷、與日月競其照臨、與天壤齊其終始。然爲玄昉姦賊、吉備凶豎所謀、豈不哀哉。忠臣義士、以何面目、戴天踏地乎、とある、共に皇祖天神の大道をもて、此を監視ても、をさく間然<sup>かにかくしよ</sup>べきことなき正語どもなり。

〔註〕我國家云々の語は、ことにその大祖とある、天兒屋根命の宣ひ給へる、天神壽



この表を  
等閑に看  
過する人  
は忠臣に  
あらず

廣嗣征服  
すの軍を發

詞に因りて書かれしにて、いとめでたく、かの漢國にても、諸葛亮の出師表を讀んで涙を流さぬは忠臣に非ず、とかいふ如く、此表文を等閑に看過す人は、國家に忠ならぬ徒ともいふべくこそ。

かくて、九月丁亥<sup>三</sup>遂に兵を起されしかば、勅以從四位上大野朝臣東人爲大將軍、從五位上紀朝臣飯麿爲副將軍、軍監軍曹各四人、徵發東海東山・山陰・山陽・南海五道軍一萬七千人、委東人等持節討之。

〔註〕緣起に、右大臣橘宿禰諸兄勅授位各、賜當色服發遣、今昔物語には、此者世に在りては、定めて國の爲に惡かりなむ。然れば速に廣繼を罰すべきなりと定められて、御手代東人といふ心猛く思量賢き兵に仰有りて、廣繼を罰し奉れと遣しければ、東人宣旨を奉りて、鎮西に下りぬ。九國の軍を催して廣繼を攻めむとするに、廣繼此を聞きて、大に嗔りていふ、我君の御爲に過つことなしと雖、公横様に我を罰せられむとす。此偏に僧玄昉が讒謀なりとて、多く軍を調へ儲けて待戦ふ」と記せり。

また己丑<sup>五</sup>、勅從五位上佐伯宿禰常人、從五位下阿陪朝臣虫麻呂等、亦發遣任用軍事。乙未<sup>十一</sup>、遣治部卿從四位上三原王等、奉幣帛于伊勢大神宮。戊申<sup>廿四</sup>、大將軍東人等言、殺獲賊徒豐前國京都郡鎮長〔考證に、鎮蓋軍團之類、長其官長、下文大長小長即此。按唐外官有上鎮・中鎮・下鎮、見六典。和名抄に、京都郡美夜古。〕太宰史生從八位上小長谷常人、企救郡板櫃鎮小長〔和名抄に、企救郡、岐久、萬葉集に、豐國のさくの長濱と詠める地也。板櫃は、今到津といふとぞ。〕凡河内田道<sup>ナ</sup>。但大長三田鹽籠等、著箭二隻、逃竄野裏、生虜登美板櫃、京都三處營兵一千七百六十七人、器仗十七事、仍差長門國豐浦郡少領外正八位上額田部廣麻呂、將精兵四十人、以今月二十一日發渡。又差勅使從五位下佐伯宿禰常人、從五位下安倍朝臣虫麿等、將隼人二十四人并軍士四十人、以今月二十二日發渡、令鎮板櫃營。東人等、將後<sup>レ</sup>到兵、尋應發渡。又間諜申云、廣嗣於遠珂郡家<sup>和名抄に、筑前國遠賀郡。</sup>造軍營儲兵弩、而舉烽火徵發國內兵矣。己酉<sup>廿五</sup>、大將軍東人等言、豐前國京都郡大領外從七位上梶田勢麻呂、將兵五百騎、仲津郡<sup>此郡和名抄にも見ゆ。</sup>擬少領無位膳東人兵八十人、下毛郡<sup>和名抄に豐前國下毛郡。</sup>擬少領無位勇山伎美麻



呂又云、和名抄に同郡、豆伊、諫山郷伊左夜麻。築城郡和名抄に、豆伊、岐と訓註あり。擬少領外大初位上佐伯豐石兵七十人、來歸官軍。又豐前國百姓豐國秋山等、殺逆賊三田鹽籠。又上毛郡和名抄に、加牟、豆美介とあり。擬大領紀平麻呂乎或は字に作る。等二人、共謀斬賊徒首四級。十月壬戌日九、詔大將軍東人、令祈請八幡大神焉。大將軍東人等言、逆賊藤原廣嗣率衆一萬許騎到板櫃河緣起に板倉橋、河と作る。廣嗣親自率隼人軍爲前鋒、即編木爲船、將渡河。于時佐伯宿禰常人、安倍朝臣虫麻呂、發弩射之、廣嗣衆却列河西、常人等率軍士六千餘人陣于河東。即令隼人等呼云、隨逆人廣嗣拒捍官軍者、非直滅其身、罪及妻子親族者、則廣嗣所率隼人并兵等、不敢發箭。于時常人等呼廣嗣十度而猶不答、良久廣嗣乘馬出來云、承勅使到來、其勅使者爲誰。常人等答云、勅使衛門督佐伯大夫、式部少輔安倍大夫、今在此間者。廣嗣云、而今知勅使、即下馬兩段再拜申云、廣嗣不敢捍朝命、但請朝廷亂人二人耳。廣嗣敢捍朝廷者、天神地祇罰殺。常人等云、爲賜勅符喚太宰典已上、何故發兵捍來。廣嗣不能辨答、乘馬却還、時隼人三人直從河中泳來降服、則朝廷所遣隼人等扶救、遂得著岸、仍降服隼人二十人、廣嗣之衆十許騎、來歸官軍、獲虜器械如別。又降服

天皇伊勢  
に行幸す

隼人贈吹君老證に云、和銅三年正月紀作三曾君。多理志佐申云、逆賊廣嗣謀云、從二道往、即廣嗣自率大隅薩摩、筑前、豐後等國軍合五千許人、從鞍手道往。吾妻鏡に、筑前國鞍手預。綱手此朝臣の弟にて、縁起に、宇合卿五男、内舍人繩手、同時難罪、といひ、式家系譜にもかくあり。率筑後、肥前等國軍合五千許人、從豐後國往。多胡古麻呂不知所、率軍數。從田河道往。和名抄に、豐前國田河郡。但廣嗣之衆到來鎮所、綱手、多胡古麻呂未到。己卯日廿六、勅大將軍大野朝臣東人等曰、朕緣有所意、今月之末暫往關東、雖非其時、事不能已、將軍知之不須驚恠。壬午日廿九、行幸伊勢國、萬葉集六にいふ、依太宰少貳藤原廣嗣謀叛發軍、幸伊勢。正統記にも、廣繼を追討せらるゝ祈禱の爲に、伊勢神宮に行幸ありき。十一月丙戌日三、遣少納言從五位下大井王并中臣忌部等、奉幣帛於大神宮、車駕停御關宮十箇日。河口、關なりと考證に委しく説けり。是日大將軍東人等言、進士無位安倍朝臣黑麻呂、以今月二十三日丙子、捕獲逆賊廣嗣於肥前國松浦郡值嘉嶋古事記に、知訶嶋と有りて隠れなし。和名抄に知加。長町村此ことも、下に斬りつとあるも、共に信けがたき事、下に引く諸事にて知るべし。詔報曰、今覽十月二十九日奏、知捕得逆賊廣嗣、其罪顯露、不在可疑。



廣嗣斬ら  
るとも云  
ふ  
廣嗣捕へ  
られて京  
に向ふ

宜依法處決、然後奏聞。丁亥<sup>四</sup>、遊獵于和遲野、【考證に、名嶋氏曰、在河口頓宮東北廿餘町許、今屬倭莊大村、古名猶存。】免當國今年租。戊子<sup>五</sup>、大將軍東人等言、以今月一日、於肥前國松浦郡、斬廣嗣綱手<sup>ヲ</sup>已訖。菅成以下從人已上及僧二人者、禁正身置太宰府、其歷名如別。又以今月三日、差軍曹海犬養五百依、發遣、令迎逆人廣嗣之徒三田兄人等二十餘人。申云、廣嗣之船、從知賀島發、考證に、即得東風往四箇日、行見島。船上人云、是耽羅島也。【耽羅の事、繼體天皇紀に見え、今昔物語に度羅島といへり。】于時東風猶扇、船留海中、不肯進行。漂蕩已經一日一夜、而西風卒起、更吹還船。於是廣嗣自捧釋鈴一口云、我是大忠臣也、神靈棄我哉。乞頼神力、風波暫靜、以鈴投海、然猶風波彌甚。【松浦緣起に、黑風彌扇、白浪不平、帆柱之上種々鳥來居、所謂烏鵲鳩等也。鳥者住吉、鵲者香椎、鳩者八幡大神也、といへり。鳩を大神の御使と申すに付いては、彼御傳記に説ふを見るべし。】遂著等保知駕島色都島矣。

〔註〕緣起には、遂吹著小值嘉島、次還來松浦橋浦、彼御忌日十月十五日也。考證に云、等保疑當作遠一字、後紀陰陽式作遠值嘉島といひ、此を拾芥抄に肥前島とあり。その故事の起は、景行天皇の詔に因る事、肥前風土記に見え。天武天皇紀には、血鹿島と記され、水鏡には、十一月十一日に松浦郡にて小貳鎮り給ひし所は、今鏡の宮とおはします。仁壽鏡に、十一月幸伊勢大神宮、同十一日廣繼於肥前國松浦郡被誅、其靈作神、今鏡宮是也、と記せり。

河海抄に、古老傳言、式家始祖藤原宇合一男廣繼、叛於宰府、於是勅大野東人爲大將軍、率官兵討之。時廣繼不利、自拔刀斬頸、其頭飛升空、蹶殺官軍。其靈化爲赤鏡、見者多死、今肥前國松浦郡鏡明神是也。

〔註〕緣起には自拔刀云々の事漏れて、其遺體三箇日懸、虛流電。鎮落之所、今鏡宮也。雷電照耀、夜之如晝。如此之間、勅使頓滅二三人、洛下外境、奉見其影、奉聞其名、醉氣迷神、死凶甚滋。臣下公卿妖死又多。又廟靈忿怒之時、御在所方丈照耀如懸鏡、仍稱鏡山也。とて、朝議に因りて吉備眞吉備朝臣を下して、此を鎮和せしめ給ふ。此人天平十七年、廟殿二字を造立て、兩所を鎮坐せしめ、無怨寺を作り、僧徒をして經を誦み、杯せしめて、祈鎮むとあり。今昔物語には、廣繼龍馬に

鏡明神



玄昉變死

乘りて海に浮びて、高麗に行きなむと爲るに、龍馬前々の如く翔る事能はず、其時に廣繼早う我連盡きにけりと知りて、馬と共に海に入りて死す。其時に東人攻寄せて見るに、廣繼海に入りければ、家に見えず。然る間沖方より風吹きて、廣繼が死にたる身を濱際に吹寄せつ。然れば東人其頭を切りて王城に持上りて、公に奉りつと見えたるは、覺束なき傳なり。詞林采葉抄には、「廣嗣軍を引いて知賀島に寄り、龍駒に鞭打ちて海を渡る、馬前まず、怒を爲して龍駒の頸を切りて、舟に乗りて東か國を指して行くに、逆風吹返す。時に松浦の橋島に到る。官軍取込めて此を討つ。其遺體三ケ日の間虚空に翔り、雷の如く鳴り光輝き轟く聲都に及べり。爰に吉備の眞吉備勅を承りて静めてけり。其時遺體此鏡山に落ち留れり」と記せり。此れ鏡宮と稱ふ事の起元はじめと聞えたり。さるを同地に神功皇太后も鎮坐に依りて、天神地祇を祀奉らせ給ひし地とて、鏡山を此邊の振巾磨山ぞといふ説もあるは、元豊前國なる風土記の説と誤傳へたる物とこそ所思おもはれ。さて鏡宮と云ふことは、拾芥抄・諸神本懷・尊卑分脈・諸社根元記・諸神記などにも見ゆ。新千載集に「淺からず頼

みたる男の、心ならず肥前國へ罷りて侍りけるが、便につけて文をおこせて侍りける返事に、紫式部「おひ見むと思ふ心ぞ松浦なる鏡の神やかけて一にそらしらむ」源氏物語玉葛の巻に「君にしも心たがは、松浦なる鏡の神をかけて誓はむ」年をへて祈る心のたがひなばか、みの神をつらしとや見む、また玄昉が頭を掴み拔取られし事は、天平十八年六月己亥十八の紀に「僧玄昉死。東大寺要録に引ける文には、玄昉忽然登空數丈、落地死亡、更无血骨、俗姓云々。」玄昉俗姓阿刀氏、靈龜二年入唐學問、唐主尊玄昉、准三品、合著紫袈裟。天平七年隨大使多治比真人廣成、還歸。齋經論五千餘卷及諸佛像來。天皇亦施紫袈裟著之、尊爲僧正、安置内道場、自是之後榮寵日盛、稍乖沙門之行、時人惡之、至是死於徒所。世相傳云、爲藤原廣嗣靈所害。扶桑略記に「天平十七年十一月乙卯二遣玄昉於筑紫造觀音寺、沙門之行稍乖、時人惡之。庚午十七、收玄昉封物、また十八年六月丙戌五、玄昉爲太宰少貳藤原廣繼之亡靈被奪其命、廣繼靈者今松浦明神なりとあり。又延暦十六年の條に、四月丙子廿一、僧正善珠卒、年七十五、皇太子圖其形像、置秋



篠寺、法師俗姓安都宿禰、京兆人也。流俗有言、僧正玄昉密通太皇太后藤原宮子、善珠法師實其息也と國史を引きて記せり。玄昉は阿刀氏なれば、よく符へり。【法隆寺雜用抄ちふ物を史徴に引きて、聖武天皇の御宇玄昉とて大學生あり、彼才智を繼がしめむが爲に、皇后に心を合せてとつがしめ、男子を生み給ふ、善珠僧正とて日本一の學生是なりとあるは、宮子太后を誤れる傳なり。】

元要記に云、六月十八日、筑前國御笠郡太宰府觀音寺供養、導師玄昉請、高座登打磬、俄雷電震動、彼玄昉虛空奪取。同十九年六月十八日、玄昉死骸興福寺庭拋、頭塔肘塚、兩所塚築藏之、といひ、詞林采葉抄に、太宰府觀音寺供養の導師として、腰輿に乗りて、參堂しける時、俄に空より異雲飛降りて、僧正の首を引切りて提げて上り、忽然として失せぬ。次年其首を興福寺の唐院の邊あたに落したり、塔頭とて今に在り、此則廣嗣の靈の所爲也とあり。源平盛衰記にも、聖武皇帝の御宇に、玄昉僧正とて貴き僧坐しき。云々。遣唐使吉備大臣と入唐して、【參考にいふ、按續日本紀、玄昉靈龜二年入唐而靈龜二年八月の條に云、以多治比縣守爲遣唐押使、阿倍安麿爲大

使、藤原馬養爲副使。九月の條に云、以大伴山守代爲遣唐大使云々、以吉備爲遣唐使、在天平勝寶中、此云從吉備、入唐者恐誤】五千餘卷の一切經を渡し、法相唯識の法門を將來せり。皇帝皇后深く御歸依を致し給へり。常に玉簾の内に召されて、后宮掌を合せ御坐す。廣嗣后の宮に參り給ひたりけるに、玄昉婚遊し給へり。廣嗣奏して申さく、玄昉后宮を犯奉る、其咎尤重しと。帝更に用ひ給はず。廣嗣又后宮に參りたりける時、玄昉又皇后と枕を並べて臥し給へり。重ねて奏して、玄昉只今后宮と席を一にし給へり、叡覽に及ば、重科自ら露顯せむと申す。帝忍びて幸成りて、御簾の隙より叡覽あり。光明皇后は十一面觀音と現じ、玄昉僧正は千手觀音と顯れて、共に慈悲の御顔を並べて、同じく濟度の方便を語り給へり。皇帝彌叡信を發し御坐して、廣嗣は國家を亂すべき臣なり、一天の國師たる尊き僧を讒し申す條、罪科深しとて、西海の波に被流たりければ、怨を成し謀叛を起す。凡夫の眼前には、梵行にあらず、婚嫁と見奉れども、賢王の叡覽には、大悲薩埵の善巧方便と拜み給ふも、あな貴し。【參考にいふ、諸本不載、廣嗣叛由來】彼廣嗣討たれて後、亡靈荒れて、恐しき事共多く有



りける中に、同十八年六月に、本宰府觀音堂造立供養あり、〔玄道いふ、平家物語に、筑前國御笠郡太宰府の觀世音寺供養せらると作る。〕玄昉僧正導師たり、高座に上りて啓白し給ひけるに、俄に空搔曇り雷電して、異雲高座に卷下し、導師を取りて天に騰る。次年参考にいふ、伊藤本作二の六月に、参考にいふ、長門南部本不書二年月、八阪伊藤本作二正月十七年、佐野本十九年、五日、一本正月十八日、鎌倉有二十九日字、餘本十八日字、彼僧正の生たましき首を興福寺の南大門に落して、空に咄と笑ふ聲しけり。

〔註〕玄道いふ、此事尊卑分脈にも見え、平家物語に「十八日枯髑髏に、玄昉といふ銘を書きて、興福寺の庭に落して、虚空に人ならば千人計りが聲どつと笑ふ事あり」とあり。扶桑略記に、流俗相傳云、玄昉法師、太宰府觀世音寺供養之日、爲其導師、乘於腰輿、供養之間、俄自大虚、捉捕其身、忽然失亡。後日其首落、置于興福寺唐院、また法隆寺雜用抄には、彼臣下惡念を發し、餓死して鳴雷と成りて、或時玄昉が頸を取りて殺しぬ。奈良の都に此首を落す、其所を頭到といふ、是なり。其靈あれて崇を成す程に、神にいはひ奉る、今鏡の明神是なり、新藥師寺邊にありといへりとぞ、平城坊目考に、鏡明神社、井上町にあり。廣嗣卿の靈を祀る。玄昉が頭塔

肘塚に遠からず。又玄昉の髑髏を分散して、葬所四箇所あり。頭塚・肘塚・眉目塚・胸塚なり。各生前に縁ある東大・興福・元興にあり。筑紫にて震死せるを、疑らくは骨肉破裂して全からず、弟子等が火葬にして枯骨を平城に送りて、分葬りしか。唐院は玄昉が住坊にて、唐より持來の物を納むともいへり。

此寺は法相大乘の砌なり。此宗は玄昉僧正の渡したれば、廣嗣の惡靈玄昉を怨みて斯くしけるこそ怖しけれ。〔玄道いふ、平家物語に「是れ廣嗣追討せられし時、調伏したりし故とぞ聞えし」と有るは、いふに足らぬ非なり。〕此僧正入唐の時、唐人其名を難じて云ふ、玄昉は還りて亡ぶといふ音あり、日本に歸渡りて必ず事に遇ふべき人なり。只唐土に留り給へかし、といひけれ共、故郷の戀しかりければ、歸朝したりけるが、斯く亡びけるこそ不思議なれ。廣嗣の怨靈荒れて斯様に淺ましき事共ありければ、神と崇め奉る。

〔註〕玄道云、今昔物語にも、御靈の荒れたるを、天皇の極いたく恐み給ひて、吉備公をして祭り和がしめ給ふ事を記せり。縁起に、眞吉備臣深く此を恐れて、松浦廟に事へ



奉らむことを祈られしに、天平勝寶六年に、太宰都督に任りしかば、奏聞して、春秋二季の讀經、并諸會を定めて、爲に田拾伍町を施入し、宮無怨寺に水田四十町、免田六十町を寄置くなど、八箇年の間鄭重に仕へられしかば、怨靈の和鎮なごみまして、その冥助にて大臣にまで上られし由を委しく記せり。但し彼書は、光明皇后と孝謙帝、玄昉と道鏡を混へたること、考證に説へる如くなれば、其心して見るべし。今の松浦の明神と申すは是なりけりといへり。

〔註〕參考に云、八坂伊藤本作松浦鏡大明神、餘本除長門本、皆松浦鏡宮。要記云、松浦明神、瑤囊抄、松浦鏡宮、按下部兼俱説云、肥前國松浦郡田島神社、仲哀天皇弟稚武王也、號上松浦大明神。志々岐神社、稚武王弟十城別王也、號下松浦大明神、鏡宮息長足姬尊也、稱松浦三座、是也云々。據此則本書諸本、及要記、瑤囊抄所載不足爲信矣といへるは、却りて信に足らず、漢ずさの論は、大かたかゝる非事のみ多かり。字類抄に、松浦明神、右近少將從四位下藤原朝臣廣繼、太宰少貳、任中慮外難罪とて、縁起を引けり。江談抄に、松浦廟事、伴宮者、綱明大臣也。

とあるも、信じ難し。また松浦明神とは、水鏡正統記、梅松論、如是院年代記も同説なり。分脈に、豊前國鏡宮といふは悞なり。また板櫃明神ともいふ由、諸神名書を初め、鎮西志に記し、豊前國企救郡にも、今に板櫃社といふ有りとぞ。或説に、鏡宮は神功皇太后にて、後此朝臣を合祀れりともいへり。されど皇太后宮は、此邊に古く鎮座すを、後に此に合祀りしにもあらむ。神社啓蒙には、以鏡宮爲廣嗣靈社者非。廣嗣祠別在板櫃、曰板櫃社とも見ゆ。詞林采葉抄に系圖を引きて、廣嗣坐事配流、爲惡靈、肥前國松浦郡鏡明神是なりとも、鏡山は山城近江、豊前に在りとも記せり。大日本史に、此朝臣を、韜文武之才、除君側之惡、其志偉矣、然鬻舉兵諫、君子謂之愛君、而猶不可爲訓、矧興晉陽之甲乎、と論はれたり。

さて百鍊抄に、天永元年五月廿三日、太宰府言上、鏡宮御殿修造之間、數百歲不奉動御體、可奉渡假殿哉否、被行御占、また中右記に、元永元年四月廿八日、太宰府言上、鏡宮守之中門鏡方八寸許顯現事など見え、吾妻鏡に、文治二年十二月十日、



肥前國鏡社宮司職事、以草野次郎大夫永平被定補、是且任相傳、且被優奉公勞云。また、建久五年七月廿日、將軍家以御鎧、御劔、弓箭等、被奉鎮西鏡社、彼大宮司草野大夫永平、依訴訟事、差進代官之間、今日爲大藏丞頼平奉行、令請取。また、寛喜四年閏九月十七日、鏡社住人渡高麗企夜討、盜取數多珍寶、歸朝之間、守護人爲尋問子細、欲召取彼犯科人等之處、預所稱不可交守護沙汰之由、張行之旨就注申、今日有沙汰、預所非可抑留、任交名早可召渡于守護所、乘船并賊物事、同可令沙汰之由、被仰隱岐左衛門入道云、など見ゆ。〔或物に引ける正應五年田所注進狀に、鏡神社御領三百九拾八丁四段三畝、また貞應元年六月寶蓮花院政所、下鏡宮神宮寺僧寺云々、といふ文書をも引けり。〕また橋逸勢の傳の末に、元暦元年の曆録を引きて、四月十五日癸酉、造八所神殿、被行御靈會焉。御靈八所、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、藤原廣嗣、橋逸勢、文屋宮田丸、吉備眞備、火雷天神也、と見え、

御靈八所

〔註〕これ今の京の御靈八社に坐し、物どもにもいへり。御靈會といふこと、清和天皇紀、貞觀五年五月廿日の條に、於神泉苑修御靈會云々、所謂御靈者、崇道天

皇伊豫親王、藤原夫人、及藤原廣繼、橋逸勢、文室宮田麻呂等は也。并坐事被誅、冤魂成厲、近代以來疫病死亡甚衆。天下以爲、此灾御靈之所生也、とあるぞ、御靈といふことの始なるべき。又今本に藤原云々を觀察使と作れど、神祇拾遺にかくあるぞ正しき。そは上に六前とあるによく符へりと、或説の如くなれば、今夫れに因りつ。

拾芥抄にも、八所御靈、吉備聖靈、崇道天皇、光仁天皇子、早良親王是也。伊豫親王、崇道親王、御子。〔玄道云、

此は誤なり。桓武天皇の皇子にて、親王には御姪にませり。〕藤原夫人、伊豫親王母儀。藤原夫、太宰少貳兼左少將藤原廣嗣、筑紫鏡宮是也。坐肥前國松羅郡云。橋大夫、逸勢、桓貞太子依此謀叛被廢。文大夫、文室宮田丸、宇合第一子也。火雷天神、北野御事とも記せり。抑此御社にますは、皆いひしらぬ冤罪を得て世を罷給ひし神等なる也。

に因りて、恭うて案ふに、かの廟宮縁起に、此朝臣の歿後に、いといみじき咎祟ありて、諸勅使公卿等の妖死なども多く有りしより、吉備氏玄昉ともに深くおちおそれて、玄昉は種々修法などをし、吉備氏は廟宮及無怨寺をも造りて、墓守雜掌六十人を充てられ、殊に其社に仕へ奉りてむと誓祈りて、太宰大貳と任りて下りては、春秋二



季讀經、及諸會をも興し、水田百餘町をさへ寄置き、其後妖僧道鏡等が兄弟も、其崇を受けて貶死せりと有るを見て、其厲崇の甚しかりし事は察せられたれば、さる由にて、はた此にも合鎮め祭り給へる事は、今更論ふまでも非ず。かの中に、眞吉備公の入 りしは誤にて、吉備内親 王ならむと、或説 の如くなるべし。されば此御社を、大内を初奉りて、貴紳等の家々の産土大神とも崇め給へりしは、人こそ知らね、繼世には決めて深き契ある事なるべし。

### 藤原豊成大臣

やがてまた立ちかへりけり筑紫湯そのしらぬひのぬれぎぬもひて

右大臣藤原豊成公は、左大臣武智鷹公の長子なり。武智鷹公傳に、公有嫡夫人、阿倍大臣外孫、育子二人、其長子曰豊成。委しく下 に見ゆ。孝謙皇帝の天平寶字元年七月の頃、大師藤原押勝が寵遇を得て、權力を專にせしかば、鹽燒王安宿王、黄文王、橘奈良鷹卿、大伴古鷹等の深く憤りて、軍兵を起して、内賊を除剪さむと謀られしに、事成らずて、却りて反名を得て、空しく成りもしまし、或は流されたりき。

罪人の姓名を改む

紀に、なほ多治比禮養・多治比禮鷹・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄鷹元人との名見あり、

え、さて黄文、改三名多道祖、改三名麻大伴古麻呂・多治比禮養・小野東人・賀茂角足

改三姓乃呂志。これ罪ある人の姓名を改むる事の物に見えたる始也。さて参考盛衰記に、按三系圖、爲頼者、淺原三郎行信孫、小三郎頼行子也。淺原爲頼、諸書或以淺原作疵腹、今按、自古大逆者改其姓名、加三醜名、罪之者多、和氣清麻呂配流之時、詔改三名別部磯麻呂、天台座主明雲流罪之時、改藤井松枝、高倉宮以仁王被殺後、改三名源以光、之類是也。由是、見之、爲頼自殺禁中、故改淺原爲疵腹乎、とあるを思合はすべ。等、并杖下死、安宿王及妻子配流佐渡、信濃國守佐伯大成、土左國守大伴古

奈良麻呂は杖殺か

當時の眞相は文面に據り難し

慈斐二人、便流任國、其與黨人等、或死獄中、自外悉依法配流。又遣使追召遠江守多治比國人勘問、所歎亦同、配流伊豆國、など見ゆ。橘卿も、日本史に、按補任、奈良麻呂伏誅、一説配流、本書無流、殺奈良麻呂明文、據下御南院宣詔、奈良麻呂蓋處遠流乎、とあれど、鈴屋翁の説の如く、かの杖下にて亡られしにやあらむ、いとあかず口惜しく哀しくあはれる事ども也。凡て此頃の事の虚實は、文面のまゝに見ては相違ふことのみ多かり。さて仁明天皇紀、承和十年八月辛未の條に、詔曰、無位橘朝臣奈良麻呂倚伏難測、既局夜臺、悼福祿之不長、悲忠貞之未遂、宜從寬典、式賁幽墳、可贈從三位、また太政大臣正一位を贈り給ふとあるは、



御母方の由にはあれど、その素志は知らる可くなむ。

紀に、乙卯、遣中納言藤原朝臣永手、左衛士督坂上忌寸犬養等、就右大臣藤原朝臣豐成第宣勅曰、汝男乙繩關兇逆之事、宜禁進者、即加肱禁ヲ寄勅使進。また戊午、云々、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、私附賊黨、潛忌内相、知構大亂、無敢奏上。及事發覺、亦不肯究、若怠延日、殆滅天宗、嗚呼宰輔之任、豈合如此、宜停右大臣任、左降太宰員外帥。かくて淡路天皇の寶字八年九月に、押勝謀そむ叛きて誅に伏し、かば、戊申月の紀に、以太宰員外帥正二位藤原朝臣豐成、後爲右大臣、賜帶刀四十人。また甲寅日に、授正二位藤原朝臣豐成從一位、云々、正五位上藤原朝臣百能并從三位。また癸亥日に、勅曰、逆臣仲麻呂奏右大臣藤原朝臣豐成不忠、故即左降。今既知讒詐、復其官位、宜先日所下勅書、官符等類悉皆燒却、と見え、神護元年十一月甲申日の紀に、右大臣從一位藤原朝臣豐成薨、平城朝正一位贈太政大臣武智麻呂之長子也。養老七年以内舍人兼兵部大丞、神龜元年授從五位下、任兵部少輔、頻歷顯要、天平十四年至從三位中務卿兼中衛大將、二十年自中納言轉

大納言。感寶元年拜右大臣、時其弟大納言仲滿執政專權、勢傾大臣、大臣天資弘厚、時望攸歸、仲滿每欲中傷、未得其隙、大臣第三子乙繩、平生與橘奈良麻呂相善、由是奈良麻呂等事覺之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、促一に役とあり令之官而左降大臣、爲太宰員外帥、大臣到難波別業、稱疾不去。公卿補任にも、稱疾留難波とあり。居八歲、仲滿謀叛伏誅、即日復本官、薨時六十二。

家傳に、基弟曰仲滿、使學博士門下、屢奉絹帛勞遺其師、由此二子皆有才學、名聞蓋衆。豐成仕至左大臣、爵入正二位、後坐變事知而不奏、降爲太宰員外帥、仲滿改名押勝、仕至大師、爵入從一位、と記せり。難波大臣、又横佩大臣とも云ひし事、尊卑分脈に見え、その男子に、良因繼繩卿乙繩、繩麻呂と四人、女子には、中將姫とて、尼と爲りて當麻寺に住めりと云へり、同寺縁起に、異人の來りて、かの蓮絲もて曼陀羅を作りし事を載せり。世にも中將姫の書とて傳へたれば、さる人有りし事は論なきを、その名のかの頃には似つかぬは、極めて別名ありて傳はらぬにこそ。又蓮莖もて物を作る事は、近代にも島津殿の北方の物せられし由、



成形圖説に見えれば、此はた怪むべきにあらず。

贈太政大臣正一位橘奈良麻呂卿

世にかをるくすよりはやく奈良山のかぐの木のみぞ匂ひそめつる

橘奈良麻呂卿は、左大臣正一位諸兄公の長子にて、公卿補任に、母淡海公。女系圖にもかく見ゆ。敏達天皇六世の御裔なり。御父諸兄公、幼名を葛木王と申し、を、御母の橘三千代主人の縁によりて、橘氏を賜ひ、

葛城王七人あり。

公の御父美努王補任に、敏達天皇之子難波親王、之四世孫、大侯王男、贈從二位栗隈王男、治部卿兼攝津大夫從四位下美努王一男、母縣大養東人之孫、大夫人贈正一位三千代刀自橘三千代夫人を娶りて大臣及弟清爲王と、牟漏女王とを生ましめ、和銅五年五月王薨後に、藤原不比等公も、此夫人に合ひて、光明皇后を生ましつれば、光明皇后安宿と大臣とは、異父兄弟に坐しとなり。補任に光明皇后兄弟歟。又此頃に葛城王といふ人七人ありて、狩屋望之が説に、欽明天皇々子、有葛城王、見古事記及欽明紀。敏達天皇々子亦有葛城王、見古事記。天智天皇初名葛城皇子、見舒明二年紀、又天武紀云、八

橘諸兄弊政を歎く

年七月己卯朔、乙未、四位葛城王卒、又長屋王之子有葛木王、見天平元年二月紀。又天平勝寶元年四月紀亦有葛木王、各別人、莫與此混、といへるが如し。さて伊豫温泉碑銘に見えたる王、また世に名高き采女に、淺香山の歌詠ませたる王、また官曹事類に見えたる王は、何王なりけむ、定めがたし。橘氏を賜へる事は、元明天皇和銅元年冬、十一月紀、聖武天皇天平八年紀と、姓氏録に見えて、皇和真俗通に此橘氏を乞ひ給へるをかくに論へるは、偏に漢國に僻せる説なり。別に記せる物あり。聖武天皇、孝謙天皇の御世に仕へられしが、時の御政に惡弊多く成りもてきて、見聞くに忍びぬ事のみ多かるを、深く惡み慨かれしを、此は下に引く紀文に徴すべき事あり。天平寶字元年春正月六日系圖に、遂に薨じ給ひぬ。そは紀に、庚戌朔、乙卯、前左大臣正一位橘朝臣諸兄薨。遣從四位上紀朝臣飯麻呂、從五位下石川朝臣豊人等、監護葬事、所須官給、大臣贈從二位栗隈王之孫、從四位下美努王之子也。編年集成曰、薨年七十四、とあり。さて此號、井手大臣、補任同。卿は、天平の頃天子相樂、別業に行幸ありし時に、從五位下に敍り、さて大學頭、攝津大夫、民部大輔に歴任し、從四位下になり、勝寶元年從四位上侍從に進みまし、參議

贈太政大臣正一位橘奈良麻呂卿

三元



行但馬因幡按察使に拜され、伯耆・出雲・石見等の非違を檢校し、正四位下に進み、寶字元年左大辨を兼ねましき。

さて同年六月丁酉甲辰紀に、先是去勝寶七歲冬十一月、太上天皇不豫、時云々。至是從四位上山背王復告、橘奈良麻呂備兵器謀圍田村宮。〔大和志に、在添上郡田中村、天平勝寶四年夏四月、行幸東大寺、是夕天皇還御大納言藤原朝臣仲麻呂田村策、以爲御在所、或は山城國松尾社の邊といふは誤なり。〕正四位下大伴宿禰古麻呂亦知其情〔此時奈良麻呂卿は、左大辨正四位下にて坐しゝなり。公卿小傳には、天平勝寶元年四月、從四位上、同年七月二日參議と記せり。〕秋七月丁未戊申云々、是日夕中衛舍人從八位上上道臣斐太都告内相云、今日未時、備前國前守小野東人喚斐太都謂云、有王臣謀殺皇子及内相、汝能從乎。斐太都問云、王臣者爲誰等耶。東人答云、黃文王、安宿王、史徵に、長屋王子、高市親王孫。橘奈良麻呂、大伴古麻呂等、徒衆甚多。斐太都又問云、衆所謀者將若爲耶。いかにかせん東人答云、所謀有二、一者驅率精兵四百將圍田村宮、二者陸奥將軍大伴古麻呂今向任所、行至美濃關、詐稱病、請欲相見、一二親情蒙官聽許、

仍卽塞關。斐太都良久答云、不敢違命。先是去六月、右大辨巨勢朝臣堺麻呂密奏爲問藥方詣答志忠節宅、忠節目語云、大伴古麻呂告小野東人云、有人欲劫内相、汝從乎。東人答云、從命、忠節聞斯語、以告右大臣、大臣答云、大納言史徵に指仲麻呂、年少也、吾加教誨宜莫殺之、是日內相藤原朝臣仲麻呂具奏其狀、警衛内外諸門、乃遣高麗朝臣福信等、率兵追捕小野東人答志忠節等、並皆捉獲禁著左衛士府、又遣兵圍道祖王於右京宅。己酉、勅右大臣藤原朝臣豐成、中納言藤原朝臣永手等八人、就左衛士府勘問東人等、東人確道無之、卽日夕、内相仲麻呂侍御在所、召鹽燒王安宿王、黃文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂五人、傳太后詔宣曰、鹽燒等五人乎、人告謀反、汝等爲吾近人、一毛吾乎可怨事者不所念、汝等乎皇朝者、己々多久高治賜乎、何乎怨岐志所止加、然將爲不有加止所念、是以汝等罪者免賜、今往前然莫爲止宣。詞訖五人退出南門外、稽首謝恩云々。又問黃文、奈良麻呂、古麻呂、多治比賴養等、辭雖頗異、略皆大同。勅使又問奈良麻呂云、逆謀緣何而起。欸云、内相行政甚多无道、故先發兵請得其人、後將陳狀。又問、政稱無道、謂何等事。欸云、造東大寺、人民苦辛、氏々人等



亦是爲憂、又置キ刻ナ史史劄劄に、關刻也、令義解云、關者檢判之處、刻者塹柵之所、奈羅、爲己大憂。問、所稱氏々、指何等氏。又造寺元起、自汝父時、今道人憂、其言不似。於是奈良麻呂辭屈而服。又問、佐伯古比奈、歎云、賀茂角足請高麗福信、奈貴王坂上刈田麻呂、巨勢苗麻呂、牡鹿嶋足、於額田部宅飲酒、其意者、爲令此等人莫會發逆之期也、又角足與逆賊謀、造田村宮圖、指授入道、於是一皆下獄、又分遣諸衛掩捕逆黨、更遣出雲守從三位百濟王敬福、太宰帥正四位下船王等五人、率諸衛人等、防衛獄囚、拷掠窮問。黃文改三名多道祖改三名麻大伴古麻呂、多治比憤養、小野東人、賀茂角足改三名乃等並杖下死。安宿王及妻子配流佐渡、信濃國守佐伯大成、土左國守大伴古慈斐二人、並便流任國、其與黨人等、或死獄中、自外悉依法配流。また御父の遺志に因れりといふことは、同年紀に、先是去勝寶七歲冬十一月、太上天皇不豫時、聖武天皇にて、十月丙午勅に、比日之間、太上天皇枕席不安云々、とあり。左大臣橋朝臣諸兄祇承人佐味宮守告云、大臣飲酒之庭言辭無禮、稍有反狀云々。太上天皇優容不咎、大臣知之、後歲致仕。既而勅召越前守從五位下佐伯宿禰美濃麻呂問、識此語耶。美濃麻呂言曰、臣未嘗聞、但慮佐伯

諸兄の遺志

全成應知、於是將勘問全成。太后慙慙固請、由是事遂寢矣。語具田村記、とあり。

太后とは、光明皇后にて、異父兄弟にて坐し、故なり。此にて當時の事情はよく推察られたり。後歲とは、同八歲春二月乙酉、丙戌、左大臣正一位橋朝臣諸兄致仕、勅依請許之とあり。全成が歎言に、去天平十七年、先帝陛下幸難波、寢膳乖宜。于時奈良麻呂謂全成曰、陛下枕席不安、殆至大漸云々、願率多治比國人、多治比憤養、小野東人、立黃文而爲君、以答百姓之望、大伴、佐伯之族隨於此舉、前將無敵、方今天下憂苦、居宅無定、哭叫載路勝隆按に、哭叫載路は、續紀に乘路哭叫とありて、考證に乘字誤、未詳所當。怨歎實多、緣是議謀、事可必成、相隨以否。全成答曰、全成先祖、清明佐時、全成雖愚何失先迹、實雖事成、不欲相從。奈良麻呂云、見天下愁而述所思耳、莫善他人、言畢辭去。

天平十七年八月丙戌、癸丑、紀に、行幸難波宮、以中納言從三位巨勢朝臣奈氏麻呂、藤原朝臣豐成爲留守、とある時の事なり。扶桑略記に、八月廿三朝野詳載、大佛記に二と作り。日、於大和國添上郡、更奉創東大寺大佛、天皇專以御袖入土持運、加於御座、云々、ともあり。東大寺要錄に、此事委く見ゆ、史徵に、大佛像十五年創功、勝寶元年成、凡七年、則今年創造



聖武帝識  
性淺騷の  
弊あり

者疑爲佛殿也。とも、與梁武帝釋御服持法衣行清淨大捨者相似。とも、また  
 天皇至性仁厚、歸依三寶、濟救兆庶、諸詔勅所宣諭、莫一不出於慈愍存恤之意  
 也。然就史所紀、伏窺其一端、識性淺騷、不務民義、舉或無定操。是以不能居平  
 城安宅、遷其殿屋、以造恭仁宮、營構數年、用度不計、未成一篋、更造信樂宮、而  
 又皆不能安居、却以難波定爲皇都、而又未踰年、幸就此甲賀造宮、伐山開地、  
 垣墻未成、帷帳以張朝儀。夫平城之都、祖考所景卜、本非有殷盤水圯之害、恭仁  
 甲賀之築、又非擬周王土中之營、輕費民力、盛飾像法、意雖祈康樂、民不免疾  
 苦、災異荐臻、地震山火、史不絕筆、世或以爲人事之應者、其不然乎、といひ、史  
 鑑にも、元正憂百姓之飢寒也、務開衣食之道、勵吏勸農、救災賑窮、墾得良田  
 一百萬町、及聖武立、乃反其道、髡數千之生靈、增遊食之徒、是驅百姓於飢寒之  
 道也、安在其救災異焉。とも、玄昉之姦、中壽殆不可道也、而聖武迷佛、不知肅  
 正宮闈。詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御家邦。聖武之不刑、其何以御家邦之爲  
 唐安祿山通楊貴妃、醜聲聞于外。而玄宗益寵祿山、遂致禍亂、然祿山有髮賊已、玄

昉以髡首連犯二后、奇亦已甚哉。とも、我先皇卑宮室、而厚民生、佛而有靈乎、  
 何甘居峻宇層宮之爲、佛而無靈乎、崇奉之者皆惑矣。氓之蚩々、上明而導之、猶  
 胥趨邪徑、而況上闇而誘之乎、何不至之有。民之財力有限、而伽藍之役無已、地  
 之生靈有窮、而遊食之徒無限、如之何不國窮而民瘁、など論へるは、共に正しき  
 説なれば、見天下愁云々といふを、今現に、其有狀を見るが如し。

厥後大嘗之歲、奈良麻呂云、前歲所語之事、今時欲發如何云々。汝與吾同心之友也、  
 由是談説、願莫善他。【此は孝謙帝の天平勝寶元年十一月辛卯朔乙卯、於南藥園新  
 宮大嘗、以因幡爲由機國、美濃爲須岐國とある時の事なり。大和志に、添下郡南  
 藥園、今郡山藥園八幡宮即其地、と見ゆ。】又去年四月、全成賣金入京、于時奈良麻呂  
 語全成曰云々。聖體乖宜多經歲序、闕看消息、不過一日。今天下亂、人心無定、若  
 有他氏立王者、吾族徒將滅亡、願率大伴、佐伯宿禰、立黃文而爲君。以先他氏爲  
 萬世基。大伴古麻呂曰、右大臣豐成大納言、仲麻呂是兩箇人、乘勢握權、汝雖立君、人  
 豈合從、願勿言之、全成曰、此事无道、實雖事成、豈得明名、言畢歸去。奈良麻呂古



麻呂便留<sup>リヌ</sup>彼曹<sup>ニ</sup>辨<sup>ニ</sup>官曹司<sup>ナリ</sup>。不聞<sup>ニ</sup>後語<sup>ナリ</sup>、勘問畢而自經、と見え、東人等の歎にも、去六月中、期會謀事二度、始於<sup>テ</sup>奈良麻呂家、次於<sup>テ</sup>圖書藏邊庭、後於<sup>テ</sup>太政官院庭。其衆者、安宿王・黃文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比犢養・多治比禮麻呂・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄人、自餘衆者闇裏不見<sup>ニ</sup>其面<sup>ナリ</sup>、庭中禮拜天地四方、共飲<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>飲<sup>ニ</sup>と<sup>ナリ</sup>。鹽汁<sup>ニ</sup>誓曰、將以<sup>テ</sup>七月二日闇頭、發<sup>ニ</sup>兵圍<sup>ニ</sup>内相宅<sup>ナリ</sup>、殺劫即圍<sup>ニ</sup>大殿<sup>ナリ</sup>、退<sup>ニ</sup>皇太子<sup>ニ</sup>、大炊王<sup>ニ</sup>、次傾<sup>ニ</sup>皇太后宮<sup>ニ</sup>、光明皇后安<sup>ニ</sup>宿媛<sup>ニ</sup>なり。而取<sup>ニ</sup>鈴璽<sup>ニ</sup>、此は鈴と御印を云へり。即召<sup>ニ</sup>右大臣<sup>ニ</sup>、將使<sup>ニ</sup>號令<sup>ニ</sup>、然後廢<sup>ニ</sup>帝簡<sup>ニ</sup>四王<sup>ニ</sup>中立以爲<sup>ニ</sup>君<sup>ニ</sup>、とあるにて、【此間の記どもは、隱諱に渉る事は記されず。或は善惡を取違へたる事どもの多く、よく心せずば事實を悞る事の少からぬを、】大かたは推知られたり。大日本史に、按<sup>ニ</sup>補任<sup>ニ</sup>、奈良麻呂伏誅、一説配流。本書無<sup>ニ</sup>流<sup>ニ</sup>、殺奈良麻呂明文、據<sup>ニ</sup>下御南院<sup>ニ</sup>宣詔<sup>ニ</sup>、奈良麻呂蓋處遠流乎、と見えたと、系圖に、七月二日被誅とあり。鈴屋翁の説の如く、古麻呂・東人などと、かの杖下にて亡<sup>ニ</sup>られしにやあらむ。いとくあかず口惜しく、哀しくあはれる事どもなり。凡て此御代の事の虚實は、文面のまゝに見過しては、虚飾に欺かれて、實は得られぬ事のみぞ多かる。【靈異記に、

奈良麻呂の最後

忠貞遂げすとの詔

此卿の僕が狐の子を殺したるに報せし事を記し、榮花物語に、「御堂殿、長和三年三月、志賀の彌勒會に參らせ給ふ。是は天智天皇の御寺なり。天平勝寶八年兵部卿正四位下橋朝臣奈良麻呂が行ひ始めたるなりといふ事見ゆ。」さて仁明天皇紀なる承和十年八月朔<sup>丁巳</sup>、辛未の日の詔に、無位橋朝臣奈良麻呂倚伏難測、既<sup>ル</sup>局<sup>ニ</sup>夜臺<sup>ニ</sup>、悼<sup>ニ</sup>福祿<sup>ニ</sup>之不<sup>ル</sup>長、悲<sup>ニ</sup>忠貞<sup>ニ</sup>之未<sup>ル</sup>遂<sup>ニ</sup>、宜<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>寬典<sup>ニ</sup>、式<sup>ニ</sup>賁<sup>ニ</sup>幽墳<sup>ニ</sup>、可<sup>ニ</sup>贈<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>三位<sup>ニ</sup>、また追ひて、太政大臣正一位を贈り賜ふともあるは、天皇の御母命の由縁には坐せれども、その素志は、此にてよく顯はれたるなりけり。

また天平寶字元年七月紀の辛亥下に、授<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>四位<sup>ニ</sup>上山背王・巨勢朝臣堺麻呂並從三位・從八位上上道臣妻太都從四位下・正七位下縣犬養宿禰佐美麻呂・從八位上佐味朝臣宮守並從五位下、並是告密人也、又上道臣妻太都賜<sup>ニ</sup>姓<sup>ニ</sup>朝臣<sup>ニ</sup>、と見え、なほ亡魂の浮言に託けて郷邑を擾亂する者あるを禁じ、亡魂とは右の罪に因りて世を去りし人どもの魂の託と聞ゆ。此に黨與せる民等を出羽の柵に移し、右大臣豐成公を太宰員外帥に左降し、その男乙繩<sup>補任</sup>に第二子とし、尊卑分を日向員外掾とせられし中に、鹽燒王道祖王は、四王の列<sup>此二王と黃文脈には第三子とす</sup>。

贈太政大臣正一位橋奈良麻呂卿



大日本史  
の奈良麻  
呂論

諸兄公の  
相樂の別  
業

王<sup>安宿</sup>に預りしかども免され給ひ、多治比廣足中納言は、諸姪を教へずして賊徒  
とせりとして、上に見えつる禮麻呂の事と聞ゆ。散位もて第に歸されつ。【補任に依老耄罷中納言、  
年七十七、或本日、寶龜九年七月三日解官者如何。】など史に見ゆ。さて大日本史  
論贊に、諸兄以宗室之胄錫姓分族、乃心王室、共而不貳、舊史載孝謙上皇不豫、  
諸兄祇承人、云々、無幾致仕。蓋當此時、藤原仲麻呂大被嬖寵、醜聲彰聞。諸兄  
不勝憤歎、偶發于言辭耳、豈有不軌之謀乎。後來奈良麻呂圖除仲麻呂、蓋繼  
其志也、とも、奈良麻呂謀之不臧、よか。事涉廢立、城狐社鼠自古難治、而告密羅織、  
奸人得以乘其隙、非有仁明之贈典、則千載之下烏能明其冤枉哉、ともある、共  
に正論なりけり。但孝謙上皇とあるは誤にて、聖武天皇なること上に云へり。因に云、山城名勝志に、諸兄公の相樂  
別業を、井堤里東に在りとして、今玉水町東五町許有下井手里、自此又五町許東山際有上井手里、今屬綴喜郡。舊跡山麓北大塚、  
南大塚云、田間泉水築山跡少々殘、又岩松中島などいふ田の字あり。山吹は此谷の  
奥高堤といふ所にあり。花は一重なり、井手の蛙はふるのやぶ本名御園裏といふ所に  
あり。【泉州志に、諸兄塚在久米田境内、余按、諸兄公之於行基爲大檀那、故建廟

祭之者乎。行基遺戒を引きて、曾建立菅原寺爲本寺、以四十九院爲末寺、然河  
内國泉郡木嶋山、橘諸兄卿之知行也。乞請其良材爲建立寺院用途、ともいへ  
り。續日本紀に云、天平十二年五月乙未、天皇幸右大臣相樂別業、宴飲酣暢、授  
大臣男無位奈良麻呂從五位下、伊勢物語に、山城のゐでの玉水手に結び、たのみ  
しかひもなき世なりけり。惟清抄に云、井堤左大臣諸兄公境地面白きによりて、  
井手に新造ありて、山吹を植ゑなどして、此水を愛せり。我一期の後に我を思ひ  
出ださば、此水へ來てみよ、影を移して見せむといへり。後に行きて見れども、  
その影なし。此事を思ひ出てよめるにや。また寺號光明寺、橘左大臣諸兄建立、  
云々。古今集に、山吹はあやな、咲きを花みむと植ゑけむ君がこよひこなくに。  
延五抄に云、此歌は、諸兄大臣の歌なり。山城の井手の寺、光明寺、此寺を建立  
して、山水に山吹を植ゑたり。其時、高向の迦留大臣、此欸冬を來て見むと約束  
して、不來時によめり。今の井堤の玉水、其舊跡也。また古今集に、蛙なくゐで  
の山吹ちりにけり、花の盛にあはましものを。此歌はある人のいはく、橘の清友

贈太政大臣正一位橘奈良麻呂卿



井手の山吹

が歌なり。清友は諸兄公の孫。和歌色葉に云く「あでの山吹とは、或書云、昔橋大臣諸兄、井堤の寺を造りて、金堂の四面の廻廊のめぐりに欸冬を植ゑて、廊の内に水を湛へて、花さかせて水にうつして見るべきやうを構へたりけるに、寺供養の日、おもはざるに讒言を負ひて身まかりにければ、山吹の花をうつしてみる事もなくてやみけるをよめるなり。【長明文字鑑にもかくありてぞ、その御ぞう太政大臣橋清友と申しける人よみ賜ひけるとて、右歌を載せり。】古今榮雅抄に云、橋の諸兄井手に寺を立て、堤に山吹をうゑ、池に蛙をはなちて、花を見蛙の聲をきかれしなり。存命ならば花の盛を見らるとなり。

〔註〕無名秘抄にいふ、或人語りていふ、ことの縁ありて井でといふ所にまかりて、一夜宿したること侍りき。所の有さま、井での河の流れたる體、心詞も及ばず、かの井手の大臣の跡なれば、ことわりなり。河に立ちならびたる石なども、十餘町ばかり、さのみやは遠くたて置きけん、石ごとにたゞなほざりの如くは見えず、わざとたて置きたるやうになん侍りし。そこに古老の者の侍りしを

かたらひて、昔の事ども尋侍りしついでに、井手の山吹と名にながれたるを、いとも見え侍らぬは、いづくにやはあるぞ、と尋ね侍りしかば、さる事の侍り、かの井手の大臣の堂は、一とせやけ侍りにき。其前に、夥しく大なる山吹、村々見え侍りき。其花のりん、こがはらけのおほきさにて、いくへともなく重なりてなん侍りし。それをさやうに申傳へ侍るにや、又かの井手の河の汀につきて、ひまなく侍りしかば、花ざかりには、こがねのつゝみなどをつきわたしたらんやうにて、他所にすぐれてなん侍りし、さればいづれを申しけるにか、いとわきがたく侍り。但下薦どものいふかひなく侍る事は、かく名だかき草とて所もおき侍らず、田作るにはくさを刈りいれたるが、よくいでくるとて、なにともなく刈り取り侍りし程に、いまは跡もなく成りて侍る、それにとりて井での河津と申すことこそ、やうある事にて侍れ、よの人思ひて侍るは、たゞかへるを、みなかはづといふと思へり、それもたがひ侍らねど、かはづと申すかへるは、外にはさらに侍らず、たゞ井での河にのみ侍るなり。色黒きやうにて、いとおほ



きにもあらず、世のつねのかへるのやうに、あらはにをどりあるく事なども、  
 いとせす、常に水にのみすみて、夜ふくるほどに、かれがなれたる聲、いみじ  
 く心すみ、ものあはれる聲にてなん侍る。春夏のころ、「必ずおはして聞給へ」  
 と申し、かど、其後とかくまぎれて、未だ尋ねずとなん、語り侍りし。三才圖會  
 に、勸請八幡宮、誌其舊跡、蓋別業之地有假山水石跡、世稱、井手左大臣好楳  
 棠花、多植之、其南有御園浦、池蛙鳴聲尙稱之、をりにあへば此もさすがにあ  
 はれなり、井手の蛙の夕ぐれの聲。」

山城志に、相樂別業、一名玉井山莊、趾在井出村、本相樂郡、今屬綴喜郡、本朝麗  
 藻有藤原爲時玉井山莊詩、また續紀考證に、山城志云、玉井頓宮未詳、或云、相樂  
 石垣村即此。接隣郡玉水邑、元融案、橋諸兄公相樂別業、一名玉井山莊、與井出玉  
 川、今皆屬綴喜郡、勅撰名所和歌抄云、玉井相樂郡、卅八帖歌枕云、井堤有玉井、仍  
 堀河院百首師時詠歎冬、本朝麗藻有題玉井山莊藤爲時詩、依此玉井在古屬相  
 樂郡明矣、といへり。さて楠氏の菊水の章と世にいふは山吹なりと、松岡玄達の説

楠氏菊水  
の章は山  
吹なり

なり。楠氏の後胤の事ども、神路の知るべにいふを見るべし。【太平記に、楠正成卿  
 を井手左大臣後胤たりといへども、民間に下りて年久し、其母少かりし時、志貴  
 毘沙門に百日詣て、夢想を感じて儲けたる子にて候ふとて、小字を多門とは申候  
 ふなり】天正本に、「錦帳の中より珠を賜ふと靈夢を蒙る」とあり。】また正儀朝臣  
 のことは、行在或問政記等に論るが如く、細川頼之と謀れる旨や有りけむ。足利  
 賊の臣下に人ちふ人は非じと思ふ中に、頼之今川貞世なむ人に有りけらし。そは  
 昔人も何くれと説へる中に、史鑑にも、頼之受遺託輔義滿、以一匡天下爲己  
 任、其安定西海、頼之舉今川了俊之力也、義滿能一天下、蓋亦頼之々力也、假使  
 義滿用之、有始有終、則其功業必有大可觀矣。惜乎良禽一去、蒼蠅群起、驕侈日  
 長、喪亂繼作、善治之難得也如此、然頼之遭讒不懟、屏居自逸、一詩以觀其志、果  
 其實乎。また、後村上後史乘殘闕、不可取信也、予尤疑正儀之叛、夫正儀以正  
 成之子正行之弟、久據河内、効力南朝、謀略戰功、亦可稱道也、長慶之時官軍甚  
 微、然猶有若新田菊池氏子孫、雖顛沛之餘、能繼先烈、不肯降敵辱名、何謂正



儀而如此。蓋常史所據、太平記後爲花營三代記、其言主足利氏者、恐以楠氏亦服我、欲張大其事爾、不然正儀之降、別有深謀乎。とも、正勝正元、或曰、正儀之子、或曰非正儀之子、要之、楠氏勤王有人如此、則正儀之叛我益不信焉。とも論へりき。

### 淡路天皇

うらめしきさはなやま風よ大皇をしまにはぶりしふなびらさせし

天皇は、御紀に、諱大炊王、天淳中原瀛真人武天皇之孫、一品舍人親王之第七子也、母常麻氏、名曰山背、上總守從五位上老之女也、帝受禪之日、授正三位、後尊曰大夫、人云々、先是、大納言藤原仲麻呂、妻大炊王以亡男眞從婦粟田諸姊、居於私第、四月四日乙巳、遂迎大炊王於仲麻呂田村第、立爲皇太子、時年廿五。天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇禪位於皇太子、詔曰、云々。是日皇太子受禪、即天皇位於大極殿。

〔註〕此は、天武天皇紀を始めて、大安殿とありて、オホヤスミドノとよむべく、又天智天皇紀に、西安殿、天武天皇紀に向安殿内安殿、舊安殿、文武天皇紀に東安殿などとある、皆やすみ殿なりと、鈴屋翁の説なり。さて上代には、此大殿にて天津日つぎの御位には即き給ひしを、貞觀八年に初めて焼けしかば、十九年正月三日、陽成天皇は、豐樂院にて行はせ給ひ、冷泉天皇は御病にて、紫宸殿にてせさせ給ひ、後に後三條天皇の御代には太政官廳にての御例も起れりける。故に玉海に、於他所即位之例、古來三ヶ度、所謂陽成院依大極殿災於豐樂院有<sub>レ</sub>此禮。冷泉院依御惱於紫宸殿有<sub>レ</sub>此禮。後三條院大極殿及紫宸殿共無、仍於官廳有<sub>レ</sub>此禮、と見ゆ。此は誰人も知れることなるを、稚兒の爲にとぞ。水鏡に曰、孝謙天皇の御時、東宮は新田部親王の子道祖王とおはせしに、聖武天皇失せさせ給ひて諒闇にて有りしに、此東宮この程をも憚り給はず、女の方にのみ亂れ給へりしかば、孝謙天皇をりふしも知り給はず、かくなおはせそと申させ給ひしかども、つゆ其言に従ひ給はざりしかば、天平勝寶九年三月廿九日、大臣以下、此東宮は聖武



天皇の御勸めにて立て奉りき。然るに其事も思ひ知り給はず、かくみだりがはしき心のし給へるをば、いかゞし奉るべきと宣はせしに、人々皆唯仰せ事に従ふべしと申し、かば、東宮をとり奉り給ひて、云々。四月に大臣以下を召して、東宮には誰をか立て奉るべきと定め申すべき由、仰事有りしに、右大臣豊成、式部卿長手は、さきの東宮の御兄鹽燒王立て給ふべしと申しき。攝津大夫珍努、左大辨古麻呂は、池田王立て給ふべしと申しき。大納言仲麻呂は、臣を知るは君には如かず、子を知るは父には如かず、唯御門の御心に任せ奉ると、各、思ひくゝに申し、かば、御門の勅はく、御子達の中に、舍人・新田部、この二人は、むねとおはせし人なれば、新田部親王の子を東宮に立てたりつれども、かく教に従ひ給はずなりぬれば、今は舍人親王の子を立て申すべきに、各、答どもおはす、其中に大炊王は、年若くおはせど、させる答聞えず、此人を立てむと思ふはいかゞあるべきと勅はせき。大臣以下皆仰事に従ふべき由申しき。此定めより先に、仲麻呂の大納言、この大炊王を迎取り奉りて、我家に居る奉りたりしかば、内より御使その殿に参りて、迎へ奉りて

東宮には立ち給ひしなり。紹運要略に、道祖親王、天武孫、一品新田部皇子男、勝寶八年聖武崩、依遺詔立之、寶字元年廢之。大鏡裏書に、天武天皇孫、一品新田部皇子男、天平勝寶八年立之、寶字元年廢之。立坊次第にも、道祖王、天武孫、新田部親王子、天平勝寶八年丙申五月立太子、元中務卿、從四位上、春秋不詳。同九年丁酉三月二十九日丁丑廢之、終賜死、在坊二年と見え、靈異記に、諸樂宮廿五年治天下、勝寶應眞聖武太皇上の、天皇召於大納言藤原朝臣仲麿而御前居詔之、朕子阿倍内親王與道祖親王二人、以之令治天下欲云何、是語宜受不也。仲麻呂答曰、甚勝能、御語受白之時、天皇祈御酒令飲、令誓而詔、若朕遠若くは遺、勅失之者、天地相憐、被大厲、汝今可誓。時仲麻呂誓白之、若我後世違勅詔者、天神地祇憐而破身滅命如是。令誓酒令飲、禱已訖。然而後天皇崩之後、如彼遠勅語、以道祖親王爲儲君とあるは、上代の祈事、また祈酒の禮の思やられたり。此文を熟見るに、聖武天皇の御心には、道祖親王と孝謙帝とをいとせ妹兄として、天下を看すべく思はし置きてたりけむを、かの帝には殊に寵みましゝがある故に、云々とのよしにて、

聖武天皇  
皇緒を定  
め給ふ



日嗣御子の位をば奪られ給へるにぞあるべき。

同六年五月乙卯辛丑の紀に、高野天皇與帝有隙、於是車駕還平城宮、近江國の保良宮に坐してより還御せり。帝御于中宮院、高野天皇御于法華寺、さて六月戊申庚戌喚集五位已上於朝堂詔

曰、云々。加久爲かくして互、今帝止今帝止、考證に云、たて、すまひ、あひだに、うやうやしく、あひたがふことはなく立互須麻比久流間爾、宇夜字也自久相從、事波無事波無

之とひと斗卑等、乃考證に云、狩谷氏云、按靈異記訓釋、止比等、新撰字鏡、部字訓小同、止比止蓋外人之斗卑等、義、對都人之稱、轉爲部賤之義、是謂如下部賤之人見冠警、則爲罵、言狼戾之行也。仇能い在

言、期等不言岐辭母言奴、不爲伎行母爲奴、凡加久伊波流倍枳朕爾、不在、別宮爾御坐率時、

自加得言也、此波朕劣爾依之加久言、良之念召波、愧自伊等保、自彌又一波朕應發、苦苦

提心よし緣爾在良之止奈母、念須、是以出家、互佛弟子止成奴、考證に、水鏡云、六月太上天皇尼に

成り給ひて、云々。帝王編年記亦載之、一代要記、歷代皇記、元亨釋書並云、法名法基、

但政事波、常祀利、小事波、今帝行給部、國家大事賞罰二柄波、朕行率、加久能狀聞食悟止

宣、御命乎衆聞食宣、かくて同八年九月の頃、太師藤原惠美押勝即仲麻呂兵を起し反さ

まつりて、近江國にて遂に討滅されぬ。御紀に、壬子、十八軍士石村村主石楯、斬押

勝、傳首京師。押勝者、近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾孫、平城朝贈太政大臣武智麻

呂之第二子也、公卿補任に、率性聰敏、略涉書記、云々、其男、云々、皆任衛府關國司、考考

證に云、三年十一月薩雄爲越前守、四年十月、辛加知爲左虎賁衛督、是年正月薩雄

爲右虎賁率、執棹爲美濃守、辛加知爲越前守、小湯麻呂無所考、其餘顯要之官莫

不姻戚、獨擅權威、猜防日甚。時道鏡常侍禁掖、甚被寵愛、押勝患之、懷不自安、乃

諷高野天皇爲都督使、掌兵自衛、云々。乃收中宮院鈴印、遂起兵反。其夜相招黨

與、遁自宇治、奔據近江、山背守日下部子麻呂、衛門少尉佐伯伊多智等、延曆四年紀

に據るに、淡海三船真人及判官佐伯宿禰三野と先づ此に在りて、賊徒及同惡の徒を

捉縛るとあり、直取田原道、和名抄に、山城國綴喜郡田原郷、此先到近江、燒勢多橋、押勝

見之失色、即便走高島郡、而宿前少領角家足之宅、考證云、和名抄、近江國高島郡角是夜有

星落于押勝臥屋之上、其大如瓊、伊多智等馳到越前國、斬守辛加知、押勝不知、而

僞立鹽燒爲今帝、眞光朝獨等皆爲三品、穗井田忠友云、此蓋擬親王也、實字三年六餘各有

差、遣精兵數十人而入愛發關、考證云、在越前國敦賀郡、萬葉集第十、有乳山峯之沫授刀物部

廣成、慶雲二年七月紀に、武藏國入間郡人、云等拒而却之、押勝進退失據、即乘船向淺井郡鹽



津、和名抄に、近江國淺井郡鹽津郷之保津忽有逆風、船欲漂沒、於是更取山道、直指愛發、伊多智等拒之、八

九人中、箭而亡、押勝即又還到、高島郡三尾崎、考證云、繼體紀高島郡三尾之別業、天武紀三尾城

郡三尾、美乎、與佐伯三野大野真本等相戰、從午及申、官軍疲頓、于時從五位下藤原朝臣

藏下麻呂將兵忽到、真光引衆而退、三野等乘之殺傷稍多、押勝遙望衆敗、乘船而亡。

諸將水陸兩道攻之、押勝阻勝野、又云、在高島郡、萬葉集第三、高島乃、勝野原爾。第七、高島之三尾勝野、主稅式、自勝野津、至大津、云々、皆此地鬼江、盡

銳拒戰、官軍攻擊之、押勝衆潰、獨與妻子三四人乘船浮江、石楯獲而斬之、及其妻

子從一に徒と黨三十一に十四人、皆斬之於江頭、獨第六子刷雄、考證に云、即薩雄、薩刷音近以少修禪行、

免其死、而流隱岐國。その十月壬申九日に、高野天皇遣兵部卿和氣王左兵衛督山

村王、外衛大將百濟王敬福等、率兵數百圍中宮院、時帝遽而未及衣履、使者促之、數

輩侍衛奔散、無人可從、僅與母家三兩人步到圖書寮西北之一に立に地、山村王宣詔

曰、云々、然今帝止之侍人乎、此年已見仁、其位仁不堪。是乃味不在、今聞仁、仲麻呂止同

心、天竊朕乎、掃止謀家、又竊六千乃兵乎、おとしと乃の比、考證に云、止疑當作又七人、乃味之天○

之人乃狀關仁入毛、止謀家精兵、天、押之非、○又云、攘亂天、罰滅止云、爾故是以、帝位乎退賜天、

親王位乃賜天、淡路國乃公止退賜、止勅御命乎、聞食止宣。事畢、將公及其母到、小子門、雇

道路鞍馬、騎之、右兵衛督藤原朝臣藏下麻呂衛送配所、幽于一院、勅曰、以淡路國

賜大炊親王、國內所有官物調庸等類、任其所用、位出舉官稻一依、常例、靈異記にも、

同八年十月、大炊天皇爲皇后所賊、れ之、こはは輟天皇位、退於淡路國、關文、あり并仲麻呂等、又氏々

之人俱致死也。七大寺年表にも、十月九日、先帝配淡路國とあり、抑々此より先に、

皇太子の流され給ふ例は、輕太子の時に、始めてありつれど、天皇を流し奉るとい

ふ大凶事は、聞きも及ばぬ御事なるに、此になむはじ昉まれる、此御父命の御代と、此御

代ばかり、今聞きてもかけても有るまじく、ゆゝしきひがことのみ多かる御代は、天

地分れてより見も聞きも及ばぬ事ぞかし。そは故大人等の説もあり、己が説もあ

れど、長ければ省きつ。】

天平神護元年二月乙亥十四日、紀に、勅淡路國守從五位下佐伯宿禰助、風聞配流彼國、罪

人稍致逃亡、事モシ如有實、何以不奏、汝簡朕心、往監於彼、事之動靜必須早奏。又聞、

諸人等詐稱商人、多向彼部、國司不察、遂以成群、自今以後一切禁斷、商人女のと稱り

廢帝の鑄



和氣王殺  
さる

つゝ行きし人は、即ち故の天皇に御心よせありし徒の、密かに謀りごつ故ありてのしわざとおぼしきなり。』また秋八月庚申朔、從三位和氣王、坐謀反誅。詔曰、云々、八年和氣者、一品舍人親王之孫、正三位御原王之子也。勝寶七歲賜姓岡真人、云々、八年至參議從三位兵部卿。于時皇統無嗣、未有其人、而紀朝臣益女以巫鬼（豊の悞）著、得幸和氣。心挾窺窻、厚賂幣物、參議云々、粟田道麻呂、兵部大輔云々、大津大浦式部員外少輔石川永年等、與和氣善、數飲其宅、道麻呂時與和氣密語、而道麻呂佩刀觸門屏折、和氣即遣以裝刀、於是人等心疑、頗泄其事。和氣知之其夜逃竄、索獲於率河社中。（神名帳に、大和國添上郡率川坐大神御子神社三座、率川阿波神社、大和志に、上なるは在南都子守町、阿波神社在同所西紺屋町）流伊豆國、到于山背國相樂郡、絞之、埋于狛野。（和名抄に、同國相樂郡に、大狛、下狛郷あり。山城志に、和氣墓、在狛村、土人稱石冢。）又絞益女於綴喜郡松井村。（山城志に、綴喜郡今有松井村、名勝志に、在八幡山巽大住村北、とあり。）

〔註〕此も天皇の御姪に坐す故にぞ有りけむ。詔詞解に、藤原永手大臣傳に、道鏡因播籍恩、私勢振内外、自廢帝黜宗室有重望者、多懼非辜、日嗣之位遂且絕矣。道鏡自以寵愛隆渥、日夜僥倖非望。〔勝隆按に、永手大臣傳の訓點は、詔詞解

史の文面  
に虚飾あり

のまゝなるが、望之説に、播字恐衍といふ、點は一本に黜とあれば、因播籍恩私、勢振内外、自廢帝黜宗室有重望者とよむべくこそ』とあると、寶龜二年九月、和氣王男女、大伴王、長岡王、名草王、山階王、采女王并復屬籍、とあるとを合せて思へば、この和氣王を、謀反といひなして、かく罪におとしも、道鏡奴が誣ひたるしわざにぞ有りけらし、と有るにて、此頃の史の文面は、更に直には信くべからざる事の多きを知るべし。因に云ふ、源平盛衰記に、新大納言成親卿流されの段に淡路の繪島を見給ふにも、昔廢太子の遷されて、波に朽ちせぬ繪島をば、誰筆そめて寫しけむ、と昔語りしいと悲し、とあるは何の太子にや、若くは此天皇には坐さるゝにや。

また同十月庚辰、（廿二）淡路公不勝幽憤、踰垣而逃。守佐伯宿禰助、掾高屋連並木等、率兵邀之、公還、明日薨於院中、

〔註〕水鏡に、寶字九年に、淡路廢帝國土をのろひ給ふによりて、早大風吹きて、世の中わるくて、飢死ぬる人多かりと申合ひたりき。十月に、廢帝恨の心になへず



して、垣を越えて逃げ給ひしに、國守兵を起して止め申し、かば、かへり給ひて、  
あくる日うせ給ひにき。帝王編年記に、十月崩御、年三十二、奉葬淡路國三原郡、  
水鏡皇年代略記には、三十三とせり。公卿補任にも、十月淡路天皇崩于廢所、或  
物に、天皇を縊り殺し奉るとあるは、若くは和氣王の事を混傳へしには非ざるか。  
されど崩りまし、狀のいと恠しくは聞ゆるなり。

また寶龜三年八月丙寅、<sup>十八</sup>遣從五位下三方王、外從五位下土師宿禰和麻呂及六位  
已下三人、改葬發帝於淡路。乃屈當界衆僧六十口、<sup>チ</sup>設齋行道。又度當處年少稍有  
淨行者二人、常廬墓側、令修功德、また同九年三月己巳、<sup>廿三</sup>勅、淡路親王墓宜稱  
山陵、其先妣當麻氏墓稱御墓、充隨近百姓一戶守之、と見え、延喜諸陵式に、淡路  
陵、廢帝、在淡路國三原郡、兆域東西六町、南北六町、守戶一畑、今加集村字右馬目山に在りといふ。また淡  
路墓、當麻氏、在淡路國三原郡、兆域東西二町、南北二町、守戶正丁五人とあり。

〔註〕彼國人藤原近義が記せる淡路常磐草に、三原郡賀集鄉賀集中村に在りて、今  
天王森とも、或は杉尾森とも云ふ。周圍二百七十間許、其東西は山に添ひて池あ

廢帝御陵

り、界内に廢天王神祠あり、神宮寺あり、修驗の僧住す。社南に最高き所を高場と  
いふ。則尊柩を藏め奉る所なるべし。丘陵綠樹茂る。當麻氏の御墓は、同郡鍛冶  
屋村と筒井村との堺、馬目にあり。天王森より五六町も南にて、丘下に池あり。  
また十一箇所村、野邊の宮とて、總社の東に小祠あり、天皇を祭るといふ。界内七  
百歩計りありて、樹竹生ひたり。按ふに、此に配流し給ふ時、國府の側なれば、幽居  
まし、一院の在りし所にても有るべし。又同宮の少し東に、二百歩計りの林  
叢あり、小高き所に古松あり、里人は帝の陵といふ、或は先に殯葬し奉れる所にて  
も有るべし。又津名郡郡家中村に、内裏といふ所を、皇居の址なり、御衣塚とて、  
崩後御衣を藏めし所と、村人言傳ふるは謬なるべしとあり。山州名跡志に、塚  
本社、在山城國紀伊郡伏見街道法性寺南東方路傍、所祭廢帝靈神、稱塚本、此地  
其陵にて、社を立陵前の謂なり。陵體人家の後に見ゆ、とも云へれど、いかゞあ  
らむ。さて鈴屋大人の論に、凡て此高野天皇の御世の程は、禍神の心のいかに荒  
びにあらびたりけむ、比ひなき禍事ども多く、殊に道鏡が事は、神代より比ひな



く、いはむかたもなき大禍事にぞ有りける。かゝる甚しき亂は、實に三寶の驗、最勝王經、梵天帝釋、四大天王の不可思議、威神の力の守護にこそは有りけめど、いともくゆるしく、あさましくなむ、と説れたるが如し、實に聞見るにたへぬ事のみなりかし。

### 小野朝臣篁卿

わたの原てるつきかげの赤ければはやこぎかへすおきの流れぎ

此卿の事、文德天皇實錄に、仁壽二年十二月の條に云、癸未壬戌朔にて、廿二日なり。參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、篁參議正四位下岑守長子也。

系圖に、葛緒と兄弟の系を載す。姓氏錄の左京皇別に、小野朝臣、大春日朝臣同祖、彦姥津命五世孫、しとむつさおほおかの米餅搗大使主命之後也。大德小野臣妹子家たかね于近江國滋賀郡小野村、因以為氏、日本紀合。

〔註〕此氏、系圖に此を敏達天皇皇子の春日皇子に係けたるは、或本に、大德の上に、

其後敏達天皇二世と有るに因れる誤と聞ゆ。そは極めて御世と有りしを、三の字に誤れるにこそ。和名抄に、近江國滋賀郡眞野郷、式に、同郡に小野神社、孝昭天皇紀に、天押帶日子命者、小野臣之祖、天武天皇紀に、十四年小野臣賜姓曰朝臣とあり。系圖に依るに、妹子臣の子毛野、その子永見、その子岑守とあり。これ此卿の父なる事、已に引ける御紀の如し。

岑守弘仁之初為陸奥守、篁隨父客遊、便於據鞍、後歸京師、不事學業。嵯峨天皇聞之歎曰、既為其人之子、何還為弓馬之士乎。篁由是慚悔、乃始志學、十三年春奉文章生試及第、天長元年拜巡察彈正、二年為彈正少忠、五年遷為大内記、七年為式部少丞、九年授從五位下、拜太宰少貳、古今集目錄に正有詔不許之官、其夏喪父、哀

毀過禮、十年為東宮學士、目錄に十二月十三日とす。俄拜彈正少弼、承和元年為聘唐副使、續日本後

和元年春正月壬子朔、庚午云々、是日任遣唐使、以參議從四位上右大辨兼行相模守藤原朝臣常嗣為持節大使、從五位下彈正少弼兼行美作介小野朝臣篁為副使、判官四人、錄事三人、公卿補任にも、承和元年正月十九日遣唐副使とあり。明年春授從五位上兼備前權守、數月拜刑部大輔、三年授正五位下、五年春聘唐使等四舶次第泛海、而大使參議從四位上藤原常嗣所駕第一舶水沃穿缺、有

官位漸く進む



詔、以副使第二船、改爲大使第一船、篁抗論曰、朝議不定再三其事、亦初定船次第之曰、擇取最者爲第一船、分配之後再經漂廻、今一朝改易、配當危器、以己福利代他害損、論之人情是爲逆施、既無面目、何以率下、篁家貧親老、身亦尪瘠、是篁汲水採薪當致匹夫之孝耳。執論確乎不復駕船、近者太宰鴻臚館有唐人沈道古者、聞篁有才思、數以詩賦唱之、每視其和、常美艷藻。

承和三年五月己亥朔庚子紀に、授無位小野神從五位下、依遣唐副使小野朝臣篁申也。【また、二月庚午朔、廢務爲遣唐使祠天神、地祇於北野也、丙子遣唐使奉幣帛賀茂大神社とも見ゆ。】此より先、同元年二月壬午朔、辛丑の條に、小野氏神社在近江國滋賀郡、勅聽彼氏五位已上每至春秋之祭、不待官符永以往還。また、四年二月甲午朔、癸卯の條に、是日勅聽大春日布瑠栗田三氏五位已上准小野氏春秋二祠皆不待官符向在近江國滋賀郡氏神社、

〔註〕師説に、この二つの勅に、不待官符と宣へるは、氏神の祭祀を重むじさせ給ふ御文にて、殊に尊き御事なりかしと、なほ委しく玉襷に説はれたるを見

るべし。さて古くより、小野氏は滋賀郡に住まれし事、姓氏録と合見て知るべし。神名式に、山城國愛宕郡にも、小野神社二座とあるは、近江のを移されしにや、小野毛人朝臣の墓版の高野村に在るにて、此氏人の此に住まれし事知るべし。河海抄に、小野は大原也、仍比叡坂下といふ、小野郷内大原村也、布蔭といふ物に見えたり。花鳥餘情にも、山城國に小野里二つあり、宇治郡にも、愛宕郡にもありと云ふ。小右記に、小野郷賀茂上社領、また小野山ともあり。奇遊談といふ物にも、小野とは右の地なりとて、夫木集に、隆實、八瀬川をせいのるせきにせきとめて、水ひきかくる小野の苗代とある八瀬川も、此里にあり。井蛙抄に、石藏の小野の秋津は山城と記せり。石藏も此より廿町ばかり北なり。名寄に、雅成、石藏の小野に立出でて眺むれば、秋津のかたは猶しぐれけり。勝隆按ずるに、勝地吐懷編に、新後拾遺、花薄誰をとまれと石藏の、小野の秋つに人招くらん。是は、萬葉第七、寄雲歌に、石藏の小野ゆ秋つに立ちわたる、雲西も在れや時としまたん。小野ゆは小野よりといふ古語なり、石倉山よりといふなり、此歌



をとりて詠まれたり。秋津は秋津野とも秋津川ともよめる所にて、大和國吉野郡なれば、岩藏小野も同國なるべし。神名帳に、高市郡に石椋神社有り、高市郡と吉野郡とは續けり、依りて秋津に立渡ると詠めれば、そのあはひなりとおぼし、といひ、名所棗にも、岩倉小野、大和高市郡とあり。

と見え、明月記寛喜二年十一月十一日の條に、傳聞、近江小野社、依本主死去内裏二品、依宣旨、知行、下遣使者之處、基忠入道補寄山門所、目前當宮仕法師下向、追出二品使者、山僧偏謀反歟。抑乳母猶如此ともあり。世はさばかり盛えまし、御社も其氏人も、かく衰行きまし、また僧山のあらびしほどの思ひやられて、うれはしきまゝにぞ。

隱岐に配  
流せられ  
問もなく  
許さる

六年春正月、遂以捍詔、除名爲庶人、配流隱岐國、古今集目錄には、五年十二月十五日停官位、配流隱岐國、公卿補任も此に同じ。在路賦謫行吟七言十韻、文章奇麗、興味優遠、知文之輩莫不吟誦、凡當時文章、天下無雙、草隸之工、古二王之倫、後生習之者皆爲師模。七年夏四月、有詔特徵、八年秋閏九月敍本位、古今目錄に、閏九月敍正五位下、補任に、七年四月召返、六月入京、被黃衣以拜謝、同八年閏九月十九日、復本位正五位下とあり。十月任刑部

大輔、九年夏六月爲陸奥大守、秋八月入拜東宮學士、其月兼式部少輔、十二年春正月授從四位下、于時法隆寺僧善愷、告少納言登美真人直名爲寺檀越、枉法狀、訴之太政官、官加訊鞠、漸將讞斷、而世論嗷々、爲善愷成私曲、由此朝廷更論此事、延至分爭、名例律私曲相須之二義、或以爲一、或以爲二、辨官上下還羅其網、遂令明法博士讚岐朝臣永直考之。考曰、私曲兩犯一に字と作る、混處一科、是相須之儀也。當今之事、只有一犯、不足結罪、事未斷畢、十三年五月爲權左中辨、新關其事、即據律文、以爲私與曲明是二也、若私若曲、有一於此、未免其罪。而連涉日月、不肯決斷。仍上請議定私曲律義之表、並所執狀、以糺法處之不熟律義、明辨官之可處私罪。篁初恨此論之不平、作傷時詩卅韻、寄參議滋野朝臣貞主、後重令諸儒傍議。其文曰、被右大臣宣稱、奉勅據參議小野篁朝臣上表、及所執律文義、定可考申、謹依宣旨覆案律文、公罪謂緣公事致罪而无私曲者、疏云、私曲相須、公事與奪、情无私曲、雖違法式、是爲公坐云々。私罪條疏云、私罪謂不緣公事、私自犯者、雖緣公事、意涉阿曲、亦同私罪者。由此案之、私者不緣公事、自犯之名、曲者雖緣公



事、意涉阿曲之謂也、相須則私與曲二事相待之理、然則无私无曲可爲公罪、一私一曲不免私罪。而永直等說云、私曲者謂私之曲相須者、合私曲兩字爲一義、以連讀之意云々者、文義相錯、公私不分、此說之迂難、可據信、篁朝臣所執誠爲允愜、九月遷左中辨、十四年春正月爲參議、四月兼彈正大弼、十五年春正月兼信濃守、夏四月又兼勘解由長官、嘉祥元年夏四月轉左大辨、餘皆如故、明年春正月加從四位上、夏五月以病辭官歸家。三年四月加正四位下、仁壽元年春正月遙授近江守、明年春病瘳、後爲左大辨、後又病發不朝。天皇深爲矜憐、數遣使者診視病根、賚賜錢穀。冬十二月就家敍從二位、及困篤命諸子曰、氣絕則殮、莫令人知、薨時年五十一、篁身長六尺二寸、家素清貧、事母至孝、公俸所當皆施親友。〔拾芥抄に、卿家西京なる二條北、西猪熊東にあり。〕とあり。右に見えたる如く、遣唐使に差されしは、承和元年よりの事なるを、同五年十二月乙酉乙亥紀に、是日勅曰、小野篁内舎綸旨、出使外境、而稱病故、不遂國命、准據律條、可處絞刑、宜降死罪一等處之遠流、仍配流隱岐國。初造船使云々、於是副使篁怨懟、陽病而留、遂懷幽憤、作西道謠、以刺遣唐

西道謠を  
作りて遣  
唐使を刺  
る

之役也。其詞牽與一に率與と作り、或云、與は而の譌か。多犯忌諱、嗟峨太上天皇覽之大怒、令論其罪、故有此竄謫、また、辛亥追小野篁所帶正五位下之告身。

〔註〕西道謠の事に就いて思出でたり、西田直養漫筆に、南遷冤士が詩に、百年公議果何其、一世誰分素與緇、幸有同人能識別、此冤應報聖君知、強舉毫差句大謬、一辭不盡即天涯、憤魂怨魄乾坤駐、死去又無消散時、非有上天能下矜、終身何耐作□□、といへるは、丸龜に蟄せる鳥居甲斐守なるべしとて、此卿の事を引出でたるを、己も遷謫の身と成りて、同病相憐むといふ思をなすまゝになむ。

古今集に、此卿の隱岐國に流されける時に、船に乗りて出立つとて、京なる人のもとにつかはしけるとして、わたの原八十嶋かけて漕ぎ出でぬと、人にはつげよ海士のつり船、又おきの國に流されて侍りける時によめる、思ひきやひなの別れにおとろへて、あまの繩たきいざりせむとはともあり。今昔物語に、ほのくゝとあかしの浦の云々の歌をも、此卿の隱岐へ出立たれし時の事とす。藤井氏もいへるが如く、げにさぞ有りけむ。隱岐名勝志に、鳥前なる豊田村のだといふ所の海邊



に地あり。是卿の住み給ひし所なりとぞ。在井權守といふ者の娘と契りて、一子を生む。歸洛の後京に迎へられしとか。其跡は荒野と成りて、今も小松に幣結ひ添へて置けり、名をおはけといふ。其譯を知る者も稀なり、古の詞なるべし。其近き海士村に、金光寺といふ山寺あり、此所に時々遊び給へり、卿の歌といひ傳ふるもあり。【玄道按ふに、己が舊里伊豫國喜多郡わたりに神祭の時に、竹にさゝを付けながら立て、それに注連はへて燈を奉るを、おはけと唱ふ。決めて右に同じ詞なり。神代紀に、術字をバケとよみ、古物語類にも、しかいふことの見ゆるに合せて思へば、ハケとは變化の義にて、元神威を稱へたる詞にこそ有りけめ。】視聽合記に、隱地郡の那隅村光山寺てふ寺僧の談とて、「昔篁卿當國に左遷して、初は嶋前の豊田に住みしが、後は爰に移り、歸朝の祈の爲とて、此地藏を刻む、手澤今に新なり。又一妾を納れて、既に娠める時に、大赦に遇ふ。卿妾に告げて曰、「宿縁此の如し、然れども義携へ歸るべからず、産平ならば、此佛を以て其子の守とせよ、必富貴なるべし、自重すべし」とて、別れて歸去りぬ。その遺腹の末とて、今に

黄衣を著して京に歸る

此國に多し、謂ゆる那隅の長某、雲州日御崎の社司なりといへり。

同七年の紀に、六月乙巳朔、辛酉、流人小野篁入京一作被と披一作被と黄衣以拜謝と見え、水鏡にも「六月に小野篁めし返されて、いまだ位もなかりしかば、黄なるうへのきぬを著てぞ、京へはいれりし」といひ、今鏡に、「一宮の御元服のは、黄なるを奉りけるなるべし。位まだ允させ給はねば、黄なる衣ぞ實にもおはしますらむ。無位の人黄袍なるべければ、小野篁が隱岐より歸りて作りたる詩にも、請ふ菊を愛せば我を看るべし、白きことは頭に在り、黄なることは衣に在り、などを聞え侍りし。神の社の黄狩衣なども、位なき上のきぬの心なるべし」といひ、撰集抄に、「仁明の御時、野相公咎にあたりて隱岐國へ流され侍りけるに、萬里東來何再日、一生西望是長襟」と作れり。御門聞召されて、流罪を留めたく思召されけれども、繪旨已に下り侍りける程に、力なくて流遣され侍りぬ。次年召返されけるに、去年の再日の名句によるとぞ仰下されける。」といひ、江談抄に、「嵯峨天皇一日河陽館に行幸ありて、閉閣唯聞朝暮鼓、登樓遙望往來船、といふ一聯を得給ひて、此を篁に示し給ふに、篁白く、聖

文才によ  
りて救さ  
る



箕と白居易の詞藻

作恰好、但し遙字を空に改め給はゞ更に妙ならむ。天皇驚きて曰く、是實は白居易が句にて、本空とあり、抑爾と居易と異域同情か、感興餘有りと詔ふ。箕莞爾として退る。時に白氏文集一部初て舶來り、御府に藏りて、世人未だ是を見ざりしとぞ。又箕卿と居易と互に才名を相聞いて相見ず。居易死後に、彼文集渡來る中に、此卿作と同句三あり。野草芳菲紅錦地、遊絲繚亂碧羅天、野蕨人拳手、江蘆錐脫囊、また、元和小臣白樂天、觀舞聞音知樂意、等の句なり。故に天下舉りて箕卿を珍重す、といへり。

十列冷物の

河海抄に箕記を引きて、十列の冷物として、師走の月夜、同扇、同蓼水、老女の假粧けはひ、女の酔ひたる、胡瓜の老たる、法師の酔ひまひ、酒まき神樂、勅使被打囚、競馬、昆崙八仙舞の畫、と見えたるは正しき物にや。

足利學校の創設といふ疑はしむ

〔註〕鎌倉大草子に、上州足利の學校は、承和六年に小野箕上野の國司たりし時の建立なり。今度安房守憲實、足利は公方御名字の地なれば、學領を附し、諸書を納め、學徒を憐愍す。また、武州金澤の學校は、北條九代の繁昌の昔、學問ありし舊

跡なり。此比諸國大に亂れて、學道も絶えたりしかば、此金澤文庫を再興し、日本一所の學校と爲る。西國・北國よりも學徒多く集る、とあり、此れ源成氏が時なり。金澤は、北條實時・顯時等が創建せること、憲實の事跡とも、右文故事に委しく記せり。桂林漫録に、足利學校は、淳和帝天長九年八月五日、小野箕勅を奉じ草創有りし學校なり。志學階梯にもしかいひ、又後世今の所に移せりともいふ。そのかみ京都・太宰府・下野の學官を、三府の學館といひしとぞ。今の造營は國初の普請と聞ゆ。天正十九年豊臣秀次公、足利學校文庫に在りし藏書を、洛の相國寺の中園光寺の學校に移すとあれば、足利學校の書は多く園光寺に在り見えたり、ともいへり。さて件の足利は、箕卿のとは言ひ傳ふれど、承和六年に國司と成られし事御記に見えねば、此を疑へる説もあり。林道春の説に、按東州武人之諸氏、出自小野姓者不少、蓋岑守父子任奥州大守時、其種類遺留者歟。又足利學校、世傳稱箕之所嘗居也、後爲學舍而居此者、教授年久、其牌記曰先生焉、其流風可以觀也。安房守藤原憲實寄進五經注疏、以爲足利學校什物、余嘗得見其書、亦可



足利學校  
は義兼の  
創設なり  
と云ふ説

「嘉焉。」和漢三才圖會には、小野篁建之云々、經奏營學校於諸國、置孔子及十哲像、令儒學盛行。然後世不相續、唯存當國一處耳。是且守明堂儒生乏而入釋氏、令兼學焉。足利義兼再興堂社、招入理眞、學眞言、後或濟家僧住持、鎮守八幡宮義兼建立。國華萬葉記に、學校、古仁明天皇の御宇、小野篁開基、異朝傳來先聖十哲之畫像並樂器の圖有り。古本朝普く儒典を弘む。篁英才に勝れたり、文章博識の功を施して、諸國六十餘州に、盡く學校を置く。然れども道遠く人薄くして、自ら明極を立つるに足らず、朦々として道學を失し、文教疲弊せる故にや、諸學盡く衰廢、只當郡一校のみ残れり。又明堂を守るの明師あらず。此時例を異朝に延きて、釋門の智識をして、入りてこれを主職たらしむる事、今に至りてしかりと也。しかりとすと雖、猶往々に將軍家の明禁を存して、沙門堂を護持しながら、老莊列佛の四流を堂内に用ひまじふる事を許さざるなりと、足利上堂に臨壇入學を經し學士のかたられし。師職の住儀は、禪宗にして濟家なりといへり。又先書に舊記を引きて云、當堂は足利義兼建立、理眞上人を師として、密宗を學

篁の墳墓

す。鎮守八幡宮百餘年にして回祿す、又尊氏建立といへり、と見え、大草某の權爐偶談に「寓岩の話に、足利學校を小野君が建つるといふはいと疑はし。足利義兼の建てしを、いかにも古く云爲さむとて、篁と云ひしも知るべからず。學校に篁朝臣束帶の像あり、孔子の像もあり。厨子の中に在りて、常には開く事なし。鏝阿寺は、學校の西にあり。足利義兼の建立也。義兼祝髮して鏝阿と號す」とあり。寓岩は、下野國宇都宮の人にて、井上信好といへり。總常日記に「常陸國河内郡となりぬ。太田村に土岐某の城跡あり。いさゝか高き所に、から堀あり。此城あとの左五六町行きて、小野にいたりぬ。慈雲山逢善寺といふは云々、此寺の門のかたへに、杉の大木たてる所を、村人は小野小町の墓といへど、寺のつたへにはしからず、小野篁ぬしのみたまをまつれる也といへり。そはいかになれば、此小野は、曾て篁ぬしのでしらす處にして、篁ぬし都にて身まかり給ひしよしを聞傳へて、村人あつまりて、かりにみはかぶりのまねびして、かく墓所をばなしとなり。そを後に傳へひがめて、小町が墓也といふ也と、勘解由かたれり。されど小



野の姓は、新撰姓氏錄に、大德小野妹子、家子近江國滋賀郡小野村、以爲氏、とあればこの小野によりて小野の姓に引きあていはんこと、いかゞあらんと見ゆ。

篁に關する傳説

江談抄に、野篁爲閻魔廳第二冥官事云々、其後經五六箇日、篁參結政剋限、於陽明門前爲高藤卿被切車簾鞞等云。于時篁左中辨也、卽篁參高藤祖父冬嗣亭、令申子細之間、高藤俄以頓滅云。篁卽以高藤手引發、仍蘇生。高藤下庭拜、篁云、不覺俄到閻魔廳、此辨被坐第二冥官、仍拜之也云、と見え、今昔物語にも、今昔小野篁といふ人有り、學生にて有りける時に、事有りて公け過を被行けるに、其時に西三條大臣良相と申しける人、宰相として、事に觸れて篁が爲に吉事を宣ひけるを、篁は心中に喜しと思ひて、年來を經る間、篁宰相に成りぬ。良相の大臣も〔大臣〕に成りぬ。然る間、大臣身に重き病を受けて、日來を經て死給ひけり。卽ち閻魔王の使の爲に被擲て閻魔王宮に到りて、罪を被定るに、閻魔王宮の臣共の居並びたる中に、小野篁居たり。大臣此を見て、此は何なる事にか有らむと、恠しく思えて居たる程に、篁笏を取りて王に申さく、此日本の大臣は、心直にして、人の爲に吉事する者な

り、今度の罪己れに免し給はらむ。王此を聞きて、宣はく、此極めて難き事なりといへども、申請ふに依りて免し給ふと、然れば篁此擲めたる者に仰せ給ひて、速に可將返と行へば、將返ると思ふ程に活きたり。其後病暫く止りて、日來を經るに、彼冥途の事極めて恠しく思ふといへども、人に語る事無し。只篁にも問ふ事無し。然る間、大臣内に參りて、陣の座に居給ふに、宰相篁兼ねて居たり、又人無し。大臣只今吉き隙也、彼冥途の事問ひてむと、日來極めて恠しく思ひつる事なりと思ひて、大臣居寄りて、忍びて篁の宰相に云く、日來も便無くて不申、彼冥途の事極めて難忘し、抑、其れは何たる事ぞと、篁此を聞きて、少し頰咲みて云く、先年の御〔吉事〕の喜しく候ひしかば、其喜びに申したりし事也、但此事人に不被仰、彌恐れて不可被仰、此未だ人不知事也。大臣此を聞きて、彌よ恐れて、篁は只人にも非りけり、閻魔王宮の臣なりけりといふ事を始めて知りて、人の爲に可直なりとぞ、諸人に勸に教へ給ひけるともあり。

〔註〕色葉字類抄に、珍皇寺愛宕寺、參議小野篁卿建立、土俗云、此寺者、山城國分



寺云々、篁卿閣魔廳衆、本朝賢臣爲此寺檀越、依此緣修孟蘭盆、誦經等、篁卿冠牙笏位袍等累代之寶物、納置寶藏、去永久年中本寺炎上次燒失畢、といひ、同物語にも、此卿愛宕寺を造られし事見ゆ。月刈藻集に、「人の夢に、篁乘車愛宕寺塔邊に到る、大地破割く、其中に車共に墮入りて、永不殘跡を見る」とあり。俗にこゝより卿が冥府に通はれしといひ傳へ、七月十日頃より、凶靈迎へとて、都人の詣づる事は、かゝる事よりいひ初めしにや。今も彼邊に卿像もあり。廿とせ餘の昔にや成りぬらむ、國分某が住める頃、己もかしこに僑居せし事の有りけるを思ひいづるまゝにぞ。さて近代の物にも、冥府にて、此卿に、此邊にて死し者の逢へることを記せる物あり。此卿よ、かにかくに非常の人にぞおはしける。河海抄に、紫式部が墓所は、在雲林院、白毫院の南、小野篁墓西也。雍州府志に、在大原上野郷、其邊有舊址、篁時々來棲此處云。案、家領在此處乎、山州名跡志に、葛野郡に、小野篁社在東河内民居坤二町許、社南向、社記未詳、土人爲產土神、例祭九月十六日、有神輿一基、またその邊に、道風社もあり。此は卿の兄葛絃ぬしの子と

箸の墓

系圖などに見ゆ。

### 紀夏井朝臣

月かげをなつるの水にやどしけむ心あかさくみてこそしれ

三代實錄貞觀八年九月廿二日の紀に曰く、夏井者左京人、美濃守從四位下善岑之第三子也。

紀氏系圖に依りて考ふるに、建内宿禰命の子木菟宿禰、その子真鳥宿禰、その子玆麻臣、其子根咋臣、真咋臣、真咋臣の子小足臣、次に鹽手臣、次に大口臣、次に大人、次に園益、次に諸人、次に麻呂、その子飯麻呂、本名奈良麻呂、鎮守府將軍、大和河内常陸守、太宰大貳、大藏卿、右京大夫、右大辨、參議、從三位、天平寶字六年七月七日薨、其子古佐美、正三位大納言、其子廣濱、上野肥前守、按察使、右大辨、太宰大貳、大學頭、參議、弘仁十年二月七日薨、その子善岑、藏人美濃守、從四位下、とあり。

夏井眉目疎朗、身長六尺三寸、性甚溫仁、雅有才思。承和初、以善隸書待詔於授文堂、就參議小野朝臣篁、受用筆之法。篁歎曰、紀二郎可謂真書之聖也、文德天皇卽

夏井の家系

紀夏井朝臣



夏井大徳  
帝に知遇  
せらる

位、詔徴見之、夏井衣履疎弊、左右見者咸笑之。上曰、是疲駿也、非汝所知、遂有殊寵、嘉祥二年七月擢拜少内記、仁壽四年兼美濃少掾、讓之異母兄大枝、齊衡二年轉大内記。是年秋九月授從五位下、遷爲右少辨、上以其忠正清貧無宅、賜宅一區。夏井秉志忠直、時有規諫、上以此逾重之。四年春加從五位上、兼播磨介、俄而兼式部少輔、未幾轉右中辨、式部少輔播磨介如故。夏井天性聰敏、臨事不滯、恩寵優渥、任用轉重、内外機務多所輔益。〔史鑑に、夏井雖賢、而不遇文德、則無以見其才美、而名播於後世矣。信乎韓愈之言、世有伯樂、然後有千里馬、文德以疲駿目夏井、果得千里之能、可謂能知人矣。〕天安二年八月、文德天皇晏駕、夏井出爲讚岐守、政化大行、吏民安之、境內翕然不忍相欺、秩滿將歸、百姓相率詣闕乞留、因斯更留二年、黎庶殷富、倉廩充實、於是新造大藏於國郡、總四十字、皆糴納以爲不動之蓄。及去吏民送別者、贈遺甚多、夏井一無所受、歸都之後、米完玩好以送其家、夏井唯留紙筆、悉返其餘。貞觀七年拜肥後守、母石川氏聞而哭之、人問其故、答曰、吾聞肥後風俗、國宰至清身必不全、吾子其不終乎、有異母弟豐城、夏井以其放誕、數加督責、豐

善政を行  
ふを以て  
庶民留任  
を乞ふ

緣坐して  
土佐に流  
さる

城苦之、遂託身大納言伴宿禰善男、應天門火、善男坐、以男中庸行、火燒之、父善男應知之焉。豐城爲善男之從、夏井爲豐城之兄、轉相緣坐、被處遠流、夏井隨使出境、肥後民遮路悲哭、如喪考妣。夏井私歎曰、凡法律、所謂首從之坐、必有差降、予是從之兄、亦緣坐也、今與善男同配遠流、何其無別哉。向土佐路、過讚岐境、百姓男女老少皆棄其室、逢迎道路、數十里之間哭聲相接。數年母亡、夏井至孝冥發、居喪過禮、建立草堂、安置骸骨、晨昏之禮無異生時、本自崇信佛理、至是於草堂前、每日讀大般若經五十卷、以終三年之喪。〔異域同日譚に曰、相似たるは宋尹彥明、以其母所訓、日々金剛經を誦す、其至孝乃操志、諸儒其儒佛混同する事を尤めず、還りて是を嘉尚せり。宜なる哉、孝は百行百善の第一、和漢共に同じ、追舊はあまたなれど、かゝる風致亦まれなり。〕夏井兼能雜藝、尤善圍碁、伴宿禰少勝雄以善弈碁延曆聘唐之日、備於使員、以碁師也。〔管カ〕堂父善岑爲美濃守、少勝雄爲介、夏井時年十餘歲、習圍碁於少勝雄。一二年間殆超于少勝雄、又善射覆、文德天皇與宮人爲藏鈎之戲、一鈎藏在百手之中、密令夏井筮之、撰著布卦曰、有少女、著青衣、以白花拜首者、鈎在

夏井諸藝  
に通達す



其左手中、帝乃探得大悅焉。又聞（た）醫藥之道、配土佐之後自往山澤探藥、合練以施民、民多得其驗。嘗有一人、中風被髮狂走、夏井與一匕散藥、以令服之、此人立癒、其效皆此之類也、とあり。此火事は、同年閏三月十日乙卯夜、應天門火、延燒棲鳳翔鸞兩樓、と見え、八月三日乙亥、左京人備中權史生大初位下大宅首鷹取、告大納言伴宿禰善男、右衛門佐伴宿禰中庸等、同謀行火燒應天門。また、廿九日辛丑、禁右衛門佐從五位上伴宿禰中庸於左衛門府、是日拷訊殺大宅鷹取女子者生江恒山。卅日壬寅、拷訊與恒山同謀者伴清繩。并是大納言伴宿禰善男之僕從也。【古事談に、伴大納言坐事之日、大納言南淵魚名參議菅原是善等奉、於勘解由使局推問之、更以不承伏、即詐令人謂曰、息男佐已以承伏畢、何獨不然哉、善男聞之、口惜男かなとて、承伏云。】また、九月廿二日甲子、云々、是日、大納言伴宿禰善男、右衛門佐伴宿禰中庸、同謀者紀豊城、伴秋實、伴清繩等五人、坐燒應天門、當斬、詔降死一等、并處之遠流、善男配伊豆國、中庸隱岐國、豊城安房國、秋實壹岐島、清繩佐渡、相坐配流者八人、從五位上行肥後守紀朝臣夏井配土佐國、とあり。さて江談抄に伴氏文と引きて、伴大納

弟の罪に  
坐す

言は本者佐渡國百姓也とあれど、新井君美も言へる如く、信けがたき説なり。又同氏文の次に、彼國の郡司に従ひてぞ侍りける。其に彼國にて、善男夢に見る様、西大寺と東大寺とに跨りて立ちたりつと見て、妻の女に語此由。妻云く、みる所の夢は、胯をさかれぬと合する。善男驚きて、無由事を語りぬと恐れ思ひて、主の郡司の宅に行向ふに、件の郡司極めたる相人にてぞありけるが、年來はさしもあらで、俄に夢の後朝行きたるに、取圓座出向ひて、事の外に饗應して、召昇せければ、善男成恠て、又恐る様、我をすかして、此女のいひつる様に、無由事に付、胯さかむするにやと思ふ程に、郡司談りて云ふ、汝は高名の夢想見てけり。然るを、無由人に語りければ、必大位に至るとも、定めて其徴故に、不慮の外、事出来て、坐事歟といひけり。然間、善男付縁て京上りしてありける程に、七年といふに、大納言に至りける程に、彼夢合たる徴にて、配流伊豆國云。此事祖父所被傳語也。又其後に、廣俊父の俊貞も、彼國の住人語りしなりとて語りきと云ふ。又宇治拾遺物語に「今は昔、水の尾御門の御時に、應天門焼けぬ。人のつけたるにはむ有りける。其を伴善男といふ

伴善男出  
身に關す  
る傳説



伴善男天  
門と焼く  
ころ

大納言、此は信の左大臣の所爲なりと、大やけに申しければ、其大臣を罪せむとせさせ給ひけるに、忠仁公、世の政は御弟の西三條の右大臣良相に譲りて、白河に籠り居給へる時にて、此事を聞驚き給ひて、御烏帽子直垂ながら、移の馬に乗り給ひて、乗りながら、北の陣までおはして、御前に参り給ひて、此事申す人の讒言にも侍らむ、大事になさせ給ふこと、いとことやうの事也、かゝる事は、返すべくよく糺して、眞事空事顯はして行はせ給ふべきなり」と奏し給ひければ、眞にもと思召して、糺させ給ふに、一定も無き事なれば、免し給ふよし仰せよとある宣旨うけ給はりてぞ、大臣は歸り給ひける。左の大臣は、つゆ犯したる事も無きにかゝる横ざまの罪に當るを思し歎きて、日の装束して、庭にあら薦を敷きて、出でて天道に訴へ申給ひけるに、免し給ふ御使に頭中將馬に乗りながら馳せまうでければ、急ぎ罪せらるゝ使ぞと、心得て、一家なきのゝしるに、ゆるし給ふよし仰せかけて歸りぬれば、又歡泣き夥しかりけり。免され給ひにけれど、大やけに仕う奉りては、横ざまの罪出できぬべかりけりといひて、ことに本のやうに宮仕もし給はざりけり。此事は、過ぎにし秋

の頃、右兵衛の舍人なる者、東の七條に住みけるが、官に参りて、夜更けて家に歸るとて、應天門の前を通りけるに、人のけはひしてさゝめく。廊の掖に隠れ立ちて見れば、柱より、かゝり降り降るゝ者有り。怪しくて見れば、伴大納言也。次に子なる人降る、また次の雑色豊清といふ者降る。なに業事一に何業すにあらむと、つゆ心も得で見ると、此三人おりはつるまゝに、走る事限りなし。南の朱雀門さまに火あ走りていぬれば、此舍人も家さまに行く程に、二條堀川の程行くに、大内の方に火有りとして、大路のゝしる。見かへりて見れば、内裏の方とみゆ。走歸りたれば、應天門のなからばかり燃えたるなりけり。此のありつる人等は、此火つくとて登りたりけるなりと心得て有れども、人の極めたる大事なれば、あへて口よりほかに出ださず。其後左の大臣のし給へる事として、罪かうぶり給ふべしといひのゝしる。一に罵ればとあ。あはれしたる人のあるものを、いみじき事かなと思へど、言出だすべき事ならねば、いとをしと思ひありくに、大臣ゆるされぬと聞けば、罪無き事は終に逃るる者なりけりとなむ思ひける。



吏部王記  
の逸文

〔註〕大鏡裏書に云、太子續位後、應天門有火。良相右大臣、伴大納言計謀、欲退信大臣、共參陣座、時後太政大臣爲近衛中將兼參議、良相大臣急召之仰云、應天門失火左大臣所爲也、急就第召之。中將對云、太政大臣知之歟。良相大臣云、太政大臣偏信佛法、必不知行如此事、中將則知太政大臣不預知之由、報云、事是非輕、不蒙太政大臣處分難輒承行、遂辭出、到職曹司、令諮太政大臣。大臣驚令人奏曰、左大臣陛下之大功之臣也、今不知其罪忽被戮、未審因何事、若左大臣必可見誅、老臣先伏罪。帝初不知聞、大驚恠報詔以不知之由、於是事遂定矣。爾後太政大臣薨、清和天皇爲之期中不舉樂云、此等事皆左相公所語也、と見ゆ。此は疑なく吏部王記の文なり、或人貞信公記とせるは妄説なり。

罪人露顯  
の端緒

かくて九月ばかりに成りぬ。かゝる程に、伴大納言の出納の家の稚き子と、一にこの二字あり、舍人が小童といさかひをして、出納のしれば、出でて取りさへむとするに、此の出納同じく出でて見るに、よりに引放ちて我子をば家に入れて、此の舍人が子の髪を取りて打伏せて、死ぬばかりふむ。舍人思ふやう、我子も人の子も共に童部いさか

ひなり、只さてはあらで、我子をしもかくなさけなくふむは、いとあしき事なりと、はらだたしうて、まことはいかでなさけなく稚き者をかくはするぞといへば、出納いふやう、「おれば何事いふぞ」とねりたつる。「おればかりのおほやけ人を、一にはと我が打ちたらむに、何事の有るべきぞ。我君大納言殿のおはし坐せば、いみじき過をしたりとも、何事の出でくべきぞ、しれ事いふかたあかな」といふに、舍人大に腹立て、「おれは何事いふぞ、我主の大納言をかうけに思ふか。己が主は我口によりて人にてもおはするは知らぬか、我口あけてば、己が主は人にては有りなむや」といひければ、出納は腹立ちさして家にはひ入りにけり。此のいさかひを見ると、里となりの人市をなして聞きければ、いかにいふ事にか有らむと思ひて、或は妻子に語り、或はつぎつぎ語りちらして言ひさわざければ、世に廣がりて、おほやけまで聞召して、舍人を召して問はれければ、初はあらがひけれども、我も罪かうぶりぬべくと無し、いひければ、ありのくだりの事を申してけり。其後大納言も問はれなどして、事顯れての後なむ流されける。應天門を焼きて信の大臣におほせて、かの大臣を



善男の應  
ける所を以  
て焼

罪せさせて、一の大納言なれば、大臣にならむとかまへける事の、かへりて我身罪せられけむ、いかに悔しかりけむ」とあり。此人かゝるあしき人なりしかば、死後に冥府にも罪を被りて、疫病神と成りたる事は、今昔物語に見えて、師翁の已に説著されしが如くなれば、よく此を認めおきて、世にあしき心はもつまじきものなるを、家や國を誤る逆賊どもの古より絶えず多かるは、いかなる故ならむ。そも禍鬼にまじこられしには論なきものから、いともあはれむべき者なりかし。

〔註〕史鑑に、善男小人、陰謀凶逆、自取罪戾、事無足言者、獨痛夏井氏之賢而坐廢于海裔也、夫夏井爲民所思如此、其所施設必有足濟世者、惜乎其道不行於朝、而行於野、且其流非罪、而過律、設令有罪可以功贖之、當時朝臣何無一言爲之解冤者。予故知良相薦賢之表爲虛文也、と論へるは信なる説なり。余世にあしき者の、倭漢に多かる奴の事をも取出でて、後世の亂臣賊子の明鏡にもせむと思ひわたりしかども、暇なくてまだえ果さず。

序に云ふ、看聞御記に、嘉吉元年四月廿六日雨下、抑若州松永庄新八幡宮に有繪云。

淨喜申之間、社家へ被仰て、被借召、今日到來、有四卷、彦火々出見尊繪二卷、吉備大臣繪一卷、伴大納言繪一卷、金岡筆云。詞之端破損不見、古弊繪也、然而殊勝也、禁裏爲入見參召上畢、とある、この伴大納言繪は、今も存れること、誰も知るが如し。好古小録ちふ物に、三卷、畫者姓名闕、畫力精絶、事々古を徵すべし、首卷詞逸す、といへるは疎漏といふべし。青天白日に、若狭國小濱の臣武久某の家に藏る繪卷物は、伴善男應天門に放火し、事顯れ遠流せられたる始末を、巨勢金岡が畫きたるにて、國の先侯より台覽にも備へられ、新内裏御造營の度も、古制御覽せむためにや、京都にも召されたり。余も由ありて是を一覽せしに、畫の工はいふべくもなし。衣服、器械今に變りたる制多きが中に、殊更に覺えたるは、警固の武士どもの弓矢持ちたるは、太刀をおびず、太刀を帯びたるは、弓矢・鉾の類なし。古へは己が得物のみを具して、二よう三ようにかね帯する事はなしと見えたり、さも有るべき事なり。其中に何とも名づくべからざる兵仗なども見えたり」と云へり。